

令和 2 年度

地方税に関する参考計数資料

令和 2 年 2 月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（令和２年度）	1
2	税制改正による増減収見込額（令和２年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民１人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	36
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	38
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和元年度）	40
14	超過課税の状況	44
15	法定外税の実施状況（令和元年度）	46
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成30年度）	55
17	地方税の税率等の推移	56
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成30年度）	164
19	道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成30年度）	166
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（平成30年度）	168
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（平成30年度）	176
	（参考）超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況（平成30年度）	186
22	県民経済計算	188
23	主要経済指標の推移	190

1 地方税及び地方譲与税収入見込額（令和２年度）

I 地 方 税

(1) 総 括 表

（単位：億円）

区 分	令和元年度 当初見込額 (A)	令 和 2 年 度								(G) の 構成割合 (%)
		令和元年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)	令和元年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) ——×100 (A) (%)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)				
1.道 府 県 税	179,772	7,210	186,982	55	△ 1	54	187,036	7,264	104.0	45.6
2.市 町 村 税	222,606	452	223,058	29	△ 1	28	223,086	480	100.2	54.4
3.合 計	402,378	7,662	410,040	84	△ 2	82	410,122	7,744	101.9	100.0

（参考１） 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

（単位：億円）

区 分	令和元年度 当初見込額 (A)	令 和 2 年 度								(G) の 構成割合 (%)
		令和元年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C) + (F) (G)	令和元年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) —— × 100 (A) (%)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)				
1. 道 府 県 税	151,799	△ 55	151,744	47	△ 1	46	151,790	△ 9	100.0	37.0
2. 市 町 村 税	250,579	7,717	258,296	37	△ 1	36	258,332	7,753	103.1	63.0
3. 合 計	402,378	7,662	410,040	84	△ 2	82	410,122	7,744	101.9	100.0

（参考２） 地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を含めた場合の合計金額は、次のとおりである。

（単位：億円）

地方法人特別譲与税	21,351	△ 21,351	—				—	△ 21,351	皆減
特別法人事業譲与税	—	20,110	20,110		△ 1	△ 1	20,109	20,109	皆増
再 計 （地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を含む）	423,729	6,421	430,150	84	△ 3	81	430,231	6,502	101.5

(2) 税 目 別 内 訳

(単位：億円)

区 分	令和元年度 当初見込額 (A)	令和 2 年 度							(G) ——×100 (A) (%)
		令和元年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道 府 県 税 (Ⅰ) 普 通 税 1. 道 府 県 民 税	55,447	△ 2,313	53,134				53,134	△ 2,313	95.8
{ 個 人 均 等 割 所 得 割 法 人 均 等 割 法 人 税 割 利 子 割 配 当 割 株式等譲渡所得割	952	11	963				963	11	101.2
	43,759	736	44,495				44,495	736	101.7
	1,417	29	1,446				1,446	29	102.0
	5,283	△ 2,018	3,265				3,265	△ 2,018	61.8
	558	△ 142	416				416	△ 142	74.6
	1,815	△ 179	1,636				1,636	△ 179	90.1
	1,663	△ 750	913				913	△ 750	54.9
2. 事 業 税	43,306	101	43,407		△ 1	△ 1	43,406	100	100.2
{ 個 人 法 人	2,101	56	2,157				2,157	56	102.7
	41,205	45	41,250		△ 1	△ 1	41,249	44	100.1
3. 地 方 消 費 税	48,624	9,586	58,210				58,210	9,586	119.7
{ 譲 渡 割 貨 物 割	33,490	8,896	42,386				42,386	8,896	126.6
	15,134	690	15,824				15,824	690	104.6
4. 不 動 産 取 得 税	4,229	28	4,257				4,257	28	100.7
5. 道 府 県 た ば こ 税	1,429	6	1,435				1,435	6	100.4
6. ゴ ル フ 場 利 用 税	417	△ 6	411				411	△ 6	98.6
7. 自 動 車 取 得 税 (～R1.9)	870	△ 870	—	—	—	—	—	△ 870	皆減
8. 軽 油 引 取 税	9,537	49	9,586	55		55	9,641	104	101.1
9. 自 動 車 税	15,902	606	16,508				16,508	606	103.8
{ 自 動 車 税 (～R1.9) 環 境 性 能 割 種 別 割	15,240	△ 15,240	—	—	—	—	—	△ 15,240	皆減
	519	695	1,214				1,214	695	233.9
	143	15,151	15,294				15,294	15,151	10,695.1
10. 鉱 区 税	3	0	3				3	0	100.0
11. 固 定 資 産 税 (特例分等)	55	21	76				76	21	138.2
普 通 税 計	179,819	7,208	187,027	55	△ 1	54	187,081	7,262	104.0
(Ⅱ) 目 的 税									
1. 狩 猟 税	8	△ 1	7				7	△ 1	87.5
目 的 税 計	8	△ 1	7				7	△ 1	87.5
(Ⅲ) 道 府 県 税 小 計	179,827	7,207	187,034	55	△ 1	54	187,088	7,261	104.0
(Ⅳ) 東日本大震災による減免等	△ 55	3	△ 52				△ 52	—	—
(Ⅴ) 道 府 県 税 計	179,772	7,210	186,982	55	△ 1	54	187,036	7,264	104.0

※ 「1. 道府県民税」のうち、「法人税割」の(B)欄には、交付税原資化の拡大による減収額が含まれている(△1,700億円程度)。

※ 「3. 地方消費税」の(B)欄には、地方消費税率の引上げによる増収額が含まれている(8,900億円程度)。

※ 「3. 地方消費税」のうち、「譲渡割」及び「貨物割」の(B)欄には、不足額調整(譲渡割と貨物割の一方について還付金等に係る控除不足額が生じた場合、その控除不足額を他方の都道府県に払い込むべき額から控除するもの)の見込額が含まれている。

※ 「9. 自動車税」のうち、「環境性能割」及び「種別割」については、R1.10.1以降の適用であるため、令和元年度当初見込額と令和2年度収入見込額の単純な比較はできない。

(単位：億円)

区 分	令和元年度 当初見込額 (A)	令和 2 年 度							(G) ——×100 (A) (%)
		令和元年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和元年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)−(A)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市 町 村 税 (Ⅰ) 普 通 税									
1. 市 町 村 民 税	102,584	△ 2,086	100,498		△ 1	△ 1	100,497	△ 2,087	98.0
{ 個 人 均 等 割 所 得 割 法 人 均 等 割 法 人 税 割	2,220	24	2,244				2,244	24	101.1
	80,015	1,481	81,496				81,496	1,481	101.9
	4,235	127	4,362				4,362	127	103.0
	16,114	△ 3,718	12,396		△ 1	△ 1	12,395	△ 3,719	76.9
2. 固 定 資 産 税	91,593	1,942	93,535	25		25	93,560	1,967	102.1
{ 土 地 家 屋 償 却 資 産	34,707	248	34,955	12		12	34,967	260	100.7
	39,005	1,258	40,263	12		12	40,275	1,270	103.3
	17,009	443	17,452	1		1	17,453	444	102.6
純固定資産税小計	90,721	1,949	92,670	25		25	92,695	1,974	102.2
交 付 金	872	△ 7	865				865	△ 7	99.2
3. 軽 自 動 車 税	2,699	174	2,873				2,873	174	106.4
{ 軽自動車税(〜R1.9) 環 境 性 能 割 種 別 割	2,668	△ 2,668	—	—	—	—	—	△ 2,668	皆減
	31	87	118				118	87	380.6
	—	2,755	2,755				2,755	2,755	皆増
4. 市 町 村 た ば こ 税	8,745	41	8,786				8,786	41	100.5
5. 鉱 産 税	17	△ 2	15				15	△ 2	88.2
6. 特 別 土 地 保 有 税	2	0	2				2	0	100.0
普 通 税 計	205,640	69	205,709	25	△ 1	24	205,733	93	100.0
(Ⅱ) 目 的 税									
1. 入 湯 税	224	6	230				230	6	102.7
2. 事 業 所 税	3,791	93	3,884				3,884	93	102.5
3. 都 市 計 画 税	13,130	297	13,427	4		4	13,431	301	102.3
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目 的 税 計	17,145	396	17,541	4		4	17,545	400	102.3
(Ⅲ) 市 町 村 税 小 計	222,785	465	223,250	29	△ 1	28	223,278	493	100.2
(Ⅳ) 東日本大震災による減免等	△ 179	△ 13	△ 192				△ 192	—	—
(Ⅴ) 市 町 村 税 計	222,606	452	223,058	29	△ 1	28	223,086	480	100.2

※ 「1. 市町村民税」のうち、「法人税割」の(B)欄には、交付税原資化の拡大による減収額が含まれている(△3,000億円程度)。

※ 「3. 軽自動車税」のうち、「環境性能割」については、R1.10.1以降の適用であるため、令和元年度収入見込額と令和2年度収入見込額の単純な比較はできない。

(参考)

(単位：億円)

（単位：億円）

個 人 住 民 税	130,982		1,181	132,163				132,163	1,181	100.9		
地方法人二税+地方法人特別譲与税・特別法人事業譲与税	89,605	△	6,776	82,829	△	3	△	3	82,826	△	6,779	92.4
地 方 法 人 二 税	68,254	△	5,535	62,719	△	2	△	2	62,717	△	5,537	91.9
	地方法人特別譲与税	21,351	△	21,351	—				—	△	21,351	皆減
	特別法人事業譲与税	—		20,110	20,110	△	1	△	1	20,109	20,109	皆増

※ 「個人住民税」は、個人道府県民税(均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割)と個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額である。

※ 「地方法人二税」は、法人道府県民税(均等割及び法人税割)、法人市町村民税(均等割及び法人税割)及び法人事業税の合計額である。

Ⅱ 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和元年度 当初見込額 (A)	令 和 2 年 度					(E) ——×100 (A) (%)
		令和元年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D) (E)	令和元年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1.地方揮発油譲与税	2,472	△ 83	2,389		2,389	△ 83	96.6
2.石油ガス譲与税	72	△ 9	63		63	△ 9	87.5
3.自動車重量譲与税	2,742	103	2,845		2,845	103	103.8
4.航空機燃料譲与税	149	5	154		154	5	103.4
5.特別とん譲与税	137	△ 11	126		126	△ 11	92.0
6.森林環境譲与税	200	0	200	200	400	200	200.0
7.特別法人事業譲与税	—	20,110	20,110	△ 1	20,109	20,109	皆増
8.地方法人特別譲与税	21,351	△ 21,351	—		—	△ 21,351	皆減
合 計	27,123	△ 1,236	25,887	199	26,086	△ 1,037	96.2

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

※ 特別法人事業譲与税には、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）に基づき、令和2年度特別法人事業譲与税譲与金として譲与される額を計上している。

2 税制改正による増減収見込額（令和２年度）

（単位：億円）

改 正 事 項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し	△ 2 △ 2	△ 5 △ 5	△ 7 △ 7			
2 法人事業税 電気供給業に係る収入金額課税方式の見直し	△ 175 △ 175		△ 175 △ 175			
3 地方たばこ税 軽量な葉巻たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し	2 2	9 9	11 11			
4 軽油引取税 課税免除の特例措置の見直し	55 55		55 55	55 55		55 55
5 固定資産税 (1) 一般送配電事業者が新設した変電所又は送電施設に係る課税標準の特例措置の廃止 (2) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止 (3) ローカル５Gの設備に係る課税標準の特例措置の創設 (4) その他		97 80 21 △ 7 3	97 80 21 △ 7 3		25 21 4	25 21 4
6 都市計画税 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止等		4 4	4 4		4 4	4 4
7 納税環境整備 還付加算金等の割合の引下げ	7 7	14 14	21 21			
合 計	△ 113	119	6	55	29	84
国税の税制改正に伴うもの	12	△ 5	7	△ 1	△ 1	△ 2
個人住民税	△ 2	△ 4	△ 6			
法人住民税	△	△ 1	△ 1		△ 1	△ 1
法人事業税	3		3	△ 1		△ 1
地方消費税	11		11			
再 計	△ 101	114	13	54	28	82

（注1） 上記の計数は1億円未満を四捨五入している。

（注2） 上記の他、地方譲与税の増減収額は下記のとおり。

・ 森林環境譲与税の見直しによる譲与額の増加は初年度200億円。

・ 国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は初年度△1億円、平年度△2億円と見込まれる。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区 分 年 度	国 内 総 生 産（名 目）		国 民 所 得	
	実 数	対前年度伸長率(%)	実 数	対前年度伸長率(%)
昭 和 27 年 度	-	-	52,159	117.6
	-	-	60,015	115.1
	-	-	65,917	109.8
	85,979	-	69,733	105.8
	96,477	112.2	78,962	113.2
	110,641	114.7	88,681	112.3
	118,451	107.1	93,829	105.8
	138,970	117.3	110,421	117.7
	166,806	120.0	134,967	122.2
	201,708	120.9	160,819	119.2
	223,288	110.7	178,933	111.3
	262,286	117.5	210,993	117.9
	303,997	115.9	240,514	114.0
	337,653	111.1	268,270	111.5
	396,989	117.6	316,448	118.0
	464,454	117.0	375,477	118.7
	549,470	118.3	437,209	116.4
	650,614	118.4	521,178	119.2
	752,985	115.7	610,297	117.1
	828,993	110.1	659,105	108.0
	964,863	116.4	779,369	118.2
	1,167,150	121.0	958,396	123.0
	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
	2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
	2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
	2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
	2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
	3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
	3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
	3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
	3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
	3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
	4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
	4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
	4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
	4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
	4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
	5,027,512	104.2	3,683,506	100.4
	5,162,017	102.7	3,784,796	102.7
	5,288,425	102.4	3,913,605	103.4
	5,333,934	100.9	3,884,837	99.3
	5,260,040	98.6	3,782,396	97.4
	5,219,238	99.2	3,770,032	99.7
	5,284,466	101.2	3,859,685	102.4
	5,191,891	98.2	3,743,078	97.0
	5,148,545	99.2	3,726,487	99.6
	5,177,195	100.6	3,778,505	101.4
	5,213,485	100.7	3,826,715	101.3
	5,256,427	100.8	3,873,699	101.2
	5,290,335	100.6	3,923,519	101.3
	5,309,229	100.4	3,922,831	100.0
	5,094,820	96.0	3,640,510	92.8
	4,919,570	96.6	3,534,135	97.1
	4,994,289	101.5	3,618,953	102.4
	4,940,425	98.9	3,584,147	99.0
	4,943,698	100.1	3,597,799	100.4
	5,072,552	102.6	3,742,271	104.0
	5,182,352	102.2	3,794,509	101.4
	5,327,860	102.8	3,901,683	102.8
	5,368,508	100.8	3,922,435	100.5
	5,475,860	102.0	4,008,779	102.2
	5,483,670	100.1	4,042,622	100.8
平 成 元 年 度 実 績 見 込				
	5,583,000	101.8	4,081,000	100.9
2 見 込				
	5,702,000	102.1	4,152,000	101.7

(注) 1 国内総生産（名目）は、平成30年度までは「国民経済計算」による実績、令和元年度実績見込及び令和2年度見込は「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和2年1月20日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、平成30年度までは実績、令和元年度実績見込及び令和2年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成27年＝100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、平成30年度までは実績、令和元年度実績見込及び令和2年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

(単位 億円)

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区 分
指数27年=100	対前年度伸長率(%)	金 額	対前年度伸長率(%)	金 額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
5.8	-	10,362	125.0	3,361	109.2	
6.0	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	
6.8	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3	
8.2	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9	
9.4	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2	
9.4	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2	
11.7	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3	
14.3	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8	
17.0	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8	
17.8	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6	
20.7	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8	
23.2	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	
24.0	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7	
28.1	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1	
33.3	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5	
38.2	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0	
44.6	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8	
49.5	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4	
50.4	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9	
55.6	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1	
62.5	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7	
56.4	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	
53.9	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0	
59.8	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3	
61.7	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1	
66.0	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2	
71.3	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7	
72.7	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3	
74.2	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0	
73.8	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5	
78.0	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5	
84.5	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	
86.5	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5	
86.4	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6	
91.6	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5	
99.6	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7	
103.9	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度
109.0	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2	
108.3	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	
101.9	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6	
98.1	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2	
101.2	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9	
103.3	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	
106.8	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	
108.0	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	
100.6	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4	
103.3	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	
107.7	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	
97.8	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	
100.7	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	
103.6	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	
107.6	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	
109.3	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	
114.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	
117.5	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	
102.8	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	
93.0	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	
				(358,234)	(90.6)	
101.2	108.8	947,750	98.6	343,163	97.5	
				(357,323)	(99.7)	
100.5	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	
				(357,142)	(99.9)	
97.5	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	
				(361,317)	(101.2)	
101.1	102.6	974,120	101.0	353,743	102.7	
				(373,545)	(103.4)	
100.5	99.4	985,228	101.1	367,855	104.0	
				(391,733)	(104.9)	
99.8	99.3	984,052	99.9	390,986	106.3	
				(412,012)	(105.2)	
100.6	100.8	981,415	99.7	393,924	100.8	
				(411,700)	(99.9)	
103.5	102.9	979,984	99.9	399,044	101.3	
				(417,496)	(101.4)	
103.8	100.3	980,206	100.0	407,514	102.1	
				(428,379)	(102.6)	
-	98.3	907,975	92.6	409,714	100.5	令和元年度 実績見込
				(431,216)	(100.7)	
-	102.1	917,473	101.0	417,895	102.0	
				(438,004)	(101.6)	2 見 込

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成30年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、令和元年度実績見込及び令和2年度見込は地方財政計画額である。

5 地方税収入総額は、平成30年度までは決算額、令和元年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和2年度見込は地方財政計画に計画外税収見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額 A		租税総額に対する割合A／C(%)	
昭和5年度		1,103	百万円	64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508)	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702	億円 (4,617)	75.2	(60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139	<367,165> (355,206)	58.4	<43.6> (42.2)
12		527,209	<379,358> (368,005)	59.7	<43.0> (41.7)
13		499,684	<356,149> (321,060)	58.4	<41.6> (37.5)
14		458,442	<334,172> (287,309)	57.9	<42.2> (36.3)
15		453,694	<340,612> (272,765)	58.1	<43.6> (35.0)
16		481,029	<343,833> (303,113)	58.9	<42.1> (37.1)
17		522,905	<364,797> (332,569)	60.0	<41.9> (38.2)
18		541,169	<357,191> (339,172)	59.7	<39.4> (37.4)
19		526,558	<376,208> (360,754)	56.7	<40.5> (38.8)
20		458,309	<329,594> (288,858)	53.7	<38.6> (33.8)
21		402,433	<300,653> (223,734)	53.4	<39.9> (29.7)
22		【 395,693 】		【 52.5 】	
		437,074	<308,602> (238,603)	56.0	<39.6> (30.6)
		【 422,875 】		【 54.2 】	
23		451,754	<315,890> (246,665)	56.9	<39.8> (31.1)
		【 436,194 】		【 55.0 】	
24		470,492	<338,819> (273,022)	57.7	<41.6> (33.5)
		【 453,794 】		【 55.7 】	
25		512,274	<366,583> (313,801)	59.2	<42.3> (36.2)
		【 492,264 】		【 56.9 】	
26		578,492	<420,536> (376,032)	61.1	<44.4> (39.7)
		【 554,547 】		【 58.6 】	
27		599,694	<422,005> (400,082)	60.5	<42.6> (40.4)
		【 578,888 】		【 58.4 】	
28		589,563	<421,937> (391,830)	59.9	<42.9> (39.8)
		【 571,747 】		【 58.1 】	
29		623,803	<451,990> (433,704)	61.0	<44.2> (42.4)
		【 605,225 】		【 59.2 】	
30		642,241	<457,305> (448,954)	61.2	<43.6> (42.8)
		【 621,362 】		【 59.2 】	
令和元年度 実績見込		640,577	<460,046> (441,362)	61.0	<43.8> (42.0)
		【 619,217 】		【 58.9 】	
2 見 込		680,519	<488,971> (481,773)	62.0	<44.5> (43.9)
		【 660,601 】		【 60.1 】	

- (注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成30年度までは決算額、令和元年度実績見込は補正後予算額、令和2年度見込は当初予算額である。
- 2 地方税は、平成30年度までは決算額、令和元年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和2年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
- 3 国税欄の < > 内は、国税から地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の < > 内は、地方税に地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
- 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別

地 方 税				租 税 総 額		区分 年度
税 額 B		租税総額に対する割合B／C(%)		税 額 C		
601 百万円		35.3		1,704 百万円		昭 和 5 年 度
557		35.7		1,559		8
632		34.5		1,834		10
757		20.5		3,690		14
879	(1,302)	15.1	(22.4)	5,810		16
986	(1,834)	7.9	(14.6)	12,527		20
1,883 億円	(2,968)	24.8	(39.1)	7,585 億円		25
3,815	(5,636)	28.9	(42.8)	13,178		30
4,499	(6,386)	29.3	(41.6)	15,361		31
5,272	(7,597)	30.5	(43.9)	17,287		32
5,439	(8,003)	31.4	(46.1)	17,343		33
6,109	(9,027)	30.8	(45.5)	19,823		34
7,442	(10,914)	29.2	(42.9)	25,452		35
9,065	(13,537)	28.9	(43.2)	31,334		36
10,567	(15,750)	30.7	(45.7)	34,464		37
12,129	(18,292)	30.8	(46.4)	39,435		38
13,996	(20,942)	30.7	(45.9)	45,588		39
15,494	(23,156)	32.1	(48.0)	48,279		40
17,686	(26,576)	32.6	(48.9)	54,316		41
21,495	(32,037)	32.8	(49.0)	65,441		42
25,801	(37,662)	32.7	(47.7)	79,021		43
30,902	(46,566)	32.4	(48.8)	95,434		44
37,507	(56,691)	32.5	(49.2)	115,239		45
42,358	(63,414)	33.4	(50.0)	126,784		46
50,044	(75,708)	32.5	(49.2)	154,021		47
64,913	(99,149)	31.6	(48.3)	205,386		48
82,375	(126,587)	34.3	(52.8)	239,919		49
81,548	(117,540)	36.0	(51.9)	226,591		50
95,641	(137,401)	36.3	(52.1)	263,661		51
110,052	(160,303)	37.4	(54.5)	294,393		52
122,371	(181,335)	34.5	(51.1)	354,610		53
140,315	(201,556)	36.0	(51.7)	389,881		54
158,938	(239,148)	35.9	(54.0)	442,626		55
173,255	(263,121)	36.3	(55.1)	477,806		56
186,286	(265,132)	36.8	(52.4)	506,317		57
198,413	(276,561)	36.7	(51.2)	540,034		58
214,939	(308,683)	36.9	(53.0)	582,687		59
233,165	(335,973)	37.3	(53.8)	624,667		60
246,282	(348,458)	36.5	(51.6)	674,792		61
272,040	(388,028)	36.3	(51.7)	750,108		62
301,169	(433,154)	36.6	(52.6)	823,107		63
317,951	(486,024)	35.8	(54.7)	889,312		平 成 元 年 度
334,504	(510,442)	34.8	(53.0)	962,302		2
350,727	(525,922)	35.7	(53.5)	982,837		3
345,683	(506,498)	37.6	(55.1)	919,647		4
335,913	(495,637)	37.0	(54.6)	907,055		5
325,391	(465,128)	37.6	(53.7)	865,398		6
336,750	(479,173)	38.0	(54.1)	886,380		7
350,937	(507,431)	38.9	(56.2)	903,198		8
361,555	(530,105)	39.4	(57.8)	917,562		9
359,222	(508,224)	41.2	(58.3)	871,199		10
350,261	<475,235>	41.6	<56.4>	842,400		11
355,464	<503,315>	40.3	<57.0>	882,673		12
355,488	<499,023>	41.6	<58.4>	855,172		13
333,785	<458,055>	42.1	<57.8>	792,227		14
326,657	<439,739>	41.9	<56.4>	780,351		15
335,388	<472,584>	41.1	<57.9>	816,417		16
348,044	<506,152>	40.0	<58.1>	870,949		17
365,062	<549,040>	40.3	<60.6>	906,231		18
402,668	<553,018>	43.3	<59.5>	929,226		19
395,585	<524,300>	46.3	<61.4>	853,894		20
351,830	<453,609>	46.6	<60.1>	754,262		21
【 358,234 】		【 47.5 】		【 753,928 】		
343,163	<471,635>	44.0	<60.4>	780,237		22
【 357,323 】		【 45.8 】		【 780,198 】		
341,714	<477,578>	43.1	<60.2>	793,468		23
【 357,142 】		【 45.0 】		【 793,336 】		
344,608	<476,281>	42.3	<58.4>	815,100		24
【 361,317 】		【 44.3 】		【 815,111 】		
353,743	<499,434>	40.8	<57.7>	866,017		25
【 373,545 】		【 43.1 】		【 865,809 】		
367,855	<525,810>	38.9	<55.6>	946,346		26
【 391,733 】		【 41.4 】		【 946,280 】		
390,986	<568,675>	39.5	<57.4>	990,679		27
【 412,012 】		【 41.6 】		【 990,900 】		
393,924	<561,549>	40.1	<57.1>	983,486		28
【 411,700 】		【 41.9 】		【 983,447 】		
399,044	<570,857>	39.0	<55.8>	1,022,847		29
【 417,496 】		【 40.8 】		【 1,022,721 】		
407,514	<592,451>	38.8	<56.4>	1,049,756		30
【 428,379 】		【 40.8 】		【 1,049,742 】		
409,714	<590,245>	39.0	<56.2>	1,050,291		令和元年度 実績見込
【 431,216 】		【 41.1 】		【 1,050,433 】		
417,895	<609,443>	38.0	<55.5>	1,098,414		2 見 込
【 438,004 】		【 39.9 】		【 1,098,605 】		

事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を控除した場合の金額であり、地方税額の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和35年度	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25	1,001,889	974,120	97.2
26	988,135	985,228	99.7
27	982,303	984,052	100.2
28	975,418	981,415	100.6
29	981,156	979,984	99.9
30	989,747	980,206	99.0
令和元年度実績見込	1,046,517	907,975	86.8
2見 込	1,026,580	917,473	89.4

(注) 1 国の歳出は平成30年度までは決算額、令和元年度実績見込は補正後予算額、令和2年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。

2 地方の歳出は、平成30年度までは決算額（ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額）、令和元年度実績見込及び令和2年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。

明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計

大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計

昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計

昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～平成30年度 普通会計の純計

3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,683,506	540,007	325,391	865,398	14.7	8.8	23.5
7	3,784,796	549,630	336,750	886,380	14.5	8.9	23.4
8	3,913,605	552,261	350,937	903,198	14.1	9.0	23.1
9	3,884,837	556,007	361,555	917,562	14.3	9.3	23.6
10	3,782,396	511,977	359,222	871,199	13.5	9.5	23.0
11	3,770,032	492,139	350,261	842,400	13.1	9.3	22.3
12	3,859,685	527,209	355,464	882,673	13.7	9.2	22.9
13	3,743,078	499,684	355,488	855,172	13.3	9.5	22.8
14	3,726,487	458,442	333,785	792,227	12.3	9.0	21.3
15	3,778,505	453,694	326,657	780,351	12.0	8.6	20.7
16	3,826,715	481,029	335,388	816,417	12.6	8.8	21.3
17	3,873,699	522,905	348,044	870,949	13.5	9.0	22.5
18	3,923,519	541,169	365,062	906,231	13.8	9.3	23.1
19	3,922,831	526,558	402,668	929,226	13.4	10.3	23.7
20	3,640,510	458,309	395,585	853,894	12.6	10.9	23.5
21	3,534,135	402,433	351,830	754,262	11.4	10.0	21.3
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.2)	(10.1)	(21.3)
22	3,618,953	437,074	343,163	780,237	12.1	9.5	21.6
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(11.7)	(9.9)	(21.6)
23	3,584,147	451,754	341,714	793,468	12.6	9.5	22.1
		(436,194)	(357,142)	(793,336)	(12.2)	(10.0)	(22.1)
24	3,597,799	470,492	344,608	815,100	13.1	9.6	22.7
		(453,794)	(361,317)	(815,111)	(12.6)	(10.0)	(22.7)
25	3,742,271	512,274	353,743	866,017	13.7	9.5	23.1
		(492,264)	(373,545)	(865,809)	(13.2)	(10.0)	(23.1)
26	3,794,509	578,492	367,855	946,346	15.2	9.7	24.9
		(554,547)	(391,733)	(946,280)	(14.6)	(10.3)	(24.9)
27	3,901,683	599,694	390,986	990,679	15.4	10.0	25.4
		(578,888)	(412,012)	(990,900)	(14.8)	(10.6)	(25.4)
28	3,922,435	589,563	393,924	983,486	15.0	10.0	25.1
		(571,747)	(411,700)	(983,447)	(14.6)	(10.5)	(25.1)
29	4,008,779	623,803	399,044	1,022,847	15.6	10.0	25.5
		(605,225)	(417,496)	(1,022,721)	(15.1)	(10.4)	(25.5)
30	4,042,622	642,241	407,514	1,049,756	15.9	10.1	26.0
		(621,362)	(428,379)	(1,049,742)	(15.4)	(10.6)	(26.0)
令和元年度実績見込	4,081,000	640,577	409,714	1,050,291	15.7	10.0	25.7
		(619,217)	(431,216)	(1,050,433)	(15.2)	(10.6)	(25.7)
2見 込	4,152,000	680,519	417,895	1,098,414	16.4	10.1	26.5
		(660,601)	(438,004)	(1,098,605)	(15.9)	(10.5)	(26.5)

(注) 1 国民所得は、平成30年度までは実績、令和元年度実績見込額及び令和2年度見込は「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和2年1月20日閣議決定)における額である。

2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成30年度までは決算額、令和元年度は補正後予算額、令和2年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

3 地方税は、平成30年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、令和元年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、令和2年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税及び特別法人事業税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合である。

5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	(344,383)	(281,970)	(626,352)	(782,940)
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	(358,278)	(285,266)	(643,544)	(804,430)
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	(383,269)	(290,836)	(674,105)	(842,631)
26	451,149	286,879	738,027	922,534
	(432,475)	(305,501)	(737,975)	(922,469)
27	468,269	305,300	773,568	966,960
	(452,022)	(321,718)	(773,740)	(967,175)
28	460,931	307,977	768,907	961,134
	(447,002)	(321,874)	(768,876)	(961,095)
29	488,463	312,468	800,931	1,001,164
	(473,916)	(326,916)	(800,832)	(1,001,040)
30	503,941	319,760	823,703	1,029,629
	(487,559)	(336,132)	(823,692)	(1,029,615)
令和元年度 実績見込	502,636	321,487	824,122	1,030,153
	(485,875)	(338,358)	(824,234)	(1,030,293)
2 見 込	533,977	327,906	861,883	1,077,354
	(518,348)	(343,685)	(862,033)	(1,077,541)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(ウ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(エ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(オ) 平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口。ただし、令和元年度及び令和2年度は、平成31年1月1日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区 分		租 税 総 額					
		金 額		比 率		金 額	
		金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 10 年 度		1,834 百万円	100.0 %	1,008 百万円	55.0 %	826 百万円	45.0 %
15		5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25		7,585 億円	100.0	4,737 億円	62.5	2,848 億円	37.5
30		13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35		25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40		48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45		115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50		226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55		442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60		624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
平 成 2 年 度		962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
7		886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
10		871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1
11		842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3
12		882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13		855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6
14		792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6
15		780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16		816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17		870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18		906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3
19		929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20		853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21		754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9
		(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
22		780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3
		(780,198)	(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
23		793,468	100.0	547,423	69.0	246,046	31.0
		(793,336)	(100.0)	(547,288)	(69.0)	(246,045)	(31.0)
24		815,100	100.0	567,792	69.7	247,309	30.3
		(815,111)	(100.0)	(567,802)	(69.7)	(247,307)	(30.3)
25		866,017	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4
		(865,809)	(100.0)	(610,857)	(70.6)	(254,952)	(29.4)
26		946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4
		(946,280)	(100.0)	(639,422)	(67.6)	(306,858)	(32.4)
27		990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3
		(990,900)	(100.0)	(650,720)	(65.7)	(340,180)	(34.3)
28		983,486	100.0	648,865	66.0	334,622	34.0
		(983,447)	(100.0)	(648,825)	(66.0)	(334,622)	(34.0)
29		1,022,847	100.0	685,740	67.0	337,107	33.0
		(1,022,721)	(100.0)	(685,614)	(67.0)	(337,107)	(33.0)
30		1,049,756	100.0	709,933	67.6	339,823	32.4
		(1,049,742)	(100.0)	(709,919)	(67.6)	(339,823)	(32.4)
令和元年度 実績見込		1,050,291	100.0	698,262	66.5	352,029	33.5
		(1,050,433)	(100.0)	(698,404)	(66.5)	(352,029)	(33.5)
2 見 込		1,098,414	100.0	712,240	64.8	386,174	35.2
		(1,098,605)	(100.0)	(712,431)	(64.8)	(386,174)	(35.2)

区 分		国 税					
		金 額		比 率		金 額	
		金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 10 年 度		1,202 百万円	100.0 %	421 百万円	35.0 %	781 百万円	65.0 %
15		4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
25		5,702 億円	100.0	3,136 億円	55.0	2,566 億円	45.0
30		9,364	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35		18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40		32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45		77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50		145,042	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55		283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
60		391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
平 成 2 年 度		627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
7		549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
10		511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7
11		492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8
12		527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
13		499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5
14		458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7
15		483,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16		451,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17		522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18		541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19		526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6
20		458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21		402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1
		(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)
22		437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7
		(422,875)	(100.0)	(232,025)	(54.9)	(190,849)	(45.1)
23		451,754	100.0	258,581	57.2	193,173	42.8
		(436,194)	(100.0)	(243,020)	(55.7)	(193,172)	(44.3)
24		470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3
		(453,794)	(100.0)	(259,553)	(57.2)	(194,239)	(42.8)
25		512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2
		(492,264)	(100.0)	(291,371)	(59.2)	(200,893)	(40.8)
26		578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2
		(554,547)	(100.0)	(304,876)	(55.0)	(249,670)	(45.0)
27		599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0
		(578,887)	(100.0)	(314,947)	(54.4)	(263,941)	(45.6)
28		589,563	100.0	328,527	55.7	261,035	44.3
		(571,747)	(100.0)	(310,712)	(54.3)	(261,035)	(45.7)
29		623,803	100.0	360,767	57.8	263,036	42.2
		(605,225)	(100.0)	(342,189)	(56.5)	(263,036)	(43.5)
30		642,241	100.0	377,375	58.8	264,866	41.2
		(621,362)	(100.0)	(356,496)	(57.4)	(264,866)	(42.6)
令和元年度 実績見込		640,577	100.0	363,066	56.7	277,511	43.3
		(619,217)	(100.0)	(341,706)	(55.2)	(277,511)	(44.8)
2 見 込		680,519	100.0	377,943	55.5	302,576	44.5
		(660,601)	(100.0)	(358,025)	(54.2)	(302,576)	(45.8)

地方税				区 分		
地 額		方 接 税		税 接 税 等		
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	
632 百万円	100.0 %	587 百万円	92.9 %	45 百万円	7.1 %	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	63	8.0	15
1,883 億円	100.0	1,601 億円	85.0	282 億円	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	2
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	7
359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4	10
350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6	11
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6	13
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2	14
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	15
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	16
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	18
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	19
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	20
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	21
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(51,000)	(14.2)	
343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5	22
(357,323)	(100.0)	(304,296)	(85.2)	(53,026)	(14.8)	
341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5	23
(357,142)	(100.0)	(304,268)	(85.2)	(52,873)	(14.8)	
344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4	24
(361,317)	(100.0)	(308,249)	(85.3)	(53,068)	(14.7)	
353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3	25
(373,545)	(100.0)	(319,486)	(85.5)	(54,059)	(14.5)	
367,855	100.0	310,667	84.5	57,188	15.5	26
(391,733)	(100.0)	(334,546)	(85.4)	(57,188)	(14.6)	
390,986	100.0	314,746	80.5	76,239	19.5	27
(412,012)	(100.0)	(335,773)	(81.5)	(76,239)	(18.5)	
393,924	100.0	320,337	81.3	73,587	18.7	28
(411,700)	(100.0)	(338,113)	(82.1)	(73,587)	(17.9)	
399,044	100.0	324,973	81.4	74,071	18.6	29
(417,496)	(100.0)	(343,425)	(82.3)	(74,071)	(17.7)	
407,514	100.0	332,558	81.6	74,956	18.4	30
(428,379)	(100.0)	(353,423)	(82.5)	(74,956)	(17.5)	
409,714	100.0	335,196	81.8	74,518	18.2	令和元年度 実績見込
(431,216)	(100.0)	(356,698)	(82.7)	(74,518)	(17.3)	
417,895	100.0	334,297	80.0	83,598	20.0	2 見 込
(438,004)	(100.0)	(354,406)	(80.9)	(83,598)	(19.1)	

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成30年度までは決算額、令和元年度は補正後予算額、令和2年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直 接 税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まず、平成30年度までは決算額、令和元年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和2年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直 接 税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21年度以降の（ ）内は、国税の直接税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

- (注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娛樂施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娛樂施設）利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 税 与 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地方交付税(地方分与税 地方財政平衡交付金)
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	国 庫 支 出 金
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	そ の 他
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	小 計
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	地 方 債
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	繰 越 金
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 税 与 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方交付税(地方分与税 地方財政平衡交付金)
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	国 県 支 出 金
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	そ の 他
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	小 計
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	地 方 債
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	繰 越 金
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	市 町 村 計
												合計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 税 与 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方交付税(地方分与税 地方財政平衡交付金)
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	国 庫 支 出 金 等
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	そ の 他
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	小 計
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	地 方 債
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	繰 越 金
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国県支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その２）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 県 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	都道府県
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 税 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
市町村												
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 税 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
純計												
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 税 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その３）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成22年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	15,932,318	31.8	38.3
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	1,593,264	3.2	3.8
地方特例交付金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	156,631	0.3	0.4
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,766,464	17.5	21.1
国 庫 支 出 金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	6,253,231	12.5	15.0
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	8,853,942	17.7	21.3
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,555,850	83.0	100.0
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	7,809,867	15.6	—
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	700,395	1.4	—
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	50,066,112	100.0	—
市町村												
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,384,012	34.1	38.9
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	475,925	0.9	1.0
地方特例交付金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	226,534	0.4	0.5
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	8,427,087	15.6	17.8
国 県 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	10,973,476	20.4	23.2
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	8,815,047	16.4	18.6
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	5,184,960	9.6	—
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,366,984	2.5	—
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	53,854,025	100.0	—
純計												
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	34,316,330	35.2	41.6
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	2,069,189	2.1	2.5
地方特例交付金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	383,165	0.4	0.5
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	17,193,551	17.6	20.8
国 庫 支 出 金 等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	14,234,558	14.6	17.3
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	14,277,809	14.6	17.3
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	82,474,602	84.6	100.0
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	12,969,520	13.3	—
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,067,379	2.1	—
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	97,511,501	100.0	—

(単位 百万円)

平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
20,142,594	38.7	44.7	20,251,648	39.2	45.2	20,542,835	40.4	46.7	20,620,136	40.9	47.4	地 方 税
2,257,839	4.3	5.0	1,924,835	3.7	4.3	1,990,889	3.9	4.5	2,232,233	4.4	5.1	地 方 譲 与 税
47,547	0.1	0.1	49,320	0.1	0.1	47,258	0.1	0.1	54,946	0.1	0.1	地 方 特 例 交 付 金
8,845,703	17.0	19.6	9,049,996	17.5	20.2	8,659,264	17.0	19.7	8,567,710	17.0	19.7	地 方 交 付 税
6,264,392	12.0	13.9	6,452,566	12.5	14.4	6,043,848	11.9	13.7	5,678,923	11.3	13.0	国 庫 支 出 金
7,497,741	14.4	16.6	7,065,288	13.7	15.8	6,685,590	13.1	15.2	6,375,492	12.7	14.6	そ の 他
45,055,816	86.6	100.0	44,793,653	86.8	100.0	43,969,684	86.4	100.0	43,529,440	86.4	100.0	小 計
5,528,081	10.6	—	5,526,059	10.7	—	5,516,607	10.8	—	5,415,019	10.7	—	地 方 債
1,465,987	2.8	—	1,303,378	2.5	—	1,403,213	2.8	—	1,428,354	2.8	—	繰 越 金
52,049,884	100.0	—	51,623,090	100.0	—	50,889,504	100.0	—	50,372,813	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
18,955,969	32.3	36.7	19,140,743	32.8	37.1	19,361,567	32.4	36.5	20,131,306	33.6	37.9	地 方 税
421,408	0.7	0.8	415,397	0.7	0.8	414,335	0.7	0.8	418,640	0.7	0.8	地 方 譲 与 税
71,321	0.1	0.1	73,980	0.1	0.1	85,542	0.1	0.2	99,454	0.2	0.2	地 方 特 例 交 付 金
8,544,937	14.5	16.5	8,189,012	14.0	15.9	8,108,742	13.6	15.3	7,980,515	13.3	15.0	地 方 交 付 税
12,902,014	22.0	25.0	13,130,551	22.5	25.5	13,411,227	22.4	25.3	13,068,484	21.8	24.6	国 県 支 出 金
10,795,362	18.4	20.9	10,617,032	18.2	20.6	11,598,576	19.4	21.9	11,406,429	19.0	21.5	そ の 他
51,691,011	88.0	100.0	51,566,715	88.3	100.0	52,979,989	88.6	100.0	53,104,828	88.7	100.0	小 計
5,187,137	8.8	—	4,889,191	8.4	—	5,152,008	8.6	—	5,119,066	8.5	—	地 方 債
1,850,534	3.2	—	1,944,822	3.3	—	1,694,782	2.8	—	1,666,982	2.8	—	繰 越 金
58,728,682	100.0	—	58,400,728	100.0	—	59,826,779	100.0	—	59,890,876	100.0	—	市 町 村 計
												純計
39,098,563	38.4	44.5	39,392,391	38.8	44.9	39,904,402	39.4	45.6	40,751,442	40.2	46.4	地 方 税
2,679,246	2.6	3.0	2,340,232	2.3	2.7	2,405,224	2.4	2.7	2,650,873	2.6	3.0	地 方 譲 与 税
118,868	0.1	0.1	123,300	0.1	0.1	132,800	0.1	0.2	154,400	0.2	0.2	地 方 特 例 交 付 金
17,390,640	17.1	19.8	17,239,008	17.0	19.6	16,768,005	16.5	19.1	16,548,225	16.3	18.9	地 方 交 付 税
15,221,213	14.9	17.3	15,629,138	15.4	17.8	15,465,013	15.3	17.7	14,834,131	14.6	16.9	国 庫 支 出 金 等
13,404,435	13.2	15.2	13,100,302	12.9	14.9	12,904,984	12.7	14.7	12,802,454	12.6	14.6	そ の 他
87,912,965	86.3	100.0	87,824,371	86.6	100.0	87,580,428	86.4	100.0	87,741,525	86.6	100.0	小 計
10,688,010	10.5	—	10,387,277	10.2	—	10,644,892	10.5	—	10,508,424	10.4	—	地 方 債
3,316,521	3.3	—	3,248,200	3.2	—	3,097,995	3.1	—	3,095,336	3.1	—	繰 越 金
101,917,496	100.0	—	101,459,848	100.0	—	101,323,315	100.0	—	101,345,285	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その１）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（ 個 人 分 ）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（ 法 人 分 ）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事 業 税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（ 個 人 分 ）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（ 法 人 分 ）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特 別 所 得 税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不 動 産 取 得 税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入 場 税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯 楽 施 設 利 用 税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料 理 飲 食 等 消 費 税	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
（ 遊 興 飲 食 税 ）										
自 動 車 税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉦 区 税	274	11.8	335	2.3	329	1.3	383	0.9	414	3.8
漁 業 権 税	48		50		—		—		—	
狩 猟 者 税	294		366		308		351		315	
法 定 外 普 通 税	220		264		339		251		261	
道府県固定資産税	—		—		—		—		—	
旧 法 に よ る 税	7,331	—	1,782	—	672	—	258	—	4,580	—
水 利 地 益 税	50		23		5		2		—	
軽 油 引 取 税	—		—		—		—		—	
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個 人 均 等 割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所 得 割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法 人 均 等 割	不 明	—	不 明	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法 人 税 割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固 定 資 産 税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土 地 税	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家 屋 税	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償 却 資 産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自 転 車 荷 車 税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自 転 車 税	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷 車 税	1,175		1,189		1,229		1,245		—	
軽 自 動 車 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電 気 ガ ス 税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉦 産 税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木 材 引 取 税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入 湯 税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広 告 税	166	0.1	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接 客 人 税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法 定 外 普 通 税	294	11.9	484	4.0	323	1.6	814	1.0	843	0.7
旧 法 に よ る 税	13,820		5,556		2,652		1,281		722	
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水 利 地 益 税	226	0.2	303	0.2	349	0.2	339	0.2	305	0.1
共 同 施 設 税	8		17		22		21		18	
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地 方 税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

- （注） 1 各年度とも決算額である。
- 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
- 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
- 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
- 5 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道 府 県 民 税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個 人 分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法 人 分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事 業 税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個 人 分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法 人 分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 所 得 税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不 動 産 取 得 税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道 府 県 た ば こ 消 費 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 場 税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料 理 飲 食 等 消 費 税
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	(遊 興 飲 食 税)
474	2.4	542	2.3	605	1.9	694	2.2	810	1.8	自 動 車 税
—		—		—		—		—		鉦 区 税
331		341		351		373		387		漁 業 権 税
321		408		730		690		387		狩 猟 者 税
2,155		2,819		2,373		3,087		3,099		法 定 外 普 通 税
260		141		361		62		51		道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	水 利 地 益 税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	軽 油 引 取 税
										計
										市 町 村 税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市 町 村 民 税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個 人 均 等 割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所 得 割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法 人 均 等 割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法 人 税 割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固 定 資 産 税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土 地
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家 屋
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償 却 資 産
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純 固 定 資 産 税 小 計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交 付 金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納 付 金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自 転 車 荷 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 転 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷 車 税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽 自 動 車 税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電 気 ガ ス 税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉦 産 税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木 材 引 取 税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入 湯 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広 告 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接 客 人 税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法 定 外 普 通 税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	350	2.5	441	2.8	547	2.9	入 湯 税 (目 的 税)
—	—	3,149	1.3	6,858		8,197		9,053		都 市 計 画 税
318	0.1	284		279		267		280		水 利 地 益 税
19		17		33		17		16		共 同 施 設 税
234,432		264,808		296,995		316,550		347,075		計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地 方 税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

11 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その２）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
（遊興飲食税）										
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉾 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税	430		539		600		341		355	
（狩猟免許税）	422		474		558		561		586	
法定外普通税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
道府県固定資産税	33	—	77	—	40	—	18	—	20	—
旧法による税	—		—		—		—		—	
自動車取得税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	299		305	
入 猟 税	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
計										
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家 屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉾 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地 方 税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道 府 県 民 税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	{ 個 人 均 等 割
								197,116	11.4	
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	{ 法 人 均 等 割
								125,112	7.2	
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事 業 税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個 人 分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法 人 分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不 動 産 取 得 税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	{ 料 理 飲 食 等 消 費 税
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	(遊 興 飲 食 税)
825	{ 0.7	802	{ 0.7	846	{ 0.4	878	{ 0.3	861	{ 0.3	自 動 車 税
393		435		491		546		604		鉦 区 税
635		520		645		317		48		{ 狩 猟 者 登 録 税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		
15		2		1		1		15		(狩 猟 免 許 税)
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	法 定 外 普 通 税
64,890	{ 8.3	77,954	{ 8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	道府県固定資産税
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	旧 法 に よ る 税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	自 動 車 取 得 税
										軽 油 引 取 税
										入 猟 税
										計
										市 町 村 税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市 町 村 民 税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個 人 均 等 割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所 得 割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法 人 均 等 割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法 人 税 割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固 定 資 産 税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土 地
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償 却 資 産
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交 付 金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納 付 金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽 自 動 車 税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電 気 ガ ス 税
2,420	{ 0.6	2,506	{ 0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉦 産 税
2,497		2,628		2,709	0.3	2,711	0.2	2,595	0.2	木 材 引 取 税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法 定 外 普 通 税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧 法 に よ る 税
1,356	{ 2.7	1,469	{ 3.0	1,646	{ 3.3	1,869	{ 3.9	2,047	{ 4.0	入 湯 税
19,012		24,208		31,759		43,457		52,785		都 市 計 画 税
302		297		290		306		300		水 利 地 益 税
26		4		3		3		3		共 同 施 設 税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個 人 均 等 割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所 得 割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法 人 均 等 割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法 人 税 割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事 業 税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（ 個 人 分 ）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（ 法 人 分 ）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不 動 産 取 得 税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自 動 車 税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉦 区 税	822		792		731		660		621	
狩 猟 者 登 録 税										
（ 狩 猟 免 許 税 ）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法 定 外 普 通 税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧 法 に よ る 税	6		4		101		110		33	
自 動 車 取 得 税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽 油 引 取 税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個 人 均 等 割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所 得 割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法 人 均 等 割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法 人 税 割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固 定 資 産 税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土 地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家 屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償 却 資 産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交 付 金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納 付 金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽 自 動 車 税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電 気 税	—	—	—	—	—	—	—	—	147,039	3.7
（ 電 気 ガ ス 税 ）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガ ス 税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉦 産 税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木 材 引 取 税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法 定 外 普 通 税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧 法 に よ る 税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入 湯 税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事 業 所 税	—		—		—		—		—	
都 市 計 画 税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水 利 地 益 税	321		302		334		260		260	
共 同 施 設 税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地 方 税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道 府 県 民 税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個 人 均 等 割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所 得 割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法 人 均 等 割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法 人 税 割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事 業 税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個 人 分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法 人 分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不 動 産 取 得 税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自 動 車 税
592	0.1	530	0.1	993	0.2	961	0.2	1,029	0.2	鉾 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩 猟 者 登 録 税
183		355		821		3,401		4,589		(狩 猟 免 許 税)
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		法 定 外 普 通 税
6		4		1		3		0		道府県固定資産税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	旧 法 に よ る 税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	自 動 車 取 得 税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	軽 油 引 取 税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	入 猟 税
										計
										市 町 村 税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市 町 村 民 税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個 人 均 等 割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所 得 割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法 人 均 等 割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法 人 税 割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固 定 資 産 税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土 地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家 屋
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償 却 資 産
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純固定資産税小計
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交 付 金
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納 付 金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽 自 動 車 税
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市町村たばこ消費税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電 気 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(電 気 ガ ス 税)
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガ ス 税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	鉾 産 税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	木 材 引 取 税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	特 別 土 地 保 有 税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	法 定 外 普 通 税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧 法 に よ る 税
7,153	5.1	8,790	6.2	9,318	6.2	12,677	7.5	13,172	7.4	入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事 業 所 税
195,498		224,990		252,487		372,479		424,715		都 市 計 画 税
265		257		267		282		294		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計
8,154,841	—	9,564,091	—	11,005,216	—	12,237,054	—	14,031,511	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その４）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個 人 均 等 割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所 得 割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法 人 均 等 割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法 人 税 割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利 子 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（ 個 人 分 ）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（ 法 人 分 ）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不 動 産 取 得 税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自 動 車 税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦 区 税	1,009	0.2	967	0.2	910	0.3	958	0.3	935	0.3
狩 猟 者 登 録 税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法 定 外 普 通 税	5,140		5,111		8,661		11,575		14,700	
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧 法 に よ る 税	2		0		0		0		0	
自 動 車 取 得 税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽 油 引 取 税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入 猟 税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個 人 均 等 割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所 得 割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法 人 均 等 割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法 人 税 割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固 定 資 産 税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土 地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家 屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償 却 資 産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交 付 金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納 付 金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽 自 動 車 税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電 気 税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガ ス 税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦 産 税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木 材 引 取 税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法 定 外 普 通 税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧 法 に よ る 税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	13,024	7.3	13,021	7.1	13,232	7.2	13,001	7.3	13,533	7.2
事 業 所 税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都 市 計 画 税	469,084		495,211		554,396		616,356		655,370	
水 利 地 益 税	315		315		316		303		280	
共 同 施 設 税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地 方 税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道府県たばこ消費税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892	0.4	855	0.4	758	0.4	719	0.3	鉦 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348		16,628		23,055		20,880		法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道府県固定資産税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純固定資産税小計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市町村たばこ消費税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉦 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957	7.1	14,886	7.3	15,699	7.1	16,217	6.9	入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084		791,002		828,762		844,335		都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個 人 均 等 割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所 得 割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法 人 均 等 割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法 人 税 割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利 子 割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事 業 税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（ 個 人 分 ）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（ 法 人 分 ）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地 方 消 費 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨 物 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 取 得 税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道 府 県 た ば こ 税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴ ル フ 場 利 用 税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特 別 地 方 消 費 税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自 動 車 税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉦 区 税	704	1.0	694	0.3	698	0.2	709	0.3	643	0.2
狩 猟 者 登 録 税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法 定 外 普 通 税	16,176		21,512		19,551		17,976		21,429	
道 府 県 固 定 資 産 税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧 法 に よ る 税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自 動 車 取 得 税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽 油 引 取 税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入 猟 税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個 人 均 等 割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所 得 割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法 人 均 等 割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法 人 税 割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固 定 資 産 税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土 地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家 屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償 却 資 産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交 付 金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽 自 動 車 税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市 町 村 た ば こ 税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉦 産 税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特 別 土 地 保 有 税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法 定 外 普 通 税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧 法 に よ る 税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入 湯 税	17,220	7.0	18,420	7.0	19,313	7.1	19,388	7.4	19,445	7.7
事 業 所 税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都 市 計 画 税	904,045		942,317		1,012,450		1,109,676		1,169,826	
水 利 地 益 税	254		196		196		190		181	
共 同 施 設 税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地 方 税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個 人 均 等 割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所 得 割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法 人 均 等 割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法 人 税 割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利 子 割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事 業 税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個 人 分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法 人 分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地 方 消 費 税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲 渡 割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨 物 割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不 動 産 取 得 税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道 府 県 た ば こ 税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴ ル フ 場 利 用 税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特 別 地 方 消 費 税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自 動 車 税
613	0.3	594	0.2	580	0.2	537	0.2	492	0.3	鉦 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩 猟 者 登 録 税
23,903		21,256		21,980		20,467		20,211		法 定 外 普 通 税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道 府 県 固 定 資 産 税
679		515		398		207		110		旧 法 に よ る 税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自 動 車 取 得 税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽 油 引 取 税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市 町 村 税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個 人 均 等 割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所 得 割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法 人 均 等 割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法 人 税 割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固 定 資 産 税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土 地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償 却 資 産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純 固 定 資 産 税 小 計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交 付 金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽 自 動 車 税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市 町 村 た ば こ 税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉦 産 税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特 別 土 地 保 有 税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
20,006	8.2	20,823	8.3	21,733	8.3	22,207	7.9	22,612	8.2	入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事 業 所 税
1,227,515		1,304,476		1,369,145		1,325,671		1,352,233		都 市 計 画 税
184		184		168		167		160		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個 人 均 等 割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所 得 割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法 人 均 等 割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法 人 税 割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利 子 割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配 当 割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個 人 分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法 人 分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409	0.4	407	0.4	407	0.3	401	0.2	396	0.3	鉦 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101		45,262		45,612		30,477		32,875		法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
22		15		4		5		3		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個 人 均 等 割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所 得 割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法 人 均 等 割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法 人 税 割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉦 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195	8.1	24,366	7.9	25,011	7.5	24,686	7.1	23,704	7.3	入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129		1,233,035		1,181,786		1,201,564		1,224,964		都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8	5,943,248	40.2
個 人 均 等 割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6	79,920	0.5
所 得 割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9	4,561,214	30.9
法 人 均 等 割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0	148,176	1.0
法 人 税 割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8	692,118	4.7
利 子 割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8	114,943	0.8
配 当 割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5	130,083	0.9
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1	216,794	1.5
事 業 税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9	2,855,220	19.3
（ 個 人 分 ）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3	181,344	1.2
（ 法 人 分 ）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6	2,673,876	18.1
地 方 消 費 税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0	2,649,639	17.9
譲 渡 割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5	1,907,592	12.9
貨 物 割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5	742,047	5.0
不 動 産 取 得 税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4	356,954	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0	172,537	1.2
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4	49,316	0.3
自 動 車 取 得 税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5	193,426	1.3
軽 油 引 取 税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5	943,273	6.4
自 動 車 税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2	1,574,379	10.7
釧 区 税	394		393		386		368		346	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2	24,170	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298		1,689	
旧法による税	12		7		5		6		2	
狩 猟 税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0	1,579	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1	8,074	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0	14,773,853	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7	9,171,988	44.5
個 人 均 等 割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9	181,813	0.9
所 得 割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3	6,832,817	33.2
法 人 均 等 割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0	416,669	2.0
法 人 税 割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4	1,740,690	8.4
固 定 資 産 税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2	8,652,577	42.0
土 地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7	3,373,994	16.4
家 屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5	3,648,443	17.7
償 却 資 産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6	1,539,964	7.5
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8	8,562,401	41.6
交 付 金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4	90,176	0.4
軽 自 動 車 税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9	189,193	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4	983,229	4.8
釧 産 税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0	1,947	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0	1,067	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0	1,918	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入 湯 税	22,790		22,349		20,863		21,799		22,062	
事 業 所 税	327,465		329,464		338,988		349,796		348,399	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8	1,226,719	7.8
水利地益税	37		34		33		29		29	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0	1,305	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0	20,600,433	100.0
地 方 税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—	34,460,760	—	35,374,285	—

(単位 百万円)

平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
6,177,423	39.4	6,110,535	33.9	5,891,366	32.5	6,138,128	33.4	5,697,595	31.1	道 府 県 民 税
111,212	0.7	113,219	0.6	117,012	0.6	118,065	0.6	119,995	0.7	個 人 均 等 割
4,606,089	29.4	4,680,022	26.0	4,771,769	26.3	4,840,593	26.3	4,420,423	24.1	所 得 割
148,140	0.9	148,123	0.8	152,630	0.8	152,975	0.8	154,466	0.8	法 人 均 等 割
814,417	5.2	695,344	3.9	600,832	3.3	609,399	3.3	680,396	3.7	法 人 税 割
112,372	0.7	95,383	0.5	44,451	0.2	59,315	0.3	55,808	0.3	利 子 割
243,137	1.6	189,760	1.1	128,160	0.7	175,726	1.0	144,694	0.8	配 当 割
142,056	0.9	188,685	1.0	76,513	0.4	182,056	1.0	121,813	0.7	株式等譲渡所得割
3,203,201	20.4	3,703,388	20.5	4,261,279	23.5	4,193,929	22.8	4,450,479	24.3	事 業 税
186,410	1.2	193,883	1.1	197,961	1.1	202,482	1.1	207,353	1.1	(個 人 分)
3,016,791	19.2	3,509,505	19.5	4,063,318	22.4	3,991,446	21.7	4,243,126	23.2	(法 人 分)
3,106,400	19.8	4,974,195	27.6	4,702,828	26.0	4,735,276	25.7	4,815,475	26.3	地 方 消 費 税
1,989,740	12.7	3,707,659	20.6	3,606,631	19.9	3,597,961	19.6	3,583,856	19.6	譲 渡 割
1,116,660	7.1	1,266,536	7.0	1,096,197	6.1	1,137,315	6.2	1,231,619	6.7	貨 物 割
371,713	2.4	376,758	2.1	396,717	2.2	406,547	2.2	403,623	2.2	不 動 産 取 得 税
155,341	1.0	153,023	0.8	148,901	0.8	140,948	0.8	138,941	0.8	道 府 県 た ば こ 税
47,888	0.3	47,538	0.3	45,940	0.3	44,728	0.2	43,322	0.2	ゴ ル フ 場 利 用 税
86,274	0.6	137,298	0.8	146,060	0.8	189,680	1.0	198,230	1.1	自 動 車 取 得 税
935,633	6.0	924,579	5.1	933,188	5.2	948,729	5.2	958,420	5.2	軽 油 引 取 税
1,556,198	9.9	1,542,803	8.6	1,534,927	8.5	1,540,464	8.4	1,550,446	8.5	自 動 車 税
332	0.2	327	0.2	331	0.2	332	0.3	327	0.3	鉦 区 税
31,162		39,658		39,887		42,884		48,759		法 定 外 普 通 税
1,692		2,261		2,793		4,430		10,890		道 府 県 固 定 資 産 税
1		1		1		1		0		旧 法 に よ る 税
1,487	0.0	935	0.0	881	0.0	848	0.0	813	0.0	狩 猟 税
8,751	0.1	8,939	0.0	8,931	0.0	9,731	0.1	10,670	0.1	法 定 外 目 的 税
15,683,495	100.0	18,022,240	100.0	18,114,031	100.0	18,396,655	100.0	18,327,990	100.0	計
										市 町 村 税
9,559,374	45.3	9,547,965	45.3	9,573,613	45.0	9,694,910	45.1	10,532,436	47.0	市 町 村 民 税
211,296	1.0	213,856	1.0	217,192	1.0	220,007	1.0	222,468	1.0	個 人 均 等 割
6,903,010	32.7	7,009,842	33.3	7,147,938	33.6	7,250,783	33.7	7,883,187	35.2	所 得 割
418,828	2.0	419,143	2.0	433,264	2.0	439,852	2.0	442,282	2.0	法 人 均 等 割
2,026,239	9.6	1,905,124	9.0	1,775,220	8.3	1,784,269	8.3	1,984,500	8.9	法 人 税 割
8,768,572	41.6	8,754,987	41.5	8,893,464	41.8	9,025,405	42.0	9,083,165	40.5	固 定 資 産 税
3,381,983	16.0	3,395,164	16.1	3,392,738	15.9	3,387,198	15.7	3,447,783	15.4	土 地
3,745,791	17.8	3,691,111	17.5	3,787,032	17.8	3,882,528	18.1	3,849,771	17.2	家 屋
1,547,423	7.3	1,577,585	7.5	1,623,442	7.6	1,667,580	7.8	1,698,208	7.6	償 却 資 産
8,675,197	41.1	8,663,860	41.1	8,803,212	41.4	8,937,307	41.6	8,995,762	40.1	純固定資産税小計
93,375	0.4	91,127	0.4	90,252	0.4	88,098	0.4	87,403	0.4	交 付 金
195,066	0.9	200,254	1.0	238,411	1.1	248,597	1.2	258,116	1.2	軽 自 動 車 税
950,247	4.5	936,121	4.4	910,876	4.3	862,315	4.0	850,246	3.8	市 町 村 た ば こ 税
1,978	0.0	2,071	0.0	1,856	0.0	1,737	0.0	1,648	0.0	鉦 産 税
1,788	0.0	3,309	0.0	7,211	0.0	585	0.0	169	0.0	特 別 土 地 保 有 税
1,777	0.0	1,830	0.0	1,738	0.0	1,889	0.0	2,254	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	旧 法 に よ る 税
22,373	7.7	22,743	7.7	22,427	7.8	22,689	7.8	22,364	7.5	入 湯 税
355,597		361,325		365,941		371,200		378,270		事 業 所 税
1,243,919		1,244,437		1,261,635		1,276,694		1,291,420		都 市 計 画 税
29		28		28		27		25		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,236	0.0	1,254	0.0	1,160	0.0	1,699	0.0	3,338	0.0	法 定 外 目 的 税
21,101,956	100.0	21,076,323	100.0	21,278,361	100.0	21,507,747	100.0	22,423,452	100.0	計
36,785,451	—	39,098,563	—	39,392,391	—	39,904,402	—	40,751,442	—	地 方 税

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度		昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度	
	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比
道 府 県 税		%		%		%		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	220	128	742	116	1,727	125	4,175	97	8,321	113	12,457	108	21,479	117	18,826	100
個 人 均 等 割	150	109	881	125	108	108	11	102	542	160	828	139	907	101	1,006	102
所 得 割					126	126	373	107	709	112	1,052	106	1,232	106	1,335	108
法 人 均 等 割	321	144	543	100	106	106	144	102	1,355	105	8,083	125	10,412	108	17,896	111
法 人 税 割					125	125	199	76	438	116	637	111	749	87	548	107
利 子 割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	186	113	81
配 当 割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等譲渡所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事 業 税	234	140	409	101	1,203	124	1,864	76	3,622	117	4,886	109	8,118	100	5,567	101
(個 人 分)	75	117	125	114	289	122	238	95	370	117	643	103	1,232	118	1,241	102
(法 人 分)	287	143	504	100	1,509	125	2,407	76	4,708	117	6,304	109	10,420	99	7,013	101
地 方 消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲 渡 割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貨 物 割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 取 得 税	262	127	793	126	1,820	138	3,477	104	5,409	116	8,332	109	11,430	94	15,100	119
道 府 県 た ば こ 税	260	111	458	110	918	110	1,413	106	2,385	103	3,262	102	3,757	114	3,942	101
ゴ ル フ 場 利 用 税	225	121	642	119	1,926	129	3,386	106	5,034	109	7,325	103	6,116	119	6,609	99
特 別 地 方 消 費 税	187	125	370	111	816	115	1770	108	2631	108	3148	106	1287	130	880	97
自 動 車 取 得 税	-	-	-	-	107	107	245	114	379	96	487	105	859	106	857	105
軽 油 引 取 税	299	134	1,126	111	2,502	114	3,366	101	7,757	104	9,644	105	14,464	109	23,116	102
自 動 車 税	187	121	699	153	2,183	121	4,698	112	9,942	106	13,220	102	16,253	107	20,215	104
鉦 区 税	196	115	174	100	173	95	125	95	213	98	188	95	146	99	125	97
狩 猟 者 登 録 税	-	-	115	111	196	111	584	101	996	95	804	96	669	98	593	96
法 定 外 税 及 び 旧 法 に よ る 税	78	104	112	107	11	98	33	93	885	112	4,363	172	5,543	23	3,747	89
道 府 県 固 定 資 産 税	190	132	183	89	164	126	96	80	354	159	570	146	699	127	462	74
入 猟 税	-	-	109	107	172	109	509	101	848	95	658	95	545	98	475	96
狩 猟 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	237	132	532	110	1,436	122	2,631	91	5,025	112	6,939	107	10,639	106	9,458	102
市 町 村 税																
市 町 村 民 税	173	122	412	112	956	126	2,678	100	5,662	117	8,986	111	13,079	104	11,907	104
個 人 均 等 割	118	102	147	105	165	102	183	97	688	126	974	133	1,077	102	1,190	102
所 得 割	140	114	419	117	866	125	2,700	107	5,692	117	8,884	109	12,824	109	12,923	104
法 人 均 等 割	149	110	192	91	412	107	554	100	4,132	103	24,724	124	31,129	106	39,539	104
法 人 税 割	309	143	534	102	1,668	129	3,970	88	8,120	115	12,357	111	18,784	94	12,327	103
固 定 資 産 税	156	108	268	111	522	117	1,402	122	2,522	110	3,909	109	5,455	106	7,635	106
土 地	119	102	151	102	349	126	1,510	131	2,751	108	4,133	111	5,475	102	8,057	107
家 屋	146	110	261	115	486	112	1,091	118	2,140	113	3,450	108	5,058	108	6,934	106
償 却 資 産	196	113	440	113	814	118	1,596	114	2,416	110	3,791	110	6,074	109	8,005	102
交 付 金	149	107	257	109	614	116	1,302	112	2,396	112	3,513	106	4,575	108	6,381	107
納 付 金	248	105	380	111	601	108	1,018	112	1,738	111	2,405	102	-	-	-	-
軽 自 動 車 税	184	137	613	119	1,168	114	1,348	99	2,117	106	3,420	107	4,315	104	5,165	104
市 町 村 た ば こ 税	178	111	381	111	805	111	1,239	106	2,091	103	2,869	103	3,307	113	3,480	101
電 気 税	-	-	-	-	-	-	-	101	-	148	-	105	-	-	-	-
(電 気 ガ ス 税)	190	121	251	108	455	114	750	99	1,796	148	2,449	105	-	-	-	-
ガ ス 税	-	-	-	-	-	-	-	80	-	153	-	99	-	-	-	-
鉦 産 税	133	107	140	102	140	95	161	115	261	114	266	98	155	91	127	97
木 材 引 取 税	132	108	168	107	169	97	193	102	218	100	140	91	-	-	-	-
特 別 土 地 保 有 税	-	-	-	-	-	-	96	96	60	99	51	94	110	123	112	97
法 定 外 税 及 び 旧 法 に よ る 税	75	91	88	103	192	125	460	103	778	109	1,084	108	1,623	11	65	51
入 湯 税	181	116	387	113	621	106	2,044	159	3,721	99	3,988	103	5,263	107	5,949	104
事 業 所 税	-	-	-	-	-	-	-	-	173	123	246	105	359	109	383	98
都 市 計 画 税	321	112	604	113	2,233	133	6,208	106	14,896	110	22,867	110	29,924	104	41,425	106
水 利 地 益 税	89	101	95	98	101	107	83	102	99	107	90	102	62	77	58	100
共 同 施 設 税	84	100	137	100	16	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	169	114	327	111	699	120	1,828	108	3,627	114	5,593	109	7,595	104	8,431	104
地 方 税	195	122	406	111	983	121	2,138	99	4,166	113	6,112	108	8,768	105	8,827	103

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。

また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成12年度		平成17年度		平成22年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		区 分
指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	
	%		%		%		%		%		%		%		%	道 府 県 税
18,995	125	15,133	105	23,116	95	26,074	104	25,792	99	24,866	96	25,908	104	24,049	93	道 府 県 民 税
1,460	99	1,667	114	2,397	99	3,459	139	3,522	102	3,640	103	3,672	101	3,732	102	個 人 均 等 割
1,187	97	1,116	104	2,239	93	2,337	101	2,374	102	2,421	102	2,456	101	2,243	91	所 得 割
19,548	103	21,316	102	21,757	102	22,012	100	22,009	100	22,679	103	22,730	100	22,952	101	法 人 均 等 割
554	109	658	114	489	113	651	118	556	85	480	86	487	101	544	112	法 人 税 割
147	334	20	65	17	89	13	100	11	85	5	45	7	140	6	86	利 子 割
-	-	180	180	133	125	556	187	434	78	293	68	402	137	331	82	配 当 割
-	-	238	238	44	92	310	66	412	133	167	41	398	238	266	67	株式等譲渡所得割
5,139	105	6,099	113	3,025	84	3,976	112	4,596	116	5,289	115	5,205	98	5,524	106	事 業 税
1,105	97	1,069	100	912	90	924	103	961	104	981	102	1,003	102	1,027	102	(個 人 分)
6,488	106	7,780	114	3,731	83	4,995	113	5,811	116	6,728	116	6,609	98	7,026	106	(法 人 分)
99	102	100	98	104	109	122	117	195	160	184	94	186	101	189	102	地 方 消 費 税
98	101	93	95	94	108	90	103	168	187	164	98	163	99	163	100	譲 渡 税
103	107	144	109	162	112	319	150	362	113	313	86	325	104	352	108	貨 物 割
10,865	98	9,139	104	7,264	94	7,126	104	7,223	101	7,606	105	7,794	102	7,738	99	不 動 産 取 得 税
2,934	102	2,867	97	2,669	103	1,619	90	1,595	99	1,552	97	1,469	95	1,448	99	道 府 県 た ば こ 税
5,510	93	4,197	97	3,697	94	3,240	97	3,216	99	3,108	97	3,026	97	2,931	97	ゴ ル フ 場 利 用 税
77	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	特 別 地 方 消 費 税
651	100	635	100	269	83	121	45	192	159	205	107	266	130	278	105	自 動 車 取 得 税
20,954	96	18,843	99	15,928	101	16,235	99	16,043	99	16,193	101	16,462	102	16,631	101	軽 油 引 取 税
22,471	101	22,322	102	20,574	98	19,819	99	19,649	99	19,548	99	19,619	100	19,746	101	自 動 車 税
100	99	86	100	83	100	70	96	69	99	70	101	70	100	69	99	鉦 区 税
511	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	狩 猟 者 登 録 税
4,024	113	8,832	104	8,331	111	6,870	124	8,365	122	8,402	100	9,056	108	10,229	113	法 定 外 税 及 び 旧 法 に よ る 税
518	82	762	100	241	28	79	101	105	133	130	124	206	158	505	245	道 府 県 固 定 資 産 税
415	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入 猟 税
-	-	385	98	292	94	232	94	146	63	138	95	133	96	127	95	狩 猟 税
10,598	107	10,354	105	9,538	96	10,665	106	12,255	115	12,318	101	12,510	102	12,463	100	計
																市 町 村 税
11,116	98	11,028	106	11,829	96	12,926	104	12,910	100	12,945	100	13,109	101	14,241	109	市 町 村 民 税
1,525	99	1,983	111	2,332	99	2,747	116	2,780	101	2,824	102	2,860	101	2,892	101	個 人 均 等 割
11,892	96	11,127	104	13,273	92	13,850	101	14,064	102	14,341	102	14,548	101	15,817	109	所 得 割
42,973	103	43,998	102	45,047	103	45,724	101	45,758	100	47,300	103	48,019	102	48,284	101	法 人 均 等 割
11,495	106	13,246	114	9,937	112	13,067	116	12,286	94	11,448	93	11,506	101	12,797	111	法 人 税 割
8,189	97	8,027	101	8,117	101	7,942	101	7,930	100	8,056	102	8,175	101	8,227	101	固 定 資 産 税
8,652	99	7,865	98	8,027	100	7,810	100	7,840	100	7,835	100	7,822	100	7,962	102	土 地
7,465	94	8,103	104	8,139	103	8,062	103	7,944	99	8,151	103	8,356	103	8,286	99	家 屋
8,431	99	7,676	99	7,790	98	7,500	100	7,646	102	7,868	103	8,082	103	8,231	102	償 却 資 産
8,191	108	9,194	109	9,199	101	8,918	104	8,704	98	8,620	99	8,414	98	8,348	99	交 付 金
-	-	115	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	納 付 金
6,119	105	7,417	104	8,696	102	9,553	103	9,807	103	11,675	119	12,174	104	12,640	104	軽 自 動 車 税
4,500	100	4,397	97	4,097	103	4,943	97	4,869	99	4,738	97	4,485	95	4,423	99	市 町 村 た ば こ 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電 気 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電 気 ガ ス 税)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ガ ス 税
90	97	90	110	101	89	114	102	120	105	107	89	100	93	95	95	鉦 産 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	木 材 引 取 税
39	89	4	57	3	150	2	200	3	150	7	233	1	14	0	0	特 別 土 地 保 有 税
51	90	300	120	339	127	323	93	331	102	311	94	385	124	600	156	法 定 外 税 及 び 旧 法 に よ る 税
6,680	101	6,962	101	6,385	98	6,392	101	6,498	102	6,408	99	6,482	101	6,390	99	入 湯 税
404	101	371	102	411	100	444	102	451	102	457	101	463	101	472	102	事 業 所 税
41,854	96	39,156	100	39,869	102	39,502	101	39,518	100	40,065	101	40,543	101	41,010	101	都 市 計 画 税
49	98	17	58	11	92	9	100	9	100	9	100	8	89	8	100	水 利 地 益 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	共 同 施 設 税
8,515	98	8,351	103	8,655	99	9,001	102	8,990	100	9,077	101	9,174	101	9,565	104	計
9,318	101	9,123	104	8,995	98	9,643	104	10,249	106	10,326	101	10,460	101	10,682	102	地 方 税

- 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。
- 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。
- 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。
- 平成21年度において、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に変更された。平成21年度以降の自動車取得税と軽油引取税の前年度比は、普通税分と目的税分の合計値との比較である。

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

年 度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
区 分									
均 等 割		26, 101, 086 人	30, 098, 726 人	34, 047, 436 人	36, 014, 253 人	36, 086, 421 人	38, 092, 169 人	41, 047, 866 人	45, 441, 915 人
所 得 割		13, 763, 041	22, 577, 251	27, 900, 479	33, 420, 613	39, 363, 965	42, 974, 337	45, 691, 945	51, 050, 417

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、令和元年度において、
2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条
3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の
年度以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18

(2) 個人事業税

年 度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
区 分									
事 業 種	所 得 税 課 税 者	837, 247 人	1, 118, 007 人	1, 536, 370 人	501, 105 人	646, 873 人	924, 940 人	1, 464, 048 人	1, 319, 743 人
	所 得 税 失 格 者	217, 123	320, 144	331, 176	2, 851	2, 637	4, 546	13, 187	11, 115
	計	1, 054, 370	1, 438, 151	1, 867, 546	503, 956	649, 510	929, 486	1, 477, 235	1, 330, 858
事 業 種	所 得 税 課 税 者	4, 838 人	6, 716 人	5, 930 人	2, 023 人	1, 728 人	1, 683 人	2, 119 人	1, 601 人
	所 得 税 失 格 者	1, 656	1, 926	1, 815	28	7	9	26	59
	計	6, 494	8, 642	7, 745	2, 051	1, 735	1, 692	2, 145	1, 660
事 業 種	所 得 税 課 税 者	83, 549 人	109, 529 人	166, 452 人	72, 232 人	116, 766 人	163, 550 人	227, 493 人	218, 623 人
	所 得 税 失 格 者	22, 817	38, 661	43, 664	263	200	575	2, 377	2, 429
	計	106, 366	148, 190	210, 116	72, 495	116, 966	164, 125	229, 870	221, 052
総 計		1, 167, 230	1, 594, 983	2, 085, 407	578, 502	768, 211	1, 095, 303	1, 709, 250	1, 553, 570

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による納税義務者数である。ただし、平成30年度においては速報値である。

(3) 法人事業税

年 度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
区 分									
法 普 通	分 割 法 人	19, 375 人	31, 545 人	46, 799 人	65, 385 人	78, 290 人	87, 319 人	102, 099 人	114, 527 人
	県 内 法 人	457, 349	651, 590	875, 860	1, 183, 678	1, 426, 519	1, 623, 395	2, 002, 180	2, 298, 605
	計	476, 724	683, 135	922, 659	1, 249, 063	1, 504, 809	1, 710, 714	2, 104, 279	2, 413, 132
特 別 法 人	公 益 法 人 等	19, 816 人	43, 775 人	48, 534 人	55, 356 人	61, 581 人	64, 283 人	69, 397 人	77, 022 人
	人 格 な き 社 団 等	1, 069	2, 797	6, 072	12, 119	14, 714	21, 764	24, 730	28, 114
	清 算 法 人	407	974	1, 407	2, 506	2, 665	3, 887	4, 384	5, 565
	特 定 信 託	1, 000	2, 608	4, 473	5, 585	7, 333	12, 884	11, 553	18, 003
課 税 入 法 金 人 額	分 割 法 人	93 人	103 人	113 人	115 人	119 人	118 人	116 人	116 人
	県 内 法 人	91	140	154	209	243	264	282	269
	計	184	243	267	324	362	382	398	385
総 計		499, 200	733, 532	983, 412	1, 324, 953	1, 591, 464	1, 813, 914	2, 214, 741	2, 542, 221

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。ただし、平成30年度においては速報値である。
2 事業年度が年2回の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

年 度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
区 分									
法 人 均 等 割		616, 259 人	903, 732 人	1, 218, 772 人	1, 671, 957 人	2, 054, 770 人	2, 389, 564 人	2, 810, 888 人	3, 339, 390 人
法 人 税 割		585, 828	832, 743	1, 139, 143	1, 579, 053	1, 977, 199	2, 334, 708	2, 737, 275	3, 238, 327
固 定 資 産 税		18, 040, 074	19, 983, 783	20, 873, 839	24, 403, 431	30, 514, 604	34, 810, 147	38, 154, 255	39, 469, 959

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、令和元年度においては速報値である。

12	17	22	26	27	28	29	30	令和元年度
46,570,162 人	55,400,971 人	59,359,667 人	60,283,084 人	60,589,276 人	61,500,375 人	62,299,242 人	63,045,227 人	63,752,432 人
51,634,930	51,361,677	54,773,740	55,581,652	55,877,140	56,791,365	57,592,662	58,279,526	58,953,854

いては速報値である。

例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。

非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50

年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

12	17	22	26	27	28	29	30
1,030,237 人	909,915 人	684,352 人	736,303 人	766,012 人	776,364 人	785,290 人	794,039 人
32,695	21,033	20,950	18,552	16,333	15,976	16,722	17,298
1,062,932	930,948	705,302	754,855	782,345	792,340	802,012	811,337
1,355 人	1,021 人	898 人	1,273 人	1,357 人	1,592 人	1,499 人	1,473 人
81	34	20	22	23	13	22	22
1,436	1,055	918	1,295	1,380	1,605	1,521	1,495
194,654 人	181,613 人	159,715 人	164,094 人	170,487 人	176,615 人	182,790 人	187,519 人
6,450	4,406	5,151	4,713	4,115	4,251	4,501	4,889
201,104	186,019	164,866	168,807	174,602	180,866	187,291	192,408
1,265,472	1,118,022	871,086	924,957	958,327	974,811	990,824	1,005,240

12	17	22	26	27	28	29	30
122,128 人	126,662 人	128,048 人	131,049 人	133,850 人	136,002 人	137,999 人	140,676 人
2,354,731	2,381,754	2,366,730	2,373,487	2,399,020	2,418,852	2,440,865	2,467,862
2,476,859	2,508,416	2,494,778	2,504,536	2,532,870	2,554,854	2,578,864	2,608,538
87,289 人	89,462 人	92,726 人	94,348 人	95,611 人	96,700 人	97,491 人	98,442 人
31,792	43,080	52,503	57,956	59,490	61,494	64,807	66,656
7,158	12,151	12,820	13,921	16,036	18,519	19,782	20,858
30,692	34,111	37,272	33,066	33,923	34,993	36,081	36,385
	416						
149 人	142 人	186 人	259 人	301 人	389 人	506 人	605 人
950	1,218	1,674	3,833	6,260	8,543	10,756	12,723
1,099	1,360	1,860	4,092	6,561	8,932	11,262	13,328
2,634,889	2,688,996	2,691,959	2,707,919	2,744,491	2,775,492	2,808,287	2,844,207

12	17	22	26	27	28	29	30	令和元年度
3,563,841 人	3,670,576 人	3,741,322 人	3,734,395 人	3,770,523 人	3,823,392 人	3,886,264 人	3,942,368 人	4,051,291 人
3,412,841	3,508,610	3,586,740	3,604,716	3,653,441	3,691,005	3,749,299	3,799,720	3,852,467
43,096,333	45,551,292	47,530,329	48,425,990	48,610,079	48,797,424	49,033,269	49,365,589	49,309,756

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和元年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%又は8%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」（平成31年4月1日現在）による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 平成31年4月1日現在の所得割超過税率採用団体
豊岡市6.1%（平成21年度から）

(注) 4 平成31年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市 7.7%（平成24年度より5.7%としていたが、平成30年度より県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乗せ）
田尻町5.4%（平成29年度から）

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,737	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1、2に同じ。

(注) 2 平成31年4月1日現在の均等割超過税率採用団体
横浜市4,400円（平成21年度から） 神戸市3,900円（令和元年度から）

(注) 3 平成31年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市3,300円（平成24年度から） 田尻町3,200円（平成29年度から）

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (9.7%)	超 過 税 率						合 計
		9.8% ～10.5%	10.6% ～11.3%	11.4% ～12.0%	12.1%	小計	不均一課税 団体	
人口50万以上の市	2	—	—	—	5	5	20	27
人口5万以上 50万未満の市	90	3	8	4	236	251	149	490
人口5万未満の市	78	5	5	3	166	179	18	275
町 村	552	7	12	16	311	346	28	926
合 計	722	15	25	23	718	781	215	1,718
構 成 比	42.0%	0.9%	1.5%	1.3%	41.8%	45.5%	12.5%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率						合 計
			50,100円～ 54,900円	55,000円～ 57,900円	58,000円～ 59,900円	60,000円	小 計	不均一課税 団体	
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	367	—	1	—	122	123	—	490
人口5万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,341	1	2	—	374	377	—	1,718
構 成 比	0.0%	78.1%	0.1%	0.1%	0.0%	21.8%	21.9%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (120,000 円)	超 過 税 率						合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人 口 5 万 以 上 5 0 万 未 満 の 市	—	360	—	2	—	128	130	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,334	1	3	—	380	384	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.6%	0.1%	0.2%	0.0%	22.1%	22.4%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (130,000 円)	超 過 税 率						合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人 口 5 万 以 上 5 0 万 未 満 の 市	—	359	—	1	—	130	131	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,332	1	2	—	383	386	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.3%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (150,000 円)	超 過 税 率						合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人 口 5 万 以 上 5 0 万 未 満 の 市	—	359	—	1	—	130	131	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,332	1	2	—	383	386	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.3%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (160,000 円)	超 過 税 率						合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人 口 5 万 以 上 5 0 万 未 満 の 市	—	357	—	1	—	132	133	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (400,000 円)	超 過 税 率						合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	357	—	1	—	132	133	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (410,000 円)	超 過 税 率						合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	357	—	1	—	132	133	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (1,750,000 円)	超 過 税 率						合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	357	—	1	—	132	133	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (3,000,000 円)	超 過 税 率						合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	357	—	1	—	132	133	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標 準 税 率				超 過 課 税				計		不均一 課税団体 等
	税 率	市町村数	比 率	税 率	市 町 村 数	比 率	税 率	市 町 村 数	比 率	市 町 村 数	比 率	市 町 村 数	比 率	
人口 50 万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	18		
人 口 5 万 以 上 5 0 万 未 満 の 市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	455	92.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	34	6.9	490	100.0	234		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	1	0.2					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	35	7.1					
人 口 5 万 未 満 の 市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	224	81.5	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	48	17.5	275	100.0	196		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.1					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	51	18.5					
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	860	92.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	51	5.5	926	100.0	328		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	66	7.1					
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,567	91.2	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	133	7.7	1,719	100.0	776		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	152	8.8					

(注) 1 (1)の(注) 1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭40年度 決算 昭48年度 決算	昭49年度 決算		昭50年度 決算		昭55年度 決算		昭60年度 決算		昭61年度 決算		昭62年度 決算		昭63年度 決算		平成元年度 決算		平成2年度 決算		
		団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	
道府県民税	該 当 な し	1	(-)	20	4,616	44	79,876	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428	
法人税割		1	11,335	2	38,453	7	129,712	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968	
事業税		(該当なし)	1	796	1	1,180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税		-	11,335	-	43,865	-	210,768	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396	-
合 計		-		-		-		-		-		-		-		-		-		

税目	平成13年度 決算	平成14年度 決算		平成15年度 決算		平成16年度 決算		平成17年度 決算		平成18年度 決算		平成19年度 決算		平成20年度 決算		平成21年度 決算		平成22年度 決算		
		団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	
道府県民税																				
個人均等割	-	-	-	-	1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472
所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472
法人均等割	1	1,117	1	4,776	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30	8,985
法人税割	46	92,688	46	76,537	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	82,400
事業税																				
法人税	7	94,314	7	77,492	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	97,702
自動車税	1	-	1	-	1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1	8
合 計	-	188,119	-	158,805	-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	209,040

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。

2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。

3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

税 目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436
釧産税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28
合 計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925

税 目	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算
市町村民税	202,011	220,749	227,951	244,809	248,474	280,551	287,469	300,880	306,732	335,278
個人均等割	1,498	1,690	1,617	1,619	1,633	1,646	1,648	1,683	1,691	1,712
所得割	75	70	67	69	69	69	69	70	51	51
法人均等割	14,601	15,314	15,416	15,259	15,858	16,209	15,621	16,356	16,389	16,335
法人税割	185,836	203,675	210,851	227,861	230,914	262,627	270,130	282,770	288,601	317,180
固定資産税	37,706	37,189	35,756	34,130	33,847	34,083	33,383	35,120	35,496	35,175
土地	12,339	12,071	11,156	10,829	10,454	10,334	9,923	10,249	10,127	10,003
家屋	15,813	16,068	15,821	14,557	14,688	15,106	14,482	15,471	15,747	15,428
償却資産	9,554	9,051	8,779	8,744	8,704	8,644	8,978	9,401	9,622	9,744
軽自動車税	666	715	729	679	687	693	588	433	492	436
釧産税	8	9	10	10	9	10	11	9	9	8
入湯税	23	23	24	23	23	23	23	22	34	33
合 計	240,413	258,685	264,469	279,650	283,040	315,359	321,475	336,465	342,762	370,930

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合 計

税 目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算
合 計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364

税 目	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算
合 計	419,773	467,725	471,883	501,883	525,933	592,291	608,115	651,480	631,022	702,499

(単位 百万円)

平成3年度 決 算		平成4年度 決 算		平成5年度 決 算		平成6年度 決 算		平成7年度 決 算		平成8年度 決 算		平成9年度 決 算		平成10年度 決 算		平成11年度 決 算		平成12年度 決 算		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	
45	121,606	45	100,328	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	道府県民税
7	172,714	7	142,982	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	法人税割
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事業税
-	294,320	-	243,310	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	人 自 動 車 税
																				合 計

平成23年度 決 算		平成24年度 決 算		平成25年度 決 算		平成26年度 決 算		平成27年度 決 算		平成28年度 決 算		平成29年度 決 算		平成30年度 決 算		令和元年度 決 算 見 込		税 目
団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	
31	18,530	33	19,966	33	20,231	35	22,230	35	21,987	37	23,878	37	24,361	37	24,619	37	24,549	道府県民税
1	2,470	1	2,658	1	2,698	1	2,488	1	2,563	1	2,609	1	2,647	1	2,731	1	2,821	個人均等割
31	9,367	33	9,560	33	9,975	35	10,022	35	10,122	35	10,309	35	10,345	35	10,397	35	10,359	所 得 割
46	85,987	46	92,617	46	94,467	46	110,342	46	109,483	46	118,199	46	119,318	46	134,251	46	131,756	法 人 均 等 割
8	91,047	8	97,418	8	115,502	8	131,806	8	142,486	8	160,021	8	131,589	8	159,570	8	166,708	法 人 税 割
1	13	1	14	1	20	1	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事 業 税
-	207,414	-	222,233	-	242,893	-	276,932	-	286,640	-	315,016	-	288,260	-	331,569	-	336,193	法 人
																		自 動 車 税
																		合 計

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
223,930	239,376	241,074	199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	市町村民税
26	22	20	19	20	-	-	-	2	2	個人均等割
-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	所得割
14,020	13,990	14,058	13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	法人均等割
209,884	225,364	226,996	186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	法人税割
42,419	40,858	41,470	41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	固定資産税
12,614	12,733	12,820	12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	土地
18,351	17,067	17,684	18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	家屋
11,454	11,058	10,966	10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	償却資産
439	443	457	468	483	501	528	497	509	564	軽自動車税
11	11	13	5	9	9	9	9	9	7	鉱産税
24	22	24	26	25	21	24	23	23	24	入湯税
266,823	280,710	283,038	242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	合計

令和元年度 決算見込
326,651
1,953
51
16,788
307,859
35,901
10,088
15,797
10,016
318
7
34
362,911

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
419,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	合計

令和元年度 決算見込
699,104

15 法定外税の実施状況（令和元年度）

(1) 道府県法定外普通税

令和2年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 （直近の更新） 30年度決算額 （百万円）
1	沖縄県	石油価格調整税	元売業者の揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの（元売業者）	申告納付	1,500円/kl	S47. 6. 1施行 (H27. 4. 1) 1,014
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51. 11. 10施行 (H28. 11. 10) 12,183
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②45,750円/千kW（3か月）（廃止措置中は2分の1）	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③250円/kg（3か月）	
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54. 1. 16施行 (H31. 1. 16) 1,486
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②44,000円/千kW（3か月）（廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW/課税期間（3か月））	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③500円/kg	
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54. 4. 1施行 (H31. 4. 1) 3,803
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②46,000円/千kW（3か月）（廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW/課税期間（3か月））	
			③発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵	③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			③500円/kg	
5	島根県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55. 4. 1施行 (H27. 4. 1) 743
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②40,600円/千kW（3か月）（発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間（3か月））	
6	静岡県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55. 4. 1施行 (H27. 4. 1) 1,240
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW（3か月）	
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58. 6. 1施行 (H30. 6. 1) 2,021
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②48,450円/千kW（3か月）	
8	宮城県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の12	S58. 6. 21施行 (H30. 6. 21) 106
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②7,000円/千kW（3か月）	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 30年度決算額 (百万円)
9	新潟県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の4.5	S59.11.15施行 (R1.11.15) 3,210
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②48,450円/千kW(3か月)	
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (H30.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3か月)	
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (H29.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①30,500円/千kW(3か月)	S53.10.18施行 (H31.4.1) 1,231
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③60,100円/kg	
			④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,500円/kg	
			⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者		⑤1,594,000円/m³	
			⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1,219,000円/本	
			⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5,100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106,000円/m³	
			⑨放射性廃棄物の保管	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨5,100円/m³	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①36,500円/kg	H3.9.28施行 (H31.4.1) 20,052
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②38,250円/千kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の8.5	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当分の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥52,400円/m³	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦1,614,600円/本	

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(2) 市町村法定外普通税

令和2年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 30年度決算額 (百万円)
1	静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51. 4. 1施行 (H28. 3. 31) 530
2	神奈川県 山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1㎡…10円 砂利 1㎡…15円	S57. 4. 1施行 (H29. 4. 1) 5
3	福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車（自転車を除く） …50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15. 5. 23施行 (H30. 5. 23) 85
4	鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料（使用済核燃料集合体）の数量（1発電用原子炉につき157体を超える分）	発電用原子炉の設置者	申告納付	270,000円/体	H15. 11. 1施行 (H31. 1. 5) 420
5	愛媛県 伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量（使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。）	発電用原子炉の設置者	申告納付	500円/kg	H30. 4. 1施行 331
6	東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸（専用面積30㎡未満の住戸）を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行 484
7	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で通行する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25. 3. 30施行 (H30. 3. 30) 400

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

令和2年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 30年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 501
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 601
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H30.4.1) 597
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H30.4.1) 8
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 90
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 93
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 181
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行 24

No	団体名	税目	課税客体	税收の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 30年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 135
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※ 自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※ 他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 241
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 147
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 198
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H27.4.1) 455
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H27.4.1) 267
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 181
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 104
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 63

No	団体名	税目	課税客体	税收の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 30年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17. 4. 1施行 413
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17. 4. 1施行 192
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17. 4. 1施行 249
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17. 4. 1施行 118
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン ※ 自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18. 4. 1施行 518
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18. 4. 1施行 557
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18. 4. 1施行 38
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18. 10. 1施行 846
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18. 10. 1施行 149

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 30年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19.4.1施行 269
28	東京都	宿泊税	旅館・ホテルへの宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満…100円 15千円以上…200円 ※令和2年7月1日から同年9月30日までの3ヶ月の間に行われた宿泊に対しては、課税を停止	H14.10.1施行 2,667
29	大阪府	宿泊税	ホテル、旅館、簡易宿所(旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業)、国家戦略特別区域法第十三条第四項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 7千円以上15千円未満…100円 15千円以上20千円未満…200円 20千円以上…300円	H29.1.1施行 756
30	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外…3,000円/回 ・一般乗合用バス…2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車…1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車…300円/回	H15.4.1施行 12
31	福岡県	宿泊税	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	福岡県内の宿泊施設における宿泊数	福岡県内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円 ただし、宿泊に対して税を課す市町村がある場合、当該市町村内に所在する宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円とする。 上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円とする。	R2.4.1施行予定 (平年度見込額) 1,500

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 福岡県宿泊税(令和2年4月1日施行予定)は平成30年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

令和2年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 30年度決算額 (百万円)
1	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 8
2	福岡県 北九州市	環境未来 税	最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分	廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再 生利用の促進に資す る事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用	最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において 埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分事業 者	申告納付	1,000円/トン	H15.10.1施行 663
3	新潟県 柏崎市	使用済核 燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	保管する使用済核燃料の重 量(使用済核燃料に係る原 子核分裂をさせる前の核燃 料物質の重量)	使用済核燃料を保管 する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行 575
4	佐賀県 玄海町	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	使用済核燃料に係る原子核 分裂をさせる前の核燃料物 質の重量 (使用済核燃料とした日か ら5年を経過したものに限 る。ただし、発電用原子炉 を廃止したものはこの限り ではない。)	発電用原子炉の設置 者	申告納付	500円/kg	H29.4.1施行 416
5	沖縄県 伊是名村	環境協力 税	旅客船、飛行機等によ り伊是名村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等によ り伊是名村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H17.4.25施行 4
6	沖縄県 伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H20.7.1施行 3
7	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力 税	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H23.4.1施行 13
8	沖縄県 座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等によ り座間味村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、航空機等により座 間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等によ り座間味村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H30.4.1施行 10
9	大阪府 箕面市	開発事業 等緑化負 担税	事業として行う開発 行為等	良好な自然環境や住 環境をはじめとする 都市環境の維持、保 全及び向上に要する もの	開発行為等の行われる土地 の面積に0.9を乗じて得た 値に、当該土地に係る建築 基準法の規定による建築物 の容積率の最高限度の数値 を乗じて得た面積	開発行為等を行う事 業者	申告納付	250円/㎡	H28.7.1施行 107

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 30年度決算額 (百万円)
10	京都府 京都市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上 …1,000円 (修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は課税免除)	H30. 10. 1施行 1, 538
11	石川県 金沢市	宿泊税	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	H31. 4. 1施行 (平年度見込額 720)
12	北海道 倶知安町	宿泊税	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	宿泊料金の2%	R1. 11. 1施行 (平年度見込額 380)
13	福岡県 福岡市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満 …150円 2万円以上 …450円	R2. 4. 1施行予定 (平年度見込額 1, 820)
14	福岡県 北九州市	宿泊税	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業（特区民泊）を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	北九州市内の宿泊施設における宿泊数	北九州市内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき 150円	R2. 4. 1施行予定 (平年度見込額 300)

- (注)
- 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

○ 石川県金沢市宿泊税（平成31年4月1日施行）は平成30年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

○ 北海道倶知安町宿泊税（令和元年11月1日施行）は平成30年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

○ 福岡県福岡市宿泊税（令和2年4月1日施行予定）は平成30年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

○ 福岡県北九州市宿泊税（令和2年4月1日施行予定）は平成30年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成30年度）

（単位 百万円、％）

区 分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	986,962	325,865	33.0	104,611	10.6	268,954	27.3	94,854	9.6	192,678	19.5
仙台	513,231	214,066	41.7	26,371	5.1	101,633	19.8	48,498	9.4	122,663	23.9
さいたま	544,753	265,178	48.7	6,412	1.2	113,146	20.8	60,359	11.1	99,658	18.3
千葉	438,077	197,202	45.0	12,790	2.9	90,609	20.7	40,314	9.2	97,162	22.2
横浜	1,748,495	823,720	47.1	21,399	1.2	368,990	21.1	178,161	10.2	356,226	20.4
川崎	715,393	353,077	49.4	269	0.0	151,612	21.2	46,894	6.6	163,542	22.9
相模原	297,262	127,892	43.0	13,757	4.6	71,149	23.9	29,191	9.8	55,272	18.6
新潟	385,811	133,105	34.5	53,773	13.9	80,713	20.9	52,432	13.6	65,788	17.1
静岡	312,971	139,922	44.7	16,310	5.2	66,424	21.2	36,038	11.5	54,277	17.3
浜松	338,871	149,344	44.1	22,772	6.7	69,776	20.6	33,305	9.8	63,675	18.8
名古屋	1,203,621	583,278	48.5	7,463	0.6	250,669	20.8	80,931	6.7	281,281	23.4
京都	769,548	291,702	37.9	61,401	8.0	183,694	23.9	93,389	12.1	139,362	18.1
大阪	1,761,138	737,441	41.9	43,642	2.5	470,989	26.7	103,599	5.9	405,468	23.0
堺	402,971	147,721	36.7	29,349	7.3	116,270	28.9	51,100	12.7	58,532	14.5
神戸	816,166	300,901	36.9	68,417	8.4	192,272	23.6	95,190	11.7	159,387	19.5
岡山	332,910	127,632	38.3	32,333	9.7	75,058	22.5	38,493	11.6	59,394	17.8
広島	619,684	234,187	37.8	44,593	7.2	152,672	24.6	78,428	12.7	109,804	17.7
北九州	552,839	171,615	31.0	62,064	11.2	131,411	23.8	73,972	13.4	113,778	20.6
福岡	858,142	332,597	38.8	34,717	4.0	194,904	22.7	78,212	9.1	217,713	25.4
熊本	393,708	113,434	28.8	46,076	11.7	120,124	30.5	51,391	13.1	62,684	15.9
計	13,992,556	5,769,878	41.2	708,519	5.1	3,271,070	23.4	1,364,747	9.8	2,878,342	20.6

- （注） 1 普通会計における決算額である。
2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税環境性能割、鉱区税、軽自動車税環境性能割、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10 万円		11 万円	12 万円	13 万円	14 万円
(新設) 8 万円		9 万円	10 万円	11 万円	13 万円
扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 7 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 6 万円	扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 7 万円	扶養親族 1 人 5 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 6 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 8 万円 配偶者がいない場合 1 人目 9 万円	扶養親族 1 人 10 万円 配偶者がいない場合 1 人目 11 万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設（昭和 42 年 1 月 1 日以後に支払を 受けるべき退職手 当等）				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47 年度 1.3% (ロ) 48、49 年度 1.6% (ハ) 50、51 年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の 110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円	
配偶者控除	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円	
扶養控除	扶養親族 1 人 11 万円 配偶者がいない場合 1 人目 12 万円	扶養親族 1 人 12 万円 配偶者がいない場合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 14 万円	扶養親族 1 人 14 万円 老人扶養親族 1 人 16 万円 配偶者がいない場合 14 万円	扶養親族 1 人 17 万円 老人扶養親族 1 人 19 万円 配偶者がいない場合 19 万円	
税 率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49 年度 1.3% (ロ) 50、51 年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の 5.2% (ただし 49 年度は 5.6%)		均等割 標準税率 年額 300 円

(注) 1 昭和 52 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和 50 年度改正、(2)については昭和 51 年度改正によるものである。

52	54	55	56
20 万円	21 万円	22 万円	
20 万円	21 万円	22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 19 万円 老人扶養親族 1 人 20 万円 配偶者がいない場合 20 万円	扶養親族 1 人 20 万円 老人扶養親族 1 人 21 万円 配偶者がいない場合 21 万円	扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 40 万円と課税長期譲渡所得金額 の 4 分の 3 を総合課税した場合の 当該 2,000 万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額 から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額 の 2 分の 1 を総合課税した場合の当 該 4,000 万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額 から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の外の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000 万円を超え 8,000 万 円以下の額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額と の合計額を総合課税した場合の当 該 4,000 万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)

- 2 昭和 55 年度欄における所得割の税率は、昭和 54 年度改正によるものである。
- 3 昭和 56 年度欄における所得割の税率は、昭和 55 年度改正によるものである。

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を 総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相 当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除し た金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の 1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額 の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する 金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
- 2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について
上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
- 3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26 万円		28 万円
控除対象配偶者 26 万円 老人控除対象配偶者 27 万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30 万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設) 配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養親族 1 人 26 万円 老人扶養親族 1 人 27 万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1 人 30 万円 同居老親等扶養親族 1 人 31 万円	同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
均等割 標準税率 年額 700 円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63 年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額 の 2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下 である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金 額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を 超える場合 80 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万 円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良 住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130 万円以下の金額 2% 130 万円を超える金額 3% 260 万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和 63～平成 3 年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和 63～平成 3 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和 63～平成 3 年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。

5 昭和 63 年度欄については、昭和 62 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30 万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30 万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35 万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51 万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56 万円(B) 配偶者特別控除 30 万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1 人 30 万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1 人 35 万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 51 万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 56 万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1 人 42 万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 63 万円(B) (新設)特定扶養親族 1 人 35 万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 56 万円(A、B)
税 率	所得割 (1) 500 万円以下の金額 2% 500 万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である 場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円 を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得(平成元年～3 年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3 年度) ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円 を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3 年度) (ヘ) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用 家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る 買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 52 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万を 控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成 5 年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 4 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成 4 年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 3 月)改正によるものである。
- 2 平成 2 年度欄において、(A)とあるのは昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和 63 年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又は昭

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33 万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59 万円 配偶者特別控除 33 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1 人 39 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 60 万円	扶養親族 1 人 33 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 38 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 54 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 59 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 45 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 66 万円 特定扶養親族 1 人 41 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 62 万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 78 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
均等割 標準税率 年額 1,000 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2% に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額

5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除 した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 （平成11年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用（～平成13年度） (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
特定扶養親族 1 人 45 万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 13 年度） 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率 特例不適用（～平成 16 年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 16 年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下 である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超 える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する 金額との合計額 (創設(平成 16 年 1 月～)) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日 までの間に支払を受ける一定の上場株式等 の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を 選択した特定口座）内の株式等の譲渡による 所得に係る税率 5% (平成 16 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日 までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の 上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

- 4 平成 11 年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 15%相当額（15%相当額が 4 万円を超える場合は 4 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正により平成 18 年度分から 2 分の 1 に縮減、平成 18 年度改正により平成 19 年度分から廃止）。
- 5 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。
- 6 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
- 7 平成 15 年度欄において、所得割については平成 13 年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成 15 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6% (ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1% ※ (イ)について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度) ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 3% ② 国等に対する譲渡である場合 1.6% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、

19	20
所得割 (1) 一律 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得 2% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 21 年度） ④ 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% ⑤ 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ④ 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 1.6% ⑤ 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 96 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ④ 国等に対する譲渡以外である場合 3.6% ⑤ 国等に対する譲渡である場合 2% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成 20 年度）1.2% (4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2% (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ④又は⑤のいずれか多い金額 ④ 4.8% ⑤ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用） 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%）	配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% （平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%） ※ 3%軽減税率は、平成 22 年 12 月 31 日まで延長。 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%）

その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

4 平成 19 年度欄において、所得割については平成 18 年度改正、それ以外については平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 20 年度欄において、配当割（※を除く。）については平成 19 年度改正、それ以外については平成 20 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.2%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2% 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した 特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)	配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべ き上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した 特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。
2 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。
3 平成 23 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%	均等割 標準税率 (平成 26 年度～令和 5 年度) 年額 1,500 円 〔 本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額 〕 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)

- 4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。
- 5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。
- 6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	29
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで 配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)	所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)

- (注) 1 平成27年度欄において、所得割については、平成23年度改正によるもの、配当割については、平成25年度改正によるものである。
2 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

30	令和元年度
	配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて 3 段階で通減、1,000 万円超の場合には消失 控除対象配偶者 33、22、11 万円 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円
所得割(指定都市の存する区域の場合) (1) 一律 2% (ただし、分離課税に係る退職所得については 4%) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得 1% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和 2 年度) ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 0.8% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 0.8% ② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8% ② 国等に対する譲渡である場合 1% (3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1% (4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1% (5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1% (6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 1% (7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 2.4% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ただし、令和 2 年 3 月 31 日までの譲渡については特例不適用)	

3 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

4 令和元年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	2 (改正案による)	3
基礎控除		43 万円 基礎控除の額について、合計所得金額に応じて 3 段階で減、2,500 万円超の場合には消失 〔 基礎控除の額 43、29、15 万円 〕
配偶者控除		同一生計配偶者の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げる。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引き上げる。
扶養控除		扶養親族の前年の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げる。
税 率	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～令和 5 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (指定都市の存する区域の場合、0.8%) (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (指定都市の存する区域の場合、16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額) (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～令和 5 年 3 月 31 日までの譲渡)	

- (注) 1 令和 2 年度欄については、令和 2 年度改正案によるものである。
- 2 令和 3 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均 等 割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する 事業年度から適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800 円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000 円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000 円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000 円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000 円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000 円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000 円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000 円	均等割 資本等の金額 …資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26	27	令和元年度
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 1% 制限税率 2% ※令和元年 10 月 1 日 以後に開始する事業 年度から適用

③ 利子割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度	27
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	平成 28 年 1 月 1 日以後に支払 いを受けるべき利子等に係る法人 の利子割について廃止

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

(注) 平成 27 年度欄については、平成 25 年度改正によるものである。

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務の うち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及 び第 3 種事業 6% 第 3 種事業の うち助産婦業 等 4%			第 1 種事業 課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者 控 除 等				特別所得税が事 業税の第 3 種事 業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税 率					制限税率が 設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者 控 除 等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、 本則は 年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、 本則は 年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額 500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は 出資の金額 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500 万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県に事務 所等を有する法人で 資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人 の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
普通法人 年 150 万円以下 6% 年 300 万円以下 9% 年 300 万円超及び清算所得 12% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12% 特別法人 年 150 万円以下 6% 年 150 万円超及び清算所得 8% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8% ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。 普通法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	制限税率が設けられた。 標準税率の 1.1 倍	特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8% 一定の協同組合等については 年 10 億円超 9% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8% 一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%	普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%	普通法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6% 一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9% 収入金額課税法人 1.3% ※上記税率は恒久的な減税として法附則 40㊦に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20
税 率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金又は出資の金額1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 3.8% 年 400 万円超 800 万円以下 5.5% 年 800 万円超及び清算所得 7.2% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2% 特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 〔一定の協同組合等については〕 年 10 億円超 7.9% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6% 〔一定の協同組合等については〕 年 10 億円超 7.9% 収入金額課税法人 収 入 割 1.3% ※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則 40⑩に定められているものであり、本則（法 72 の 24 の 7）の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。〔標準税率の 1.2 倍〕	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 1.5% 年 400 万円超 800 万円以下 (3.8%) 年 800 万円超及び清算所得 2.2% 年 800 万円超及び清算所得 2.9% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% 特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 2.7% 年 400 万円超及び清算所得 3.6% 〔一定の協同組合等については〕 年 10 億円超 4.3% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% 〔一定の協同組合等については〕 年 10 億円超 4.3% 収入金額課税法人 収 入 割 0.7% ※平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率
そ の 他		

(注) 1 平成 16 年度欄については、平成 15 年 3 月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成 18 年度改正により平成 19 年 4 月 1 日から本則の税率となったものである。

22		26	
右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人（特別法人を除く。） のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人（特別法人を除く。）の うち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割		付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割
	年 400 万円以下 1.5% (3.8%)		年 400 万円以下 2.2% (3.8%)
	年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%)		年 400 万円超 800 万円以下 3.2% (5.5%)
	年 800 万円超 2.9% (7.2%)		年 800 万円超 4.3% (7.2%)
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%)		3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 4.3% (7.2%)
	特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 2.7% (5%) 年 400 万円超 3.6% (6.6%)		特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 3.4% (5%) 年 400 万円超 4.6% (6.6%)
	[一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)]		[一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)]
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%)		3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% (6.6%)
	[一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)]		[一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)]
	収入金額課税法人 収 入 割 0.7% (1.3%)		収入金額課税法人 収 入 割 0.9% (1.3%)
※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率		※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27	28	令和元年度	
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.72%	付加価値割 1.2%	付加価値割 1.2%	所 得 割
	資 本 割 0.3%	資 本 割 0.5%	資 本 割 0.5%	年 400 万円以下 3.5%
	所 得 割	所 得 割	所 得 割	年 400 万円超 800 万円以下 5.3%
	年 400 万円以下 1.6% (3.1%)	年 400 万円以下 0.3% (1.9%)	年 400 万円以下 0.4%	年 800 万円超 7%
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (4.6%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.5% (2.7%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.7%	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 7%
	年 800 万円超 3.1% (6%)	年 800 万円超 0.7% (3.6%)	年 800 万円超 1%	
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.1% (6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7% (3.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 1%	特別法人
				所 得 割
				年 400 万円以下 3.5%
そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	年 400 万円超 4.9%
				一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7%
				3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.9%
				一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7%
				収入金額課税法人
				収 入 割 1%

2（改正案による）		
収入金額課税法人（電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）のうち資本金の額又は出資金の額1億円超の法人		
収 入 割		0.75%
付加価値割		0.37%
資 本 割		0.15%
収入金額課税法人（電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）のうち資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等		
収 入 割		0.75%
所 得 割		1.85%
※令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用		

（注）令和2年度欄については、令和2年度改正案によるものである。

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数		各月の延従業者の数を期末現在の従業者の数とした。	資本金が1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金 1 億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については 1/2		
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価額 他の 1/2 を従業者の数	軌道の延長キロメートル数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和 47 年度	57	平成元年度	17	29
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数	
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				本社管理部門の従業者数 1/2 措置を廃止	
製造業			資本金 1 億円以上の法人の工場の従業者数については 1.5 倍	本社管理部門の従業者数 1/2 措置を廃止	
鉄道業 軌道業					
ガス供給業 倉庫業					
電気供給業	1/2 を発電所の固定資産の価額 他の 1/2 を固定資産の価額	3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 ※激変緩和のため経過措置を講じた。			(発電事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 (送配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (小売電気事業) 1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 昭和 57 年度改正で設けられた経過措置を廃止

3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27	29
税 率 等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス業基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (使途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数7:3で按分

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
 2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成28年11月改正によるものである。
 4 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

30	令和元年度
(清算基準) 基幹統計（商業統計・ 経済センサス活動調査） ウェイト 50%、残り 50% を人口で按分	(税率) 一定税率 消費税額の 78 分の 22 (令和元年 10 月～) ※消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)

4. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税 率 等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非 課 税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非 課 税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度 に改められた。)	芸者の花代及びカフェ ・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税 率 等	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

36	37	41	44	46
名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

5. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税 率 等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円	(免税点) 土地 5 万円 家屋(建築) 15 万円 家屋(その他) 8 万円	(免税点) 土地 10 万円 家屋(建築) 23 万円 家屋(その他) 12 万円	税率 4% ただし、昭和 56 年 7 月 1 日 から昭和 61 年 6 月 30 日まで に行われた住宅の取得につい ては 3% とされた。 昭和 56 年 7 月 1 日から昭和 61 年 6 月 30 日までの間に行 われた一定の住宅用土地の取 得については税額から 4 分の 1 に相当する額を減額するこ ととされた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成元年 6 月 30 日まで 3 年間延 長された。

年度 項目	平成 12 年度	13	15	18
税 率 等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成 12 年 1 月 1 日か ら平成 14 年 12 月 31 日までに行われ た場合には課税標準を価格の 2 分の 1 とする特 例措置が講じられ た。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置について 平成 16 年 6 月 30 日まで 3 年間延長 された。	税率 4% ただし、平成 15 年 4 月 1 日から平 成 18 年 3 月 31 日までに行われた不動 産の取得については課税標準を 3% と する特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日まで に行われた場合には課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置が講じられた。	税率 4% ただし、住宅及び土地に係る税率の 特例措置については平成 21 年 3 月 31 日まで 3 年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措 置については平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日までの 2 年間に限 り、標準税率を 3.5% とする経過措置 が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税 標準の特例措置について平成 21 年 3 月 31 日まで延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27	30
税率4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。	税率4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。	税率4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。	税率4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和3年3月31日まで3年間延長する。〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和3年3月31日まで延長する。

6. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税 率 等		(創設) 税率 115 分の 5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和 60 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円 [ただし、昭和 61 年 5 月から 昭和 62 年 3 月までの間に行わ れた売渡し等分については、 特例措置として、1,000 本に つき 160 円を加算。]

年度 項目	平成 15 年度	18	22	25
税 率 等	平成 15 年 7 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 969 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 461 円	平成 18 年 7 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,074 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円	平成 22 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,504 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 716 円	平成 25 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 860 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 411 円

年度 項目	2 年度	3
税 率 等	令和 2 年 10 月 1 日以降 の売渡し等分 税率 1,000 本につき 1,000 円	令和 3 年 10 月 1 日以降 の売渡し等分 税率 1,000 本につき 1,070 円

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。
2 昭和 62 年度欄のうち、上段については昭和 62 年法律第 15 号による改正、下段については昭和 62 年法律第 94 号による改正に係るものである。
3 令和 2 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。
4 令和 3 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

28	29	30	令和元年度
平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	令和元年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 930円
		平成30年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	

5 平成30年度欄（下欄）については、平成30年度改正によるものである。

6 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算することとしていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から令和4年10月1日までに段階的に移行することとしている。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度改正案）について

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算することとしていたところであるが、令和2年度改正案において、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法に、令和2年10月1日から令和3年10月1日までに段階的に移行することとしている。

7. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41	46
税 率 等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前 の 2 分の 1 に引き下げ られた。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の 運動競技の 施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ぱちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場 に対し定額課 税が採用さ れた。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の 税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課 税の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町 村に対 して 6 分の 1 を交付	ゴルフ場 所在市町 村に対 して 3 分の 1 を交付

(注) 令和 2 年度欄については、令和 2 年度改正案によるものである。

8. 自動車取得税（令和元年 10 月 1 日廃止）

年度 項目	昭和 43 年度	44	49	51	53
税 率 等	自動車取得税(目的税)が 創設され、法定外普通税 としての自動車取得税が 廃止された。 税率 3% 免税点 10 万円 (交付金) 市町村に対して 10 分の 7 を交付(指定市に対 しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15 万円	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動 車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30 万円 (2 年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置 が 2 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置 がさらに 2 年度間延長さ れた。

年度 項目	平成 5 年度	10	15	20	21
税 率 等	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 10 年度間延 長された。	自動車取得税が目的税 から普通税に改められ た。

47	48	52	58	平成元年度	15	令和2年度 (改正案による)
ゴルフ場 (ゴルフ場に類する施設を含む。)に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。	国民体育大会のゴルフ競技の公式練習及び2020年東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技(公式練習を含む。)としての利用について、非課税措置が設けられた。

55	58	60	63	平成2年度
自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)

22	26	30	令和元年度
自動車取得税に係る平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%)を維持することとされた。	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車(軽自動車を除く) 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限が1年6月延長された。	令和元年10月1日に自動車取得税を廃止。

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和 25 年度	31	32	34	36	39	51	53
税 率 等		(創設) 税率 1 キロリットル 6,000 円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に相 当する額を道路 面積等にあん分 して交付	税率 1 キロリットル 8,000 円	税率 1 キロリットル 10,400 円	税率 1 キロリットル 12,500 円	税率 1 キロリットル 15,000 円	税率 1 キロリットル 19,500 円 (2 年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2 年度間延 長された。

年度 項目	平成 22 年度	23
税 率 等	平成 30 年 3 月 31 日までの 10 年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成 21 年度の税率水準（1 キロリットル 32,100 円）を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率（1 キロリットル 15,000 円）を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300 円 (4年度間の暫 定税率)	暫定税率が 2 年度間延 長された。	暫定税率が 3 年度間延 長された。	暫定税率が 5 年度間延 長された。	暫定税率が平成 5 年 11 月 30 日まで延長され、 平成 5 年 12 月 1 日から 平成 10 年 3 月 31 日まで の間適用する暫定税率 が 1 キロリットル当たり 32,100 円とされた。	暫定税率が 5 年度間延 長された。	暫定税率が 5 年度間延 長された。	暫定税率が 10 年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

10. 自動車税

①環境性能割（令和元年 10 月 1 日～）

年度 項目	令和元年度		
税 率 等	自動車税環境性能割の導入 令和元年 10 月 1 日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。 （平成 28 年度税制改正により、消費税率 10% 引上げ時である平成 29 年 4 月 1 日に導入することとしていたが、消費税率 10% への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年 10 月 1 日に変更された。）		
	〔乗用車〕		
	区分		税率
			自家用 営業用
	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10% 低減）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車（H30 規制適合又は H21 規制適合）		非課税 非課税
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG 車	2020 年度燃費基準+20% 達成	100 分の 1
		2020 年度燃費基準+10% 達成	
		2020 年度燃費基準達成	100 分の 2 100 分の 0.5
		2015 年度燃費基準+10% 達成	100 分の 3 100 分の 1
	上記以外の車		100 分の 2
	（注）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50% 低減（★★★★）又は H17 規制から NOx75% 低減（★★★★）のものに限る。 ※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。		

（注） 令和元年度欄において、自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成 28 年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。

②種別割（令和元年 10 月 1 日～）（令和元年 9 月 30 日まで自動車税）

年度 項目	昭和 25 年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及びバス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円	普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 営業用 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000 円 120 インチ超 60,000 円 営業用 120インチ以下 15,000 円 120 インチ超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000 円 3.048 メートル超 60,000 円 営業用 3.048メートル以下 15,000 円 3.048 メートル超 30,000 円 トラック 15,000 円 バス 観光用 30,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 3,800 円	小型四輪車 乗用車 自家用 1 リットル以下 12,000 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 14,000 円 1.5 リットル超 16,000 円 営業用 1 リットル以下 6,000 円 1 リットル超 1.5リットル以下 7,000 円 1.5 リットル超 8,000 円

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税「種別割」つづき)

年度 項目	平成 14 年度				18
税 率 等	トラック（三輪の小型自動車を除く。）				制限税率が引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)
	営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）				
	1 トン以下	6,500 円	5 トン超 6 トン以下	22,000 円	
	1 トン超 2 トン以下	9,000 円	6 トン超 7 トン以下	25,500 円	
	2 トン超 3 トン以下	12,000 円	7 トン超 8 トン以下	29,500 円	
	3 トン超 4 トン以下	15,000 円	8 トン超	29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 4,700 円を加算した額	
	4 トン超 5 トン以下	18,500 円			
	自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）				
	1 トン以下	8,000 円	5 トン超 6 トン以下	30,000 円	
	1 トン超 2 トン以下	11,500 円	6 トン超 7 トン以下	35,000 円	
	2 トン超 3 トン以下	16,000 円	7 トン超 8 トン以下	40,500 円	
	3 トン超 4 トン以下	20,500 円	8 トン超	40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 6,300 円を加算した額	
	4 トン超 5 トン以下	25,500 円			
	けん引自動車				
	営業用				
	小型自動車	7,500 円			
	普通自動車	15,100 円			
	自家用				
	小型自動車	10,200 円			
	普通自動車	20,600 円			
	被けん引自動車				
	営業用				
	小型自動車	3,900 円			
	普通自動車で 8 トン以下のもの	7,500 円			
	普通自動車で 8 トン超のもの	7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額			
	自家用				
	小型自動車	5,300 円			
普通自動車で 8 トン以下のもの	10,200 円				
普通自動車で 8 トン超のもの	10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額				
※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額 を加算した額					
営業用		自家用			
1 リットル以下	3,700 円	1 リットル以下	5,200 円		
1 リットル超 1.5 リットル以下	4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下	6,300 円		
1.5 リットル超	6,300 円	1.5 リットル超	8,000 円		
バス（三輪の小型自動車を除く。）					
営業用					
一般乗合用		一般乗合用以外			
30 人以下	12,000 円	30 人以下	26,500 円		
30 人超 40 人以下	14,500 円	30 人超 40 人以下	32,000 円		
40 人超 50 人以下	17,500 円	40 人超 50 人以下	38,000 円		
50 人超 60 人以下	20,000 円	50 人超 60 人以下	44,000 円		
60 人超 70 人以下	22,500 円	60 人超 70 人以下	50,500 円		
70 人超 80 人以下	25,500 円	70 人超 80 人以下	57,000 円		
80 人超	29,000 円	80 人超	64,000 円		
自家用					
30 人以下	33,000 円				
30 人超 40 人以下	41,000 円				
40 人超 50 人以下	49,000 円				
50 人超 60 人以下	57,000 円				
60 人超 70 人以下	65,500 円				
70 人超 80 人以下	74,000 円				
80 人超	83,000 円				

令和元年度
自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年10月1日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。 令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、小型自動車を中心に全ての排気量において、標準税率が引き下げられた。 乗用車 自家用 1リットル以下 25,000 円 1リットル超1.5リットル以下 30,500 円 1.5リットル超2リットル以下 36,000 円 2リットル超2.5リットル以下 43,500 円 2.5リットル超3リットル以下 50,000 円 3リットル超3.5リットル以下 57,000 円 3.5リットル超4リットル以下 65,500 円 4リットル超4.5リットル以下 75,500 円 4.5リットル超6リットル以下 87,000 円 6リットル超 110,000 円

(注) 令和元年度欄において、自動車税種別割への名称変更に係る部分については、平成28年度改正によるもの、標準税率の引下げに係る部分については、令和元年度改正によるものである。

自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16
税 率 等	軽 減 (平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度))	軽 減 (平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成
	☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 13%軽減	標準税率より概ね 50%軽減
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
 4 ☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 21 年度	23
税 率 等	軽 減 (平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))	軽 減 (平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +15%以上達成	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成
	標準税率より概ね 50%軽減	標準税率より概ね 50%軽減
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

17	19
軽 減〔平成 16 年度・17 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準達成 ★★★ かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成 〃 25%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね 10%重課	軽 減〔平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +20%以上達成 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +10%以上達成 〃 25%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 7 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。
8 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
9 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
10 ★★★★★ は 〃 50%以上 〃

25	27
軽 減〔平成 24 年度・25 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +10%以上達成 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 〃 25%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね 10%重課	軽 減〔平成 26 年度・27 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 (2020 年度燃費基準達成車) 標準税率より概ね 75%軽減 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準+20%達成 (2020 年度燃費基準未達成車) ★★★★かつ 2015 年度燃費基準+10%達成 〃 50%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)

- (注) 4 平成 25 年度欄については、平成 24 年度改正によるものである。
5 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。
6 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

平成 29 年度	30
軽 減 (平成 28 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準 +10%達成 標準税率より概ね 75%軽減 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 〃 50%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)	軽 減 (平成 29 年度・30 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又 は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上 低減達成車かつ 2020 年度燃費基準+30%達成 標準税率より概ね 75%軽減 ★★★★又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上 低減達成車かつ 2020 年度燃費基準+10%達成 〃 50%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)

- (注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。
2 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

令和4年度	
軽 減	
〔 令和3年度・4年度新車新規登録分（自家用乗用車）が対象 （軽減は登録の翌年度） 〕	
電気自動車 天然ガス自動車 （平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は 平成30年排出ガス規制に適合しているもの） プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車	標準税率より概ね75%軽減
※ 令和元年度・2年度新車新規登録分は平成30年度新車新規登録分と同様の措置	

4 令和4年度欄については、令和元年度改正によるものである

11. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	33
税 率 等	附加価値税が創設され、実施は昭和 27 年 1 月 1 日からとされた。 漁業権税 賃貸料の 10%	附加価値税の実施は昭和 28 年 1 月 1 日からと延期された。 漁業権税は廃止された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税の実施は昭和 29 年 1 月 1 日からと延期された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。	狩猟者税の税率が改正された。

年度 項目	昭和 58 年度	平成 14 年度	16
税 率 等	鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の 1.1 倍程度に改正された。 (鉱区税) 1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 200 円 採掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 400 円 2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長 1,000 メートルごとに 年額 600 円 河床でないもの 面積 100 アールごとに 年額 200 円 など (狩猟者登録税及び入猟税) 1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000 円又は 4,500 円 (入) 6,500 円 2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300 円 (入) 2,200 円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、 甲種狩猟免許が 網・わな猟免許に、 乙種狩猟免許が 第一種銃猟免許に、 丙種狩猟免許が 第二種銃猟免許に 改正された。 (平成 15 年 4 月 16 日施行)	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 2 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など

年度 項目	令和元年度
税 率 等	対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が 5 年度間延長された。

38	41	46	52	54
狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。	鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ 3 分の 2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	鉱区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の 2 倍に改正された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

19	20	25	27
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500 円 3 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を 2 分の 1 とする特例措置を講じた。	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が 3 年度間延長された。	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける 狩猟者の登録 課税免除 3 狩猟者の登録をする日前 1 年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率 2 分の 1

II 市町村税
1. 市町村民税
① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上 の市 年額 800 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3)その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 1,000 円 (2) 年額 750 円 (3) 年額 500 円	均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上 の市 年額 700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3)その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 900 円 (2) 年額 650 円 (3) 年額 400 円	所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得 金額の 10% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20%	均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上 の市 年額 600 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3)その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1)年額 800 円 (2)年額 550 円 (3)年額 300 円	所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)以下左に同じ	所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 " 3.7% 15 万円 " 4.5% 30 万円 " 5.2% 50 万円 " 6.0% 80 万円 " 6.7% 120 万円 " 7.5% 200 万円 " 8.2% 300 万円 " 9.0% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 " 5.0% 12 万円 " 6.4% 20 万円 " 8.1% 35 万円 " 10.0% 50 万円 " 12.3% 80 万円 " 15.0% 120 万円 " 18.3% 160 万円 " 22.5%
	所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和 25 年度に限り (1)方式のみしか とれない。	所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 10% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 20%	所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 7.5% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 15%			

33	34	35	37	38	39
			9 万円		
			1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者が ある場合 1 人目 5 万円		
所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 % (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準抛税率 3 万円以下の金額 2.0% 3 万円を超える金額 2.2% 5 万円 " 3.0% 8 万円 " 3.1% 15 万円 " 3.5% 20 万円 " 4.1% 30 万円 " 4.4% 50 万円 " 5.4% 80 万円 " 5.5% 100 万円 " 6.3% 120 万円 " 6.5% 150 万円 " 7.2% 200 万円 " 7.4% 250 万円 " 8.1% 300 万円 " 8.3% 400 万円 " 9.1% 500 万円 " 9.2% (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準抛税率 3 万円以下の金額 2.3% 3 万円を超える金額 2.5% 4 万円 " 3.5% 7 万円 " 3.8% 13 万円 " 4.3% 17 万円 " 5.2% 25 万円 " 5.8% 40 万円 " 7.5% 60 万円 " 7.9% 75 万円 " 9.5% 90 万円 " 10.0% 110 万円 " 11.8% 140 万円 " 12.3% 170 万円 " 14.5% 200 万円 " 15.1% 250 万円 " 17.8% 300 万円 " 18.5% 350 万円 " 21.7%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準抛税率 5 万円以下の金額 2% 5 万円 を超える金額 3% 20 万円 " 4% 50 万円 " 5% 100 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準抛税率 3 万円以下の金額 2% 3 万円 を超える金額 3% 8 万円 " 4% 20 万円 " 5% 40 万円 " 6% 60 万円 " 7% 80 万円 " 8% 110 万円 " 9% 140 万円 " 11% 180 万円 " 13% 270 万円 " 16% 380 万円 " 20% 580 万円 " 24%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準抛税率 10 万円 10 万円 を超える金額 3% 10 万円 以下の金額 2% 10 万円 を超える金額 3% 以下左に同じ (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準抛税率 5 万円以下の金額 2% 5 万円 を超える金額 3% 10 万円 を超える金額 4% 以下左に同じ	所得割 (1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準抛税率 10 万円以下の金額 2% 10 万円 を超える金額 3% 20 万円 " 4% 50 万円 " 5% 100 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%	15 万円以下の金額 2% 15 万円 を超える金額 3% 40 万円 " 4% 70 万円 " 5% 以下左に同じ	所得割の 不均衡是正 1 40 年度適用 (1) 本文方式へ統一（但書方式の 廃止） (2) 標準税率の法 定（段階、税率 は左に同じ） (3) 制限税率の法 定（標準税率の 1.5 倍の率） 2 39 年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所 得控除とした。 (2) 専従者の税額 控除の最低限の 法定 3 上記1、2によ る減収について は市町村民税臨 時減税補てん債 により元利とも 補てんすること とされた。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10 万円		11 万円	12 万円	13 万円
配偶者控除	(新設) 8 万円		9 万円	10 万円	11 万円
扶養控除	扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者が不在 場合 1 人目 7 万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1 人目 6 万円	扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者が不在 場合 1 人目 7 万円	扶養親族 1 人 5 万円 控除対象配偶者が不在 場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 6 万円 控除対象配偶者が不在 場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 8 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 9 万円
税 率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設（昭和 42 年 1 月 1 日以後に受け るべき退職手当等）				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47 年度 2.7% (ロ) 48、49 年度 3.4% (ハ) 50、51 年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の 110% 相当額

46	47	48	49	50
14 万円	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円
13 万円	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円
扶養親族 1 人 10 万円 配偶者がいない場合 1 人目 11 万円	扶養親族 1 人 11 万円 配偶者がいない場合 1 人目 12 万円	扶養親族 1 人 12 万円 配偶者がいない場合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 14 万円	扶養親族 1 人 14 万円 老人扶養親族 1 人 16 万円 配偶者がいない場合 16 万円	扶養親族 1 人 17 万円 老人扶養親族 1 人 19 万円 配偶者がいない場合 19 万円
		所得割 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 50 万円 " 4% 80 万円 " 5% 110 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20 万円	21 万円
配偶者控除		20 万円	21 万円
扶養控除		扶養親族 1 人 19 万円 老人扶養親族 1 人 20 万円 配偶者がいない場合 20 万円	扶養親族 1 人 20 万円 老人扶養親族 1 人 21 万円 配偶者がいない場合 21 万円
税 率	均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 1,700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,200 円 (3)その他の市町村 年額 700 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200 円 (2) 年額 1,600 円 (3) 年額 1,000 円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得 (52～56 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額の 4 分の 3 を総合課税した場合の当該 2,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (52～54 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 68 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和 52 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和 50 年度改正、(2)については昭和 51 年度改正によるものである。
- 2 昭和 55 年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和 54 年度改正によるものである。
- 3 昭和 56 年度欄における所得割の税率は、昭和 55 年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円 (3) その他の市町村 年額 1,000 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,600 円 (2) 年額 2,000 円 (3) 年額 1,400 円 所得割 (1) 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 45 万円 " 4% 70 万円 " 5% 100 万円 " 6% 130 万円 " 7% 230 万円 " 8% 370 万円 " 9% 570 万円 " 10% 950 万円 " 11% 1,900 万円 " 12% 2,900 万円 " 13% 4,900 万円 " 14% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 ㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合 の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計 (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57 年度) ㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額 の 4%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を 超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円 を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した 場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額と の合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25 万 3 千円	26 万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25 万円	控除対象配偶者 25 万 3 千円 老人控除対象配偶者 26 万 3 千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29 万 3 千円	控除対象配偶者 26 万円 老人控除対象配偶者 27 万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30 万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 25 万円	扶養親族 1 人 25 万 3 千円 老人扶養親族 1 人 26 万 3 千円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 29 万 3 千円 同居老親等扶養親族 1 人 30 万 3 千円	扶養親族 1 人 26 万円 老人扶養親族 1 人 27 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 30 万円 同居老親等扶養親族 1 人 31 万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60 年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える金額の 5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 2,500 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 2,000 円 (3) その他の市町村 年額 1,500 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200 円 (2) 年額 2,600 円 (3) 年額 2,000 円 所得割 20 万円以下の金額 2.5% 20 万円を超える金額 3% 45 万円 " 4% 70 万円 " 5% 95 万円 " 6% 120 万円 " 7% 220 万円 " 8% 370 万円 " 9% 570 万円 " 10% 950 万円 " 11% 1,900 万円 " 12% 2,900 万円 " 13% 4,900 万円 " 14%

- (注) 1 昭和 58 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 57 年度改正によるものである。
2 昭和 59 年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ 7 千円が加算される。

61	63
	28 万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設) 配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63 年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える 金額の 5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える 金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を 超える部分に係る上積み税額との合計額 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を 超える場合 160 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額を加算した金額 と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の 税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の 額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金 額の 5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60 万円以下の金額 3% 60 万円を超える金額 5% 130 万円 " 7% 260 万円 " 8% 460 万円 " 10% 950 万円 " 11% 1,900 万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和 63～平成 3 年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額 の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和 63～平成 3 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和 63～平成 3 年度) (4) 賦課制限の廃止

- 3 昭和 60 年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和 59 年度改正によるものである。
- 4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。
- 5 昭和 63 年度欄においては、昭和 62 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30 万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30 万円 (A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35 万円 (A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51 万円 (B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56 万円 (B) 配偶者特別控除 30 万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1 人 30 万円 (A) 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1 人 35 万円 (A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 51 万円 (B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 56 万円 (B) 同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1 人 42 万円 (A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 63 万円 (B) (新設)特定扶養親族 1 人 35 万円 (A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 56 万円 (A、B)
税 率	所得割 (1) 120 万円以下の金額 3% 120 万円を超える金額 8% 500 万円 " 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元年～3 年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え (交換) の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 108 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成 5 年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 4 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成 4 年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 3 月)改正によるものである。
- 2 平成 2 年度欄において、(A)とあるのは昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和 63 年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又は昭和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日まで の譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの譲 渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 6,000 万円を控除した金額の 3.4%に 相当する金額との合計額

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33 万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59 万円 配偶者特別控除 33 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1 人 39 万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1 人 60 万円	扶養親族 1 人 33 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 38 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 54 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 59 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 45 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 66 万円 特定扶養親族 1 人 41 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 62 万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200 万円以下の金額 3% 200 万円を超える金額 8% 700 万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 3,000 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 2,500 円 (3) その他の市町村 年額 2,000 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800 円 (2) 年額 3,200 円 (3) 年額 2,600 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 220 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 4,000 万円を控除した金額の 6%に 相当する金額との合計額

- (注) 1 平成 6 年度欄における所得割の税率は、平成 4 年度改正によるものである。
- 2 平成 6 年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 20%相当額（20%相当額が 20 万円を超える場合は 20 万円を限度とする。）を控除した。
- 3 平成 7 年度欄については、平成 6 年度（平成 6 年 12 月）改正によるものである。
- 4 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 15%相当額（15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除した。

9	10
所得割 (1) 200 万円以下の金額 3% 200 万円を超える金額 8% 700 万円を超える金額 12% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 12% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5.5%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 380 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 6%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の 110%相当額	均等割 制限税率の廃止 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 14 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額 (2) 制限税率の廃止

5 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度（平成 6 年 12 月）改正によるものである。

6 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

7 平成 10 年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成 8 年度改正によるものである。

8 平成 10 年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人 17,000 円、控除対象配偶者又は扶養親族 1 人につき 8,500 円の合計額。ただし、平成 10 年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円
税率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分) 4%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 4,000 万円を控除した金額の 4%に 相当する金額との合計額	均等割 標準税率 年額 3,000 円 所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4% (ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 2% ※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%

3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。

4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税率	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 （イ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4% （ロ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度） ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額 （ハ）短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 6% ② 国等に対する譲渡である場合 3.4% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%	所得割 (1) 一律 6% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 （イ）長期譲渡所得 3% （ロ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度） ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 （ハ）長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4% ② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 （ニ）短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4% ② 国等に対する譲渡である場合 3% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3% 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8% (4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3% (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 7.2% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）

- (注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

21	22
所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税率	所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成 26 年度～令和 5 年度) 年額 3,500 円 〔 本則税率 年額 3,000 円に 〕 年額 500 円を加算した額 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)

- (注) 1 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるものである。
- 2 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正(平成 23 年 6 月)によるものである。
- 3 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるもの、その他の記載については、平成 26 年度改正によるものである。

27	29
所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成 27 年度～） 3% ※軽減税率は平成 26 年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率（平成 27 年度～） 3% ※軽減税率は平成 26 年度まで	所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成 29 年度～） 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成 29 年度～） 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率（平成 29 年度～） 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和 2 年度） （イ）課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% （ロ）課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和 2 年 3 月 31 日までの譲渡）

4 平成 27 年度欄については、平成 23 年度改正によるものである。

5 平成 29 年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成 25 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 29 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	30	令和元年度
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて3段階で通減、1,000 万円超の場合には消失 〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕
扶養控除		
税 率	所得割(指定都市の場合) (1) 一律 8% (ただし、分離課税に係る退職所得については6%) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得 4% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度) ① 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円以下である場合 3.2% ② 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から2,000 万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円以下である場合 3.2% ② 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円を超える場合 192 万円と課税長期譲渡所得金額から6,000 万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 7.2% ② 国等に対する譲渡である場合 4% (3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4% (4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4% (5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 4% (6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 4% (7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 9.6% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、令和2年3月31日までの譲渡については特例不適用)	

- (注) 1 平成30年度欄については、平成29年度改正によるものである。
2 令和元年度欄については、平成29年度改正によるものである。

2 (改正案による)	3
	43 万円 基礎控除の額について、合計所得金額に応じて 3 段階で通減、2,500 万円超の場合には消失 〔 基礎控除の額 43、29、15 万円 〕
	同一生計配偶者の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げる。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引き上げる。
	扶養親族の前年の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げる。
所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和 5 年度） (i) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%（指定都市の存する区域の場合、3.2%） (ii) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額） (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和 5 年 3 月 31 日までの譲渡）	

- (注) 3 令和 2 年度欄については、令和 2 年度改正案によるものである。
- 4 令和 3 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率（制限税率）	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率
	人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円)	15.0% 制限税率	12.5% 制限税率	7.5% 制限税率	8.1% 制限税率	8.4% 制限税率	8.9% 制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
	上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する事 業年度から適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%		

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率（制限税率）	均等割 標準税率（制限税率）	均等割 標準税率（制限税率）
	(1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 160,000 円 (270,000 円)
税 率	(4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円 (100,000 円)
	(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円)	(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円)	(5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 48,000 円 (80,000 円)
		法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7% ※資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額	(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000 円 (27,000 円)

42	45	49	51	52
均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000 円(7,000 円) (2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400 円(4,000 円)	法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円(20,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200 円(12,000 円)	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円(134,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000 円(13,000 円)

59	平成 6 年度	14	18
均等割 標準税率(制限税率は標準税率の 1.2 倍) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が 50 人超の法人 年額 400,000 円 (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 150,000 円 (5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 120,000 円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000 円	均等割 標準税率(制限税率は標準税率の 1.2 倍) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 410,000 円 (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 400,000 円 (5) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 160,000 円 (6) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 150,000 円 (7) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 130,000 円 (8) 資本等の金額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 120,000 円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000 円	均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26	27	令和元年度
税 率	均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000 円 (2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000 円 (3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人超の法人 年額 150,000 円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 160,000 円 (6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人超の法人 年額 400,000 円 (7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000 円 (8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人超の法人 年額 1,750,000 円 (9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000 円	法人税割 標準税率 9.7% 制限税率 12.1% ※平成26年10月1日以 後に開始する事業年度か ら適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 6% 制限税率 8.4% ※令和元年10月1日以 後に開始する事業年度 から適用

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 ㎡以下の住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整措置率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8 万円 家屋 5 万円 償却資産 30 万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100 分の 1.7 を超える税率で課税する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和 47 年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の 2 分の 1 の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15 万円 家屋 8 万円 償却資産 100 万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 57 年度から昭和 59 年度まで昭和 54 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.3 倍超 1.5 倍以下、1.7 倍超 1.9 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 57 年度から昭和 59 年度まで昭和 54 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.3 倍超 1.5 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 60 年度から昭和 62 年度まで昭和 57 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 60 年度から昭和 62 年度まで昭和 57 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 63 年度から平成 2 年度まで昭和 60 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 63 年度から平成 2 年度まで昭和 60 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.075 倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)	(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (4) 免税点 土地 30 万円 家屋 20 万円 償却資産 150 万円	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。 (3) 農地（特定市街化区域農地を除く。） 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。 (2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
1 土地 (1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成 6 年度から平成 8 年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成 6 年度から平成 8 年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注 3) (2) 一般農地 評価替えに伴い、平成 6 年度から平成 8 年度まで平成 3 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 1 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。(注 3) 2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る 3%減価の措置が講ぜられた。(注 4)	地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。

12	13	14	15
平成 9 年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の 80%から平成 12 年度、平成 13 年度に 75%、平成 14 年度に 70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を 12%以上（現行：25%以上）とすることとされた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。	(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成 14 年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去 3 年間 15%以上とする措置が講ぜられた。 (2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の 3 分の 1 とする等の措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。 (2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	(1) 宅地等 - 負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 - 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 - 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 - 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 - 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。	(1) 宅地等 - 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 - 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 - 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 - 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 - 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
(1) 宅地等 ①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。 ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあっては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあっては評価額の60%、住宅用地にあっては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 ②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。 (3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。	(1) 宅地等 ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 (2) 農地 ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

30	令和2年度（改正案による）
(1) 宅地等 ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち特定生産緑地の指定がされたもの（指定の期限の延長がされなかったものを除く。）に係る固定資産税について、現行制度と同様の措置が講ぜられた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかったもの等に係る固定資産税について、宅地並み評価とした上で、一定の激変緩和措置の対象とされた。	(1) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化 ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとされた。 (2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大 ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとされた。（令和3年度分以後の固定資産税について適用）

3. 軽自動車税

①環境性能割（令和元年 10 月 1 日～）

年度 項目	令和元年度		
税 率 等	軽自動車税環境性能割の導入 令和元年 10 月 1 日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して、環境性能に応じて課税。 （平成 28 年度税制改正により、消費税率 10% 引上げ時である平成 29 年 4 月 1 日に導入することとしていたが、消費税率 10% への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年 10 月 1 日に変更された。）		
	〔乗用車〕		
	区分		税率
			自家用 営業用
	電気軽自動車、天然ガス軽自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10% 低減）		非課税 非課税
	ガソリン車（ガソリンハイブリッド車を含む）	2020 年度燃費基準+10% 達成	
		2020 年度燃費基準達成	100 分の 1 100 分の 0.5
		2015 年度燃費基準+10% 達成	
	上記以外の車		100 分の 2 100 分の 2
	（注）ガソリン車（ガソリンハイブリッド車を含む）に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50% 低減（★★★★）又は H17 規制から NOx75% 低減（★★★★）のものに限る。		
	※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。		

（注） 令和元年度欄において、軽自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成 28 年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。

② 種別割（令和元年 10 月 1 日～）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税（令和元年 9 月 30 日まで））

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	33	36	40
税 率 等	自転車 200 円 荷積牛馬車 800 円 荷積大車 400 円 荷積小車 200 円 リヤカー 200 円	原動機付自転車 500 円 その他の自転車 200 円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc 以下 500 円 50cc～90cc 800 円 90cc 超 1,000 円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500 円 軽自動車 1,500 円	軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 1,500 円 三輪のもの 2,000 円 四輪のもの 乗用 3,000 円 貨物用 2,500 円	四輪以上のもの 乗用 4,500 円

年度 項目	平成 18 年度	27	28	令和元年度
税 率 等	制限税率が引き上げられた。 （標準税率の 1.5 倍）	標準税率 平成 27 年 4 月 1 日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円 貨物用 営業用 年額 3,800 円 自家用 年額 5,000 円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 2,000 円 50cc～90cc 年額 2,000 円 90cc 超 年額 2,400 円 ミニカー 年額 3,700 円 (2) 二輪の軽自動車 （側車付のものを含む。） 年額 3,600 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000 円	軽自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年 10 月 1 日以後、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更。

- (注) 1 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。
 2 平成 28 年度欄については、平成 27 年度改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。

51	54	59	60
標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 650 円 50cc～90cc 年額 1,000 円 90cc 超 年額 1,300 円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000 円 三輪のもの 年額 2,600 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200 円 自家用 年額 5,900 円 貨物用 営業用 年額 2,900 円 自家用 年額 3,300 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,300 円 制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.2 倍)	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 700 円 50cc～90cc 年額 1,100 円 90cc 超 年額 1,450 円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200 円 三輪のもの 年額 2,850 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200 円 自家用 年額 6,500 円 貨物用 営業用 年額 2,900 円 自家用 年額 3,650 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,650 円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 1,000 円 50cc～90cc 年額 1,200 円 90cc 超 年額 1,600 円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400 円 三輪のもの 年額 3,100 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500 円 自家用 年額 7,200 円 貨物用 営業用 年額 3,000 円 自家用 年額 4,000 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 4,000 円	標準税率 原動機付自転車 (イ) 50cc 以下 (二)に掲げるものを除く。) 年額 1,000 円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200 円 (ハ) 二輪のもので、90cc 超 年額 1,600 円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc 超 (ミニカー) 年額 2,500 円

軽自動車税の税率の特例

年度 項目	28	29	30
税 率 等	平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、グリーン化特例（軽課）を導入（軽減は平成 28 年度分の軽自動車税） 電気軽自動車 } 標準税率 天然ガス軽自動車 } より概ね 75%軽減 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準+20%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成） } 標準税率 より概ね 50%軽減 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成） } 標準税率 より概ね 25%軽減 軽四輪等に対する経年車重課の導入 最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪等 } 標準税率 より概ね 20%重課	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 1 年延長（平成 28 年度に新規取得した軽四輪等に対して、平成 29 年度分の軽自動車税を軽減）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長（平成 29 年度・30 年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税を軽減） 電気軽自動車 } 標準税率 天然ガス軽自動車 } より概ね 75%軽減 ★★★★又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車かつ 2020 年度燃費基準+30%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成） } 標準税率 より概ね 50%軽減 ★★★★又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車かつ 2020 年度燃費基準+10%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成） } 標準税率 より概ね 25%軽減

- (注) 1 経年車重課の導入については、平成 26 年度改正によるものである。
- 2 グリーン化特例（軽課）の導入については、平成 27 年度改正によるものである。
- 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上低減達成車。
- 4 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

令和4年度
自家用乗用車を対象に、令和3年度・4年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税を軽減。 電気軽自動車 } 標準税率より概ね75%軽減 天然ガス軽自動車 } ※ 令和元年度・2年度新規取得分は平成30年度新規取得分と同様の措置

5 令和4年度欄については、令和元年度改正によるものである。

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率		(創設) 税率 115 分の 10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和 60 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000 本につき 350 円

年度 項目	平成 9 年度	11	15	18
税 率	平成 9 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 2,434 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 1,155 円	平成 11 年 5 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 2,668 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 1,266 円	平成 15 年 7 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 2,977 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 1,412 円	平成 18 年 7 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 3,298 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 1,564 円

年度 項目	平成 30 年度	令和元年度	2	3
税 率	平成 30 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 4,000 円 ----- 平成 30 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,692 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 4,000 円	令和元年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,692 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 5,692 円	令和 2 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 6,122 円	令和 3 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 6,552 円

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。
2 昭和 62 年度欄のうち、上段については昭和 62 年法律第 15 号による改正、下段については昭和 62 年法律第 94 号による改正に係るものである。
3 平成 30 年度欄（下段）については、平成 30 年度改正によるものである。
4 令和元年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。
5 令和 2 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。
6 令和 3 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成 30 年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量 1 グラムをもって紙巻たばこ 1 本に換算することとしていたところであるが、平成 30 年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成 30 年 10 月 1 日から令和 4 年 10 月 1 日までに段階的に移行することとしている。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和 2 年度改正案）について

軽量な葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量 1 グラムをもって紙巻たばこ 1 本に換算することとしていたところであるが、令和 2 年度改正案において、当該葉巻たばこ 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算する方法に、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 10 月 1 日までに段階的に移行することとしている。

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000 本につき 350 円 [ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000 本につき 290 円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和 62 年 12 月 31 日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,997 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 948 円

22	25	28	29
平成 22 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 4,618 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,190 円	平成 25 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,495 円	平成 28 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,925 円	平成 29 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 3,355 円

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税 率 等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300 円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400 円 ガス 月 500 円	免税点 ガス 月 700 円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税 率 等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200 円 2,000 円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400 円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700 円 4,000 円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800 円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税 率 等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすること ができることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い、 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い、 4 月 1 日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税 率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和47年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄（(3)の（ ）内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24	27	30
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37	38
課 税 標 準 総 額 等		国民健康保険税 が創設された。	課税限度額が 1 万 5 千円から 3 万円に引き上 げられた。	課税限度額が 5 万円に引き上 げられた。	標準課税総額が療養給付 費の見込額から一部負担 金の総額の見込額を控除 した額の 90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。	標準課税総額が 75%とされた。 低所得者に対し て課する国民健 康保険税を減額 することとされ た。

年度 項目	昭和 57 年度	58	59	60
課 税 標 準 総 額 等	課税限度額が 27 万円に引き 上げられた。	課税限度額が 28 万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の 総額の見込額から療養の給付についての一部負 担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要す る費用の額から当該費用に係る国の負担金の見 込額を控除した額	課税限度額が 35 万円に引き 上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療 養費及び療養費の支給に要する費用の総額の 見込額から療養の給付についての一部負担金 の総額の見込額を控除した額の 75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要 する費用の額から当該費用に係る国の負担金 の見込額を控除した額

年度 項目	平成 7 年度	9	12	15	18	19	20
課 税 標 準 総 額 等	課税限度額が 52 万円に引き 上げられた。	課税限度額が 53 万円に引き 上げられた。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額及び介 護納付金課税額の合算 額とされ、課税限度額 がそれぞれ 53 万円、7 万円とされた。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が 8 万円に 引き上げられ た。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が 9 万円に 引き上げられ た。	基礎課税額に 係る課税限度 額が 56 万円に 引き上げられ た。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額、後期 高齢者支援金等課税額 及び介護納付金課税額 の合算額とされ、基礎 課税額に係る課税限度 額が 47 万円、後期高 齢者支援金等課税額に 係る課税限度額が 12 万 円とされた。

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 77 号による改正に係るものである。
2 平成 12 年度欄の前段の改正については、平成 9 年法律第 124 号による改正に係るものである。
3 平成 20 年度欄の前段の改正については、平成 18 年法律第 83 号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26	27	28	30
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が52万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が17万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が54万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が19万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が58万円に引き上げられた。

年度 項目	平成 30 年度
課 税 標 準 総 額 等	1 標準基礎課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。 ① 当該年度における次に掲げる額の合算額 - 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額 - 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 - 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 - 国民健康保険法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 - 保険事業に要する費用の額 - その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額 ② 当該年度における次に掲げる額の合算額 - 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額 - 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 - 国民健康保険法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額 - その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 2 標準後期高齢者支援金等課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。 ① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 ② 当該年度における次に掲げる額の合算額 - 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 - その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 3 標準介護納付金課税総額が①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。 ① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 ② 当該年度における次に掲げる額の合算額 - 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 - その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

年度 項目	令和元年度	令和 2 年度 (改正案による)
課 税 標 準 総 額 等	基礎課税額に係る課税限度額が 61 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 63 万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が 17 万円に引き上げられた。

- (注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
2 令和 2 年度欄については、令和 2 年度改正案によるものである。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	37	44	48
税 率 等	鉱 産 税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10% 10～50 円 接 客 人 税 1 人 月 額 100 円	広告税及び接客人税は 廃止された。	鉱産税 軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。	特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 3%

年度 項目	昭和 60 年度	61	63	平成 2 年度
税 率 等	特別土地保有税 (1) 昭和 44 年 1 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間 10 年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和 63 年 3 月 31 日まで 3 年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 2 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長されるととも に、昭和 63 年 4 月 1 日以後に 取得される土地について免税 点が 330 m ² （特別区及び指定 都市の区の区域にあっては 200 m ² ）に引き下げられた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 4 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長された。

年度 項目	平成 4 年度	5	6	9
税 率 等	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 5 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 6 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成 5 年 12 月 31 日とされた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に供 する土地その他の施設用地に係る 免除制度の対象から、青空駐車 場、資材置場等の用に供する土地 を時限的に除外する措置につい ては、当該市の条例によりこれを適 用しないこととすることができ ることとされた。

50	55	57
事業所税が創設された。 税率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 5,000 円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 300 円 従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25	事業所税税率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 6,000 円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 500 円	特別土地保有税 (1) 保有期間 10 年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの間に取得された 500 m²（特別区及び指定都市の区の区域にあつては 300 m²）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降 2 年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について 10 年間特別土地保有税を課することとされた。

3	
特別土地保有税 (1) 三大都市圏の特定市において、昭和 61 年 1 月 1 日以後に取得した土地の保有並びに平成 3 年 4 月 1 日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10 年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては 2,000 平方メートルを 1,000 平方メートルに、その他の市の区域にあつては 5,000 平方メートルを 1,000 平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。 また、市街化区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間 10 年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。 (2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。 ① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の 1,000 平方メートル以上の一団の土地とする。 ② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。 ③ 税率 1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。	

10	11
特別土地保有税 (1) 市街化区域内の土地で保有期間が 10 年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。 (2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を 1,000 m²に引き下げる特例措置を廃止することとされた。 (3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。 (4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国的変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。 (5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。	特別土地保有税 (1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。 (2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。 (3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。 (4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができるとされた。

(その他の税目につき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	特別土地保有税 (1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。 (2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2 年間の時限措置)。	特別土地保有税 (1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。 (2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。

15	17
特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。 事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。	特別土地保有税 (1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。 (2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。 (3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成30年度）

都 道 府 県	歳 入 総 額		税 収 入		地方譲与税		地方交付税	
	金 額 A (百万円)		金 額 B (百万円)	B/A (%)	金 額 C (百万円)	C/A (%)	金 額 D (百万円)	D/A (%)
北海道	2,381,711		675,801	28.4	99,096	4.2	613,197	25.7
青森県	664,102		169,524	25.5	23,418	3.5	216,643	32.6
岩手県	1,032,512		161,124	15.6	24,268	2.4	286,260	27.7
宮城県	1,174,600		321,267	27.4	40,199	3.4	190,924	16.3
秋田県	607,087		116,440	19.2	19,244	3.2	193,349	31.8
山形県	576,333		134,228	23.3	21,302	3.7	175,703	30.5
福島県	1,333,983		275,721	20.7	35,031	2.6	269,401	20.2
茨城県	1,062,742		421,878	39.7	50,364	4.7	186,696	17.6
栃木県	752,545		291,289	38.7	35,130	4.7	119,896	15.9
群馬県	727,060		284,337	39.1	35,420	4.9	125,758	17.3
埼玉県	1,730,370		904,272	52.3	110,221	6.4	204,422	11.8
千葉県	1,721,995		819,108	47.6	93,322	5.4	179,698	10.4
東京都	7,868,759		5,462,509	69.4	276,836	3.5	-	-
神奈川県	1,862,224		1,187,546	63.8	139,727	7.5	96,210	5.2
新潟県	1,021,355		289,914	28.4	42,449	4.2	244,097	23.9
富山県	499,328		152,498	30.5	20,338	4.1	129,292	25.9
石川県	535,927		168,910	31.5	21,655	4.0	125,469	23.4
福井県	453,637		128,224	28.3	15,160	3.3	128,310	28.3
山梨県	459,856		117,883	25.6	15,147	3.3	128,726	28.0
長野県	803,902		282,028	35.1	38,527	4.8	200,045	24.9
岐阜県	772,611		275,572	35.7	36,391	4.7	172,325	22.3
静岡県	1,127,372		544,837	48.3	64,370	5.7	146,970	13.0
愛知県	2,301,799		1,264,726	54.9	133,671	5.8	96,523	4.2
三重県	683,461		279,590	40.9	32,718	4.8	137,944	20.2
滋賀県	516,669		200,434	38.8	24,762	4.8	115,265	22.3
京都府	845,771		323,693	38.3	44,215	5.2	166,484	19.7
大阪府	2,580,017		1,277,830	49.5	156,058	6.0	235,974	9.1
兵庫県	1,841,384		714,916	38.8	90,197	4.9	292,784	15.9
奈良県	499,122		150,753	30.2	21,118	4.2	154,045	30.9
和歌山県	539,895		110,091	20.4	17,171	3.2	172,716	32.0
鳥取県	343,610		65,889	19.2	10,995	3.2	134,037	39.0
島根県	484,038		82,323	17.0	13,901	2.9	180,812	37.4
岡山県	688,542		244,278	35.5	33,641	4.9	163,009	23.7
広島県	922,739		372,894	40.4	50,392	5.5	177,903	19.3
山口県	616,687		182,479	29.6	25,409	4.1	169,482	27.5
徳島県	489,648		92,565	18.9	13,879	2.8	146,452	29.9
香川県	443,509		135,053	30.5	17,775	4.0	109,276	24.6
愛媛県	638,820		169,670	26.6	24,938	3.9	166,841	26.1
高知県	445,335		80,439	18.1	13,785	3.1	172,794	38.8
福岡県	1,625,613		631,160	38.8	86,328	5.3	247,645	15.2
佐賀県	437,770		105,132	24.0	14,980	3.4	144,949	33.1
長崎県	681,196		147,115	21.6	23,816	3.5	218,927	32.1
熊本県	920,529		200,802	21.8	30,721	3.3	206,567	22.4
大分県	592,252		138,048	23.3	21,382	3.6	167,449	28.3
宮崎県	566,802		126,451	22.3	20,020	3.5	180,711	31.9
鹿児島県	782,108		182,126	23.3	29,886	3.8	267,649	34.2
沖縄県	715,489		156,767	21.9	22,861	3.2	208,078	29.1
合 計	50,372,813		20,620,136	40.9	2,232,233	4.4	8,567,710	17.0

- (注) 1 人口は、平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地 方 債		そ の 他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金 額 E (百万円)	E/A (%)	金 額 F (百万円)	F/A (%)	金 額 G (百万円)	G/A (%)	歳 入 総 額	人 口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
378,546	15.9	353,393	14.8	261,678	11.0	47	42	1,110,618	52	北 海 道
103,062	15.5	62,347	9.4	89,108	13.4	13	10	326,935	15	青 森 県
194,447	18.8	79,512	7.7	286,901	27.8	20	10	337,186	16	岩 手 県
237,039	20.2	78,738	6.7	306,433	26.1	23	18	360,324	17	宮 城 県
89,588	14.8	88,599	14.6	99,867	16.5	12	8	277,546	13	秋 田 県
67,491	11.7	84,251	14.6	93,358	16.2	11	9	276,906	13	山 形 県
300,263	22.5	93,493	7.0	360,074	27.0	26	15	388,859	18	福 島 県
129,283	12.2	119,245	11.2	155,276	14.6	21	23	491,903	23	茨 城 県
88,749	11.8	105,314	14.0	112,167	14.9	15	16	340,326	16	栃 木 県
85,468	11.8	108,808	15.0	87,269	12.0	14	16	338,672	16	群 馬 県
145,745	8.4	229,875	13.3	135,835	7.9	34	58	888,732	42	埼 玉 県
154,539	9.0	174,653	10.1	300,675	17.5	34	50	787,268	37	千 葉 県
337,518	4.3	142,732	1.8	1,649,164	21.0	156	108	1,995,650	94	東 京 都
110,004	5.9	179,178	9.6	149,559	8.0	37	72	932,898	44	神 奈 川 県
145,641	14.3	145,208	14.2	154,046	15.1	20	18	452,001	21	新 潟 県
59,630	11.9	69,141	13.8	68,429	13.7	10	8	243,115	11	富 山 県
62,816	11.7	79,287	14.8	77,790	14.5	11	9	248,133	12	石 川 県
70,106	15.5	63,561	14.0	48,276	10.6	9	6	212,093	10	福 井 県
57,732	12.6	61,015	13.3	79,353	17.3	9	7	215,527	10	山 梨 県
99,994	12.4	106,309	13.2	76,999	9.6	16	16	411,031	19	長 野 県
89,021	11.5	122,521	15.9	76,781	9.9	15	16	378,619	18	岐 阜 県
109,941	9.8	168,487	14.9	92,767	8.2	22	29	528,657	25	静 岡 県
178,679	7.8	291,876	12.7	336,324	14.6	46	59	971,220	46	愛 知 県
75,587	11.1	105,005	15.4	52,617	7.7	14	14	341,218	16	三 重 県
58,192	11.3	73,057	14.1	44,959	8.7	10	11	263,915	12	滋 賀 県
72,500	8.6	118,528	14.0	120,351	14.2	17	20	392,095	18	京 都 府
202,966	7.9	261,633	10.1	445,556	17.3	51	69	1,160,439	54	大 阪 府
164,738	8.9	252,761	13.7	325,988	17.7	37	44	813,982	38	兵 庫 県
59,637	11.9	59,019	11.8	54,550	10.9	10	11	268,508	13	奈 良 県
75,927	14.1	72,012	13.3	91,978	17.0	11	8	253,248	12	和 歌 山 県
51,435	15.0	43,509	12.7	37,745	11.0	7	4	182,987	9	鳥 取 県
71,292	14.7	59,590	12.3	76,120	15.7	10	5	241,213	11	島 根 県
72,792	10.6	86,403	12.5	88,419	12.8	14	15	330,506	15	岡 山 県
95,145	10.3	121,929	13.2	104,476	11.3	18	22	437,633	21	広 島 県
77,155	12.5	77,692	12.6	84,470	13.7	12	11	306,593	14	山 口 県
54,089	11.0	55,362	11.3	127,301	26.0	10	6	213,544	10	徳 島 県
44,814	10.1	53,967	12.2	82,624	18.6	9	8	211,410	10	香 川 県
84,285	13.2	77,545	12.1	115,541	18.1	13	11	291,555	14	愛 媛 県
65,651	14.7	72,722	16.3	39,944	9.0	9	6	231,914	11	高 知 県
183,423	11.3	245,449	15.1	231,608	14.2	32	40	705,005	33	福 岡 県
57,346	13.1	55,098	12.6	60,265	13.8	9	7	218,896	10	佐 賀 県
112,423	16.5	93,656	13.7	85,259	12.5	14	11	329,020	15	長 崎 県
196,902	21.4	139,199	15.1	146,338	15.9	18	14	345,470	16	熊 本 県
95,692	16.2	70,083	11.8	99,598	16.8	12	9	272,361	13	大 分 県
83,581	14.7	64,715	11.4	91,324	16.1	11	9	275,987	13	宮 崎 県
134,629	17.2	98,263	12.6	69,555	8.9	16	13	405,380	19	鹿 児 島 県
193,393	27.0	50,278	7.0	84,112	11.8	14	12	322,345	15	沖 縄 県
5,678,893	11.3	5,415,019	10.7	7,858,822	15.6	1,000	1,000	21,329,439	1,000	合 計

19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成30年度）

都 道 府 県			道府県税	市町村税	地 方 税
			(百万円)	(百万円)	(百万円)
北	海	道	675,801	749,030	1,424,832
青	森	県	169,524	151,432	320,956
岩	手	県	161,124	153,982	315,106
宮	城	県	321,267	368,682	689,949
秋	田	県	116,440	112,439	228,879
山	形	県	134,228	137,011	271,239
福	島	県	275,721	270,287	546,008
茨	城	県	421,878	441,176	863,053
栃	木	県	291,289	318,045	609,334
群	馬	県	284,337	311,557	595,893
埼	玉	県	904,272	1,162,311	2,066,583
千	葉	県	819,108	1,028,310	1,847,419
東	京	都	3,170,363	4,118,907	7,289,271
神	奈 川	県	1,187,546	1,855,098	3,042,644
新	潟	県	289,914	337,706	627,620
富	山	県	152,498	170,313	322,811
石	川	県	168,910	182,817	351,728
福	井	県	128,224	127,766	255,990
山	梨	県	117,883	125,183	243,066
長	野	県	282,028	299,350	581,379
岐	阜	県	275,572	301,049	576,620
静	岡	県	544,837	671,303	1,216,140
愛	知	県	1,264,726	1,558,760	2,823,487
三	重	県	279,590	299,687	579,277
滋	賀	県	200,434	222,186	422,620
京	都	府	323,693	446,660	770,352
大	阪	府	1,277,830	1,671,039	2,948,869
兵	庫	県	714,916	935,271	1,650,186
奈	良	県	150,753	171,498	322,251
和	歌 山	県	110,091	126,149	236,241
鳥	取	県	65,889	67,068	132,956
島	根	県	82,323	86,285	168,608
岡	山	県	244,278	300,885	545,164
広	島	県	372,894	474,856	847,750
山	口	県	182,479	197,736	380,214
徳	島	県	92,565	101,739	194,304
香	川	県	135,053	136,053	271,107
愛	媛	県	169,670	183,394	353,064
高	知	県	80,439	85,117	165,556
福	岡	県	631,160	811,443	1,442,603
佐	賀	県	105,132	102,350	207,482
長	崎	県	147,115	159,855	306,970
熊	本	県	200,802	227,897	428,699
大	分	県	138,048	155,378	293,425
宮	崎	県	126,451	132,394	258,845
鹿	児 島	県	182,126	199,283	381,409
沖	縄	県	156,767	176,715	333,482
合	計		18,327,990	22,423,452	40,751,442

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。

3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、

人 口 1 人 当 た り の 税 額						都 道 府 県		
道 府 県 税		市 町 村 税		地 方 税				
税額(円)	指 数	税額(円)	指 数	税額(円)	指 数			
127,404	88.6	141,209	80.3	268,612	84.0	北 海 道 青 森 県 岩 手 県 宮 城 県 秋 田 県 山 形 県 福 島 県 茨 城 県 栃 木 県 群 馬 県 埼 玉 県 千 葉 県 東 京 都 神 奈 川 県 新 潟 県 富 山 県 石 川 県 福 井 県 山 梨 県 長 野 県 岐 阜 県 静 岡 県 愛 知 県 三 重 県 滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県 鳥 取 県 島 根 県 岡 山 県 広 島 県 山 口 県 徳 島 県 香 川 県 愛 媛 県 高 知 県 福 岡 県 佐 賀 県 長 崎 県 熊 本 県 大 分 県 宮 崎 県 鹿 児 島 県 沖 縄 県		
131,139	91.2	117,143	66.6	248,282	77.6			
128,885	89.6	123,172	70.0	252,056	78.8			
139,493	97.0	160,081	91.0	299,574	93.7			
116,414	80.9	112,414	63.9	228,828	71.6			
122,540	85.2	125,080	71.1	247,620	77.4			
145,036	100.9	142,177	80.8	287,213	89.8			
143,682	99.9	150,255	85.4	293,937	91.9			
147,404	102.5	160,944	91.5	308,349	96.4			
143,517	99.8	157,256	89.4	300,774	94.1			
122,575	85.2	157,553	89.5	280,128	87.6			
129,787	90.2	162,934	92.6	292,721	91.5			
230,727	160.4	299,759	170.4	530,486	165.9			
129,228	89.9	201,871	114.7	331,099	103.5			
128,320	89.2	149,473	85.0	277,793	86.9			
143,420	99.7	160,175	91.0	303,596	94.9			
147,398	102.5	159,534	90.7	306,932	96.0			
163,031	113.4	162,448	92.3	325,479	101.8			
141,556	98.4	150,321	85.4	291,877	91.3			
134,178	93.3	142,420	80.9	276,598	86.5			
134,812	93.7	147,276	83.7	282,088	88.2			
146,205	101.7	180,141	102.4	326,346	102.1			
167,174	116.2	206,041	117.1	373,215	116.7			
153,231	106.5	164,245	93.3	317,475	99.3			
141,143	98.1	156,460	88.9	297,603	93.1			
126,686	88.1	174,813	99.4	301,500	94.3			
144,404	100.4	188,839	107.3	333,243	104.2			
128,337	89.2	167,894	95.4	296,230	92.6			
110,622	76.9	125,844	71.5	236,466	74.0			
114,132	79.4	130,779	74.3	244,911	76.6			
116,400	80.9	118,483	67.3	234,883	73.5			
119,982	83.4	125,757	71.5	245,739	76.9			
127,779	88.9	157,390	89.5	285,169	89.2			
131,364	91.3	167,283	95.1	298,647	93.4			
131,937	91.7	142,968	81.3	274,904	86.0			
123,335	85.8	135,558	77.0	258,892	81.0			
136,786	95.1	137,798	78.3	274,584	85.9			
122,793	85.4	132,725	75.4	255,518	79.9			
112,113	78.0	118,633	67.4	230,746	72.2			
123,002	85.5	158,136	89.9	281,138	87.9			
126,851	88.2	123,495	70.2	250,347	78.3			
107,746	74.9	117,076	66.5	224,822	70.3			
112,805	78.4	128,026	72.8	240,831	75.3			
118,984	82.7	133,921	76.1	252,905	79.1			
114,565	79.7	119,949	68.2	234,513	73.3			
110,820	77.1	121,260	68.9	232,080	72.6			
106,198	73.8	119,711	68.0	225,909	70.6			
143,813	100.0	175,948	100.0	319,761	100.0	合 計		

特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成30年度）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	145,347	27,401	71.8	19,809	3,734	57.0	165,156	31,136	69.6
青森県	34,755	26,885	70.5	3,922	3,034	46.3	38,677	29,919	66.9
岩手県	37,093	29,671	77.8	5,477	4,381	66.9	42,569	34,052	76.2
宮城県	65,379	28,387	74.4	14,044	6,098	93.1	79,422	34,485	77.1
秋田県	26,663	26,657	69.9	3,269	3,268	49.9	29,932	29,925	66.9
山形県	32,970	30,099	78.9	4,145	3,784	57.8	37,115	33,883	75.8
福島県	63,095	33,190	87.0	8,832	4,646	70.9	71,927	37,835	84.6
茨城県	111,820	38,083	99.8	14,090	4,799	73.3	125,910	42,882	95.9
栃木県	74,934	37,920	99.4	10,676	5,403	82.5	85,610	43,322	96.9
群馬県	72,203	36,444	95.5	11,706	5,908	90.2	83,909	42,353	94.7
埼玉県	293,604	39,798	104.3	26,806	3,634	55.5	320,410	43,432	97.1
千葉県	267,119	42,325	110.9	24,286	3,848	58.7	291,406	46,173	103.3
東京都	939,404	68,366	179.2	252,599	18,383	280.6	1,192,003	86,750	194.0
神奈川県	353,518	38,470	100.8	44,743	4,869	74.3	398,260	43,339	96.9
新潟県	60,771	26,898	70.5	9,754	4,317	65.9	70,525	31,215	69.8
富山県	40,274	37,876	99.3	5,252	4,939	75.4	45,526	42,816	95.8
石川県	43,261	37,751	98.9	6,965	6,078	92.8	50,226	43,829	98.0
福井県	28,982	36,850	96.6	4,189	5,327	81.3	33,172	42,176	94.3
山梨県	30,141	36,193	94.9	5,503	6,608	100.9	35,643	42,801	95.7
長野県	72,553	34,518	90.5	9,454	4,498	68.7	82,007	39,016	87.3
岐阜県	75,692	37,029	97.0	9,046	4,426	67.6	84,738	41,455	92.7
静岡県	125,851	33,772	88.5	19,713	5,290	80.8	145,565	39,062	87.4
愛知県	318,490	42,099	110.3	67,459	8,917	136.1	385,949	51,016	114.1
三重県	71,413	39,138	102.6	11,549	6,329	96.6	82,961	45,467	101.7
滋賀県	55,007	38,735	101.5	8,002	5,635	86.0	63,009	44,370	99.2
京都府	78,080	30,559	80.1	14,811	5,797	88.5	92,891	36,356	81.3
大阪府	301,512	34,073	89.3	76,933	8,694	132.7	378,445	42,767	95.7
兵庫県	209,972	37,693	98.8	22,276	3,999	61.0	232,248	41,692	93.3
奈良県	53,495	39,254	102.9	3,585	2,630	40.1	57,079	41,884	93.7
和歌山県	30,580	31,703	83.1	3,532	3,662	55.9	34,113	35,365	79.1
鳥取県	16,714	29,528	77.4	2,015	3,560	54.3	18,729	33,088	74.0
島根県	21,016	30,630	80.3	2,579	3,758	57.4	23,594	34,388	76.9
岡山県	55,636	29,103	76.3	8,771	4,588	70.0	64,407	33,691	75.4
広島県	88,717	31,253	81.9	14,697	5,178	79.0	103,414	36,431	81.5
山口県	47,152	34,092	89.3	6,746	4,877	74.4	53,898	38,970	87.2
徳島県	24,881	33,152	86.9	3,551	4,731	72.2	28,432	37,883	84.7
香川県	34,754	35,200	92.3	5,350	5,419	82.7	40,104	40,618	90.9
愛媛県	42,666	30,878	80.9	6,061	4,386	67.0	48,727	35,264	78.9
高知県	21,740	30,301	79.4	2,355	3,282	50.1	24,095	33,583	75.1
福岡県	141,311	27,539	72.2	26,704	5,204	79.4	168,015	32,743	73.2
佐賀県	24,594	29,674	77.8	3,239	3,908	59.7	27,832	33,582	75.1
長崎県	39,827	29,169	76.4	4,569	3,347	51.1	44,397	32,516	72.7
熊本県	41,416	23,267	61.0	6,982	3,922	59.9	48,399	27,189	60.8
大分県	34,278	29,544	77.4	4,441	3,828	58.4	38,719	33,372	74.6
宮崎県	29,970	27,153	71.2	3,592	3,254	49.7	33,562	30,407	68.0
鹿児島県	44,704	27,202	71.3	5,493	3,342	51.0	50,197	30,544	68.3
沖縄県	39,378	26,675	69.9	5,293	3,586	54.7	44,671	30,261	67.7
合 計	4,862,733	38,156	100.0	834,862	6,551	100.0	5,697,595	44,707	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。

3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。

4 道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、

事業税									都道府県		
個人			法人			計					
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数			
4,849	914	56.2	116,089	21,885	65.7	120,938	22,799	65.3	北海道		
968	749	46.0	24,081	18,628	56.0	25,049	19,377	55.5	青森県		
1,204	963	59.2	27,149	21,717	65.2	28,353	22,680	64.9	岩手県		
3,254	1,413	86.8	73,318	31,835	95.6	76,572	33,247	95.2	宮城県		
817	817	50.2	17,969	17,965	54.0	18,786	18,782	53.8	秋田県		
1,104	1,008	62.0	21,396	19,533	58.7	22,500	20,541	58.8	山形県		
2,114	1,112	68.3	57,730	30,367	91.2	59,843	31,479	90.1	福島県		
3,146	1,071	65.8	83,216	28,341	85.1	86,361	29,413	84.2	茨城県		
2,147	1,086	66.7	55,450	28,060	84.3	57,597	29,146	83.5	栃木県		
2,057	1,038	63.8	56,408	28,472	85.5	58,465	29,510	84.5	群馬県		
13,288	1,801	110.7	140,486	19,043	57.2	153,774	20,844	59.7	埼玉県		
8,083	1,281	78.7	138,650	21,969	66.0	146,732	23,250	66.6	千葉県		
52,821	3,844	236.3	1,090,658	79,374	238.4	1,143,480	83,218	238.3	東京都		
18,867	2,053	126.2	263,022	28,622	86.0	281,889	30,675	87.8	神奈川県		
2,182	966	59.4	58,670	25,968	78.0	60,853	26,934	77.1	新潟県		
1,201	1,130	69.5	29,930	28,149	84.5	31,131	29,278	83.8	富山県		
1,557	1,359	83.5	35,374	30,869	92.7	36,931	32,227	92.3	石川県		
955	1,214	74.6	27,433	34,880	104.8	28,389	36,095	103.4	福井県		
996	1,196	73.5	23,513	28,235	84.8	24,509	29,431	84.3	山梨県		
1,961	933	57.3	52,586	25,018	75.1	54,547	25,951	74.3	長野県		
2,650	1,296	79.7	49,298	24,117	72.4	51,948	25,413	72.8	岐阜県		
5,776	1,550	95.3	128,778	34,557	103.8	134,554	36,107	103.4	静岡県		
13,975	1,847	113.5	334,947	44,274	133.0	348,921	46,121	132.1	愛知県		
2,323	1,273	78.2	63,924	35,034	105.2	66,247	36,307	104.0	三重県		
1,487	1,047	64.4	45,128	31,778	95.4	46,614	32,825	94.0	滋賀県		
3,993	1,563	96.1	79,145	30,976	93.0	83,138	32,538	93.2	京都府		
15,418	1,742	107.1	364,921	41,239	123.9	380,339	42,981	123.1	大阪府		
7,139	1,282	78.8	145,006	26,031	78.2	152,146	27,312	78.2	兵庫県		
1,331	977	60.0	19,016	13,954	41.9	20,348	14,931	42.8	奈良県		
1,029	1,067	65.6	18,463	19,140	57.5	19,491	20,207	57.9	和歌山県		
520	919	56.5	10,729	18,955	56.9	11,250	19,874	56.9	鳥取県		
688	1,003	61.6	14,546	21,200	63.7	15,234	22,202	63.6	島根県		
1,842	964	59.3	48,653	25,450	76.4	50,495	26,413	75.6	岡山県		
3,875	1,365	83.9	84,065	29,615	88.9	87,940	30,980	88.7	広島県		
1,551	1,121	68.9	37,309	26,975	81.0	38,859	28,096	80.5	山口県		
568	757	46.5	16,973	22,615	67.9	17,541	23,372	66.9	徳島県		
898	909	55.9	27,712	28,068	84.3	28,610	28,977	83.0	香川県		
1,279	926	56.9	32,983	23,870	71.7	34,262	24,796	71.0	愛媛県		
838	1,167	71.7	12,334	17,191	51.6	13,172	18,359	52.6	高知県		
7,089	1,382	84.9	137,523	26,801	80.5	144,612	28,182	80.7	福岡県		
934	1,127	69.3	17,584	21,217	63.7	18,519	22,344	64.0	佐賀県		
1,353	991	60.9	23,667	17,333	52.1	25,019	18,324	52.5	長崎県		
2,010	1,129	69.4	35,063	19,698	59.2	37,073	20,826	59.6	熊本県		
1,051	906	55.7	24,350	20,988	63.0	25,401	21,893	62.7	大分県		
1,094	992	61.0	20,846	18,886	56.7	21,940	19,878	56.9	宮崎県		
1,348	820	50.4	28,491	17,336	52.1	29,839	18,156	52.0	鹿児島県		
1,725	1,168	71.8	28,544	19,337	58.1	30,269	20,505	58.7	沖縄県		
207,353	1,627	100.0	4,243,126	33,294	100.0	4,450,479	34,921	100.0	合計		

道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

6 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。

7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成30年度）

都道府県			地方消費税			不動産取得税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道			217,250	40,956	108.4	16,479	3,107	98.1
青森県			49,242	38,092	100.8	2,018	1,561	49.3
岩手県			48,666	38,928	103.0	2,610	2,088	65.9
宮城県			91,025	39,523	104.6	6,176	2,682	84.7
秋田県			39,766	39,757	105.2	1,592	1,592	50.3
山形県			43,206	39,444	104.4	2,298	2,098	66.2
福島県			74,849	39,372	104.2	4,144	2,180	68.8
茨城県			107,427	36,587	96.8	6,344	2,161	68.2
栃木県			77,150	39,041	103.3	5,176	2,619	82.7
群馬県			77,024	38,877	102.9	5,885	2,971	93.8
埼玉県			253,225	34,325	90.8	19,780	2,681	84.7
千葉県			227,657	36,072	95.5	19,016	3,013	95.1
東京都			568,423	41,368	109.5	83,782	6,097	192.5
神奈川県			321,946	35,034	92.7	29,906	3,254	102.7
新潟県			88,300	39,083	103.4	4,694	2,078	65.6
富山県			41,982	39,483	104.5	2,271	2,136	67.4
石川県			45,824	39,988	105.8	3,045	2,657	83.9
福井県			29,531	37,548	99.4	1,795	2,283	72.1
山梨県			32,615	39,164	103.6	1,785	2,144	67.7
長野県			84,096	40,010	105.9	4,790	2,279	72.0
岐阜県			77,224	37,779	100.0	5,197	2,542	80.3
静岡県			146,701	39,367	104.2	10,948	2,938	92.8
愛知県			293,774	38,832	102.8	25,835	3,415	107.8
三重県			68,763	37,686	99.7	3,904	2,140	67.6
滋賀県			51,127	36,003	95.3	3,495	2,461	77.7
京都府			92,236	36,099	95.5	8,830	3,456	109.1
大阪府			332,599	37,586	99.5	35,227	3,981	125.7
兵庫県			195,170	35,036	92.7	17,268	3,100	97.9
奈良県			44,999	33,020	87.4	2,302	1,689	53.3
和歌山県			34,899	36,180	95.8	1,729	1,793	56.6
鳥取県			21,563	38,094	100.8	916	1,618	51.1
島根県			26,218	38,211	101.1	1,001	1,459	46.1
岡山県			72,769	38,065	100.7	4,633	2,423	76.5
広島県			106,816	37,630	99.6	8,626	3,039	96.0
山口県			50,656	36,625	96.9	2,898	2,095	66.2
徳島県			26,735	35,623	94.3	1,912	2,548	80.5
香川県			38,274	38,765	102.6	2,439	2,470	78.0
愛媛県			52,151	37,742	99.9	3,074	2,225	70.3
高知県			27,476	38,295	101.3	1,205	1,679	53.0
福岡県			187,234	36,489	96.6	16,427	3,201	101.1
佐賀県			30,911	37,297	98.7	1,955	2,359	74.5
長崎県			51,592	37,785	100.0	2,448	1,793	56.6
熊本県			67,678	38,020	100.6	5,315	2,986	94.3
大分県			44,125	38,032	100.7	2,539	2,189	69.1
宮崎県			42,920	38,886	102.9	2,000	1,812	57.2
鹿児島県			61,666	37,522	99.3	3,663	2,229	70.4
沖縄県			49,993	33,867	89.6	4,250	2,879	90.9
合 計			4,815,475	37,785	100.0	403,623	3,167	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指 数	税 額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指 数	税 額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指 数	
7,098	1,338	122.8	1,492	281	82.6	76,874	14,492	119.1	北海道
1,619	1,253	115.0	150	116	34.1	16,665	12,891	106.0	青森県
1,421	1,137	104.3	274	219	64.4	17,853	14,281	117.4	岩手県
2,769	1,202	110.3	725	315	92.6	33,270	14,446	118.7	宮城県
1,095	1,095	100.5	156	156	45.9	13,642	13,639	112.1	秋田県
1,095	999	91.7	118	108	31.8	16,114	14,711	120.9	山形県
2,398	1,261	115.7	596	314	92.4	30,672	16,134	132.6	福島県
3,385	1,153	105.8	2,626	895	263.2	50,498	17,199	141.4	茨城県
2,224	1,125	103.2	2,227	1,127	331.5	35,184	17,805	146.4	栃木県
2,158	1,089	99.9	1,165	588	172.9	34,352	17,339	142.5	群馬県
7,431	1,007	92.4	2,142	290	85.3	85,758	11,625	95.6	埼玉県
6,419	1,017	93.3	4,359	691	203.2	74,960	11,877	97.6	千葉県
16,217	1,180	108.3	632	46	13.5	104,908	7,635	62.8	東京都
8,756	953	87.4	1,552	169	49.7	91,783	9,988	82.1	神奈川県
2,341	1,036	95.0	537	238	70.0	31,817	14,082	115.7	新潟県
1,092	1,027	94.2	286	269	79.1	17,056	16,040	131.8	富山県
1,247	1,088	99.8	519	453	133.2	17,705	15,450	127.0	石川県
843	1,072	98.3	219	279	82.1	12,130	15,422	126.8	福井県
939	1,128	103.5	745	895	263.2	12,920	15,514	127.5	山梨県
2,019	961	88.2	839	399	117.4	31,864	15,160	124.6	長野県
1,943	951	87.2	1,672	818	240.6	31,905	15,608	128.3	岐阜県
3,813	1,023	93.9	2,423	650	191.2	54,254	14,559	119.7	静岡県
7,860	1,039	95.3	1,431	189	55.6	116,384	15,384	126.5	愛知県
1,923	1,054	96.7	1,641	899	264.4	27,611	15,132	124.4	三重県
1,426	1,004	92.1	989	696	204.7	18,160	12,788	105.1	滋賀県
2,700	1,057	97.0	717	281	82.6	25,201	9,863	81.1	京都府
11,093	1,254	115.0	1,339	151	44.4	78,471	8,868	72.9	大阪府
5,230	939	86.1	3,447	619	182.1	61,698	11,076	91.0	兵庫県
1,137	834	76.5	818	601	176.8	15,219	11,167	91.8	奈良県
1,050	1,088	99.8	316	328	96.5	11,147	11,557	95.0	和歌山県
582	1,029	94.4	91	161	47.4	7,026	12,412	102.0	鳥取県
637	929	85.2	117	170	50.0	8,156	11,886	97.7	島根県
2,003	1,048	96.1	635	332	97.6	25,677	13,431	110.4	岡山県
2,870	1,011	92.8	654	230	67.6	33,475	11,793	96.9	広島県
1,428	1,032	94.7	457	330	97.1	17,894	12,938	106.3	山口県
788	1,050	96.3	241	320	94.1	10,192	13,580	111.6	徳島県
1,039	1,052	96.5	335	339	99.7	13,157	13,326	109.5	香川県
1,414	1,023	93.9	329	238	70.0	15,680	11,348	93.3	愛媛県
806	1,124	103.1	228	318	93.5	7,839	10,925	89.8	高知県
6,110	1,191	109.3	1,017	198	58.2	59,873	11,668	95.9	福岡県
973	1,174	107.7	281	339	99.7	10,335	12,470	102.5	佐賀県
1,515	1,110	101.8	287	210	61.8	12,960	9,492	78.0	長崎県
1,980	1,112	102.0	577	324	95.3	22,026	12,374	101.7	熊本県
1,275	1,099	100.8	337	290	85.3	14,258	12,289	101.0	大分県
1,241	1,124	103.1	412	374	110.0	13,316	12,064	99.2	宮崎県
1,751	1,065	97.7	397	241	70.9	17,940	10,916	89.7	鹿児島県
1,787	1,211	111.1	775	525	154.4	14,568	9,869	81.1	沖縄県
138,941	1,090	100.0	43,322	340	100.0	1,550,446	12,166	100.0	合 計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成30年度）

都道府県			釧 区 税			道府県固定資産税			自動車取得税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北 海 道			28	5	166.7	765	144	169.4	9,138	1,723	110.8
青 森 県			3	2	66.7	101	78	91.8	2,031	1,571	101.0
岩 手 県			17	14	466.7	—	—	—	2,060	1,648	106.0
宮 城 県			3	1	33.3	—	—	—	3,687	1,601	103.0
秋 田 県			13	13	433.3	—	—	—	1,734	1,734	111.5
山 形 県			3	3	100.0	—	—	—	1,898	1,733	111.4
福 島 県			10	5	166.7	3,481	1,831	2,154.1	3,131	1,647	105.9
茨 城 県			4	1	33.3	—	—	—	5,249	1,788	115.0
栃 木 県			7	4	133.3	—	—	—	3,939	1,993	128.2
群 馬 県			2	1	33.3	—	—	—	3,858	1,947	125.2
埼 玉 県			5	1	33.3	—	—	—	10,722	1,453	93.4
千 葉 県			42	7	233.3	—	—	—	8,483	1,344	86.4
東 京 都			2	0	0.0	—	—	—	18,131	1,320	84.9
神 奈 川 県			0	0	0.0	—	—	—	12,618	1,373	88.3
新 潟 県			48	21	700.0	—	—	—	3,759	1,664	107.0
富 山 県			1	1	33.3	—	—	—	1,827	1,718	110.5
石 川 県			0	0	0.0	—	—	—	2,232	1,947	125.2
福 井 県			2	3	100.0	—	—	—	1,532	1,947	125.2
山 梨 県			0	0	0.0	—	—	—	1,393	1,673	107.6
長 野 県			3	1	33.3	—	—	—	3,915	1,863	119.8
岐 阜 県			16	8	266.7	—	—	—	3,980	1,947	125.2
静 岡 県			4	1	33.3	—	—	—	6,704	1,799	115.7
愛 知 県			3	0	0.0	6,534	864	1,016.5	16,755	2,215	142.4
三 重 県			3	2	66.7	—	—	—	3,690	2,023	130.1
滋 賀 県			7	5	166.7	—	—	—	2,484	1,749	112.5
京 都 府			0	0	0.0	—	—	—	3,838	1,502	96.6
大 阪 府			0	0	0.0	9	1	1.2	11,798	1,333	85.7
兵 庫 県			11	2	66.7	—	—	—	8,292	1,488	95.7
奈 良 県			1	1	33.3	—	—	—	1,839	1,349	86.8
和 歌 山 県			0	0	0.0	—	—	—	1,486	1,540	99.0
鳥 取 県			1	1	33.3	—	—	—	890	1,572	101.1
島 根 県			1	2	66.7	—	—	—	1,094	1,595	102.6
岡 山 県			11	6	200.0	—	—	—	3,203	1,675	107.7
広 島 県			4	2	66.7	—	—	—	4,520	1,592	102.4
山 口 県			9	7	233.3	—	—	—	2,255	1,630	104.8
徳 島 県			1	2	66.7	—	—	—	1,021	1,360	87.5
香 川 県			0	0	0.0	—	—	—	1,424	1,442	92.7
愛 媛 県			3	2	66.7	—	—	—	1,763	1,276	82.1
高 知 県			7	10	333.3	—	—	—	898	1,252	80.5
福 岡 県			5	1	33.3	—	—	—	7,585	1,478	95.0
佐 賀 県			0	0	0.0	—	—	—	1,107	1,336	85.9
長 崎 県			4	3	100.0	—	—	—	1,457	1,067	68.6
熊 本 県			9	5	166.7	—	—	—	2,484	1,396	89.8
大 分 県			11	9	300.0	—	—	—	1,582	1,363	87.7
宮 崎 県			6	6	200.0	—	—	—	1,407	1,274	81.9
鹿 児 島 県			8	5	166.7	—	—	—	1,885	1,147	73.8
沖 縄 県			8	5	166.7	—	—	—	1,453	984	63.3
合 計			327	3	100.0	10,890	85	100.0	198,230	1,555	100.0

軽油引取税			狩 猟 税			その他の道府県税			都 道 府 県	
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
58,789	11,083	147.4	50	9	150.0	1,746	329	70.6	北海道	
13,823	10,693	142.2	4	3	50.0	20,142	15,581	3,343.6	青森県	
17,193	13,753	182.9	13	11	183.3	93	74	15.9	岩手県	
27,043	11,742	156.1	13	6	100.0	561	244	52.4	宮城県	
9,542	9,540	126.9	1	1	16.7	181	181	38.8	秋田県	
9,728	8,881	118.1	4	4	66.7	149	136	29.2	山形県	
24,137	12,696	168.8	15	8	133.3	518	273	58.6	福島県	
32,800	11,171	148.6	42	14	233.3	1,231	419	89.9	茨城県	
22,150	11,209	149.1	25	13	216.7	－	－	－	栃木県	
17,498	8,832	117.4	20	10	166.7	－	－	－	群馬県	
51,003	6,914	91.9	21	3	50.0	－	－	－	埼玉県	
40,000	6,338	84.3	33	5	83.3	－	－	－	千葉県	
40,113	2,919	38.8	4	0	0.0	2,667	194	41.6	東京都	
40,818	4,442	59.1	17	2	33.3	－	－	－	神奈川県	
23,671	10,477	139.3	13	6	100.0	3,357	1,486	318.9	新潟県	
11,320	10,646	141.6	6	6	100.0	－	－	－	富山県	
10,398	9,073	120.7	12	11	183.3	770	672	144.2	石川県	
8,417	10,702	142.3	12	15	250.0	12,183	15,490	3,324.0	福井県	
7,319	8,789	116.9	14	17	283.3	－	－	－	山梨県	
17,926	8,528	113.4	23	11	183.3	－	－	－	長野県	
16,918	8,276	110.1	19	9	150.0	12	6	1.3	岐阜県	
38,593	10,356	137.7	39	10	166.7	1,240	333	71.5	静岡県	
60,711	8,025	106.7	13	2	33.3	557	74	15.9	愛知県	
22,323	12,234	162.7	23	13	216.7	501	275	59.0	三重県	
13,087	9,215	122.5	13	9	150.0	24	17	3.6	滋賀県	
13,924	5,449	72.5	19	8	133.3	198	78	16.7	京都府	
47,746	5,396	71.8	8	1	16.7	756	85	18.2	大阪府	
39,369	7,067	94.0	37	7	116.7	－	－	－	兵庫県	
6,865	5,038	67.0	12	9	150.0	135	99	21.2	奈良県	
5,842	6,057	80.5	17	17	283.3	－	－	－	和歌山県	
4,827	8,528	113.4	6	10	166.7	8	15	3.2	鳥取県	
5,249	7,650	101.7	12	17	283.3	1,010	1,473	316.1	島根県	
19,827	10,371	137.9	18	9	150.0	601	314	67.4	岡山県	
23,952	8,438	112.2	25	9	150.0	597	210	45.1	広島県	
13,872	10,030	133.4	12	9	150.0	241	175	37.6	山口県	
5,687	7,578	100.8	13	18	300.0	0	0	0.0	徳島県	
9,668	9,792	130.2	5	5	83.3	－	－	－	香川県	
10,488	7,591	100.9	26	19	316.7	1,755	1,270	272.5	愛媛県	
4,692	6,540	87.0	22	30	500.0	－	－	－	高知県	
40,084	7,812	103.9	19	4	66.7	181	35	7.5	福岡県	
9,302	11,224	149.3	10	11	183.3	3,906	4,713	1,011.4	佐賀県	
7,364	5,394	71.7	9	6	100.0	63	46	9.9	長崎県	
15,123	8,496	113.0	20	11	183.3	118	66	14.2	熊本県	
9,365	8,071	107.3	23	20	333.3	413	356	76.4	大分県	
9,374	8,492	112.9	25	22	366.7	249	226	48.5	宮崎県	
12,542	7,632	101.5	26	16	266.7	2,213	1,347	289.1	鹿児島県	
7,938	5,377	71.5	3	2	33.3	1,052	713	153.0	沖縄県	
958,420	7,520	100.0	813	6	100.0	59,429	466	100.0	合 計	

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成30年度）

都道府県			道府県税			地方交付税		
			A			B		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指 数	税 額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指 数
北海道			675,801	127,404	88.6	613,197	115,601	172.0
青森県			169,524	131,139	91.2	216,643	167,588	249.3
岩手県			161,124	128,885	89.6	286,260	228,982	340.6
宮城県			321,267	139,493	97.0	190,924	82,899	123.3
秋田県			116,440	116,414	80.9	193,349	193,306	287.5
山形県			134,228	122,540	85.2	175,703	160,403	238.6
福島県			275,721	145,036	100.9	269,401	141,711	210.8
茨城県			421,878	143,682	99.9	186,696	63,585	94.6
栃木県			291,289	147,404	102.5	119,896	60,673	90.3
群馬県			284,337	143,517	99.8	125,758	63,476	94.4
埼玉県			904,272	122,575	85.2	204,422	27,710	41.2
千葉県			819,108	129,787	90.2	179,698	28,473	42.4
東京都			3,170,363	230,727	160.4	-	-	-
神奈川県			1,187,546	129,228	89.9	96,210	10,470	15.6
新潟県			289,914	128,320	89.2	244,097	108,041	160.7
富山県			152,498	143,420	99.7	129,292	121,596	180.9
石川県			168,910	147,398	102.5	125,469	109,490	162.9
福井県			128,224	163,031	113.4	128,310	163,140	242.7
山梨県			117,883	141,556	98.4	128,726	154,576	229.9
長野県			282,028	134,178	93.3	200,045	95,174	141.6
岐阜県			275,572	134,812	93.7	172,325	84,303	125.4
静岡県			544,837	146,205	101.7	146,970	39,439	58.7
愛知県			1,264,726	167,174	116.2	96,523	12,759	19.0
三重県			279,590	153,231	106.5	137,944	75,601	112.5
滋賀県			200,434	141,143	98.1	115,265	81,168	120.7
京都府			323,693	126,686	88.1	166,484	65,158	96.9
大阪府			1,277,830	144,404	100.4	235,974	26,667	39.7
兵庫県			714,916	128,337	89.2	292,784	52,559	78.2
奈良県			150,753	110,622	76.9	154,045	113,037	168.1
和歌山県			110,091	114,132	79.4	172,716	179,055	266.3
鳥取県			65,889	116,400	80.9	134,037	236,793	352.2
島根県			82,323	119,982	83.4	180,812	263,526	392.0
岡山県			244,278	127,779	88.9	163,009	85,268	126.8
広島県			372,894	131,364	91.3	177,903	62,672	93.2
山口県			182,479	131,937	91.7	169,482	122,540	182.3
徳島県			92,565	123,335	85.8	146,452	195,134	290.3
香川県			135,053	136,786	95.1	109,276	110,677	164.6
愛媛県			169,670	122,793	85.4	166,841	120,745	179.6
高知県			80,439	112,113	78.0	172,794	240,834	358.2
福岡県			631,160	123,002	85.5	247,645	48,262	71.8
佐賀県			105,132	126,851	88.2	144,949	174,895	260.2
長崎県			147,115	107,746	74.9	218,927	160,340	238.5
熊本県			200,802	112,805	78.4	206,567	116,044	172.6
大分県			138,048	118,984	82.7	167,449	144,326	214.7
宮崎県			126,451	114,565	79.7	180,711	163,724	243.5
鹿児島県			182,126	110,820	77.1	267,649	162,859	242.3
沖縄県			156,767	106,198	73.8	208,078	140,957	209.7
合 計			18,327,990	143,813	100.0	8,567,710	67,227	100.0

地 方 譲 与 税 C			合 計 A + B + C			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口 1 人 当 たり		税 額 (百万円)	人口 1 人 当 たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
99,096	18,682	106.7	1,388,095	261,687	114.5	北 海 道		
23,418	18,115	103.4	409,584	316,842	138.6	青 森 県		
24,268	19,412	110.8	471,652	377,279	165.1	岩 手 県		
40,199	17,454	99.7	552,390	239,847	104.9	宮 城 県		
19,244	19,240	109.8	329,033	328,960	143.9	秋 田 県		
21,302	19,447	111.0	331,233	302,390	132.3	山 形 県		
35,031	18,427	105.2	580,153	305,174	133.5	福 島 県		
50,364	17,153	97.9	658,938	224,420	98.2	茨 城 県		
35,130	17,777	101.5	446,315	225,854	98.8	栃 木 県		
35,420	17,878	102.1	445,515	224,871	98.4	群 馬 県		
110,221	14,941	85.3	1,218,915	165,225	72.3	埼 玉 県		
93,322	14,787	84.4	1,092,128	173,046	75.7	千 葉 県		
276,836	20,147	115.0	3,447,200	250,875	109.8	東 京 都		
139,727	15,205	86.8	1,423,484	154,903	67.8	神 奈 川 県		
42,449	18,788	107.3	576,460	255,149	111.6	新 潟 県		
20,338	19,127	109.2	302,128	284,143	124.3	富 山 県		
21,655	18,897	107.9	316,034	275,784	120.7	石 川 県		
15,160	19,275	110.0	271,694	345,446	151.1	福 井 県		
15,147	18,189	103.8	261,757	314,321	137.5	山 梨 県		
38,527	18,330	104.7	520,600	247,682	108.4	長 野 県		
36,391	17,803	101.6	484,288	236,918	103.7	岐 阜 県		
64,370	17,273	98.6	756,178	202,917	88.8	静 岡 県		
133,671	17,669	100.9	1,494,921	197,602	86.5	愛 知 県		
32,718	17,931	102.4	450,252	246,762	108.0	三 重 県		
24,762	17,437	99.6	340,461	239,748	104.9	滋 賀 県		
44,215	17,305	98.8	534,392	209,150	91.5	京 都 府		
156,058	17,636	100.7	1,669,861	188,706	82.6	大 阪 府		
90,197	16,192	92.4	1,097,897	197,087	86.2	兵 庫 県		
21,118	15,496	88.5	325,916	239,155	104.6	奈 良 県		
17,171	17,801	101.6	299,979	310,989	136.1	和 歌 山 県		
10,995	19,424	110.9	210,921	372,617	163.0	鳥 取 県		
13,901	20,260	115.7	277,036	403,769	176.7	島 根 県		
33,641	17,597	100.5	440,929	230,645	100.9	岡 山 県		
50,392	17,752	101.4	601,189	211,788	92.7	広 島 県		
25,409	18,371	104.9	377,369	272,847	119.4	山 口 県		
13,879	18,492	105.6	252,896	336,961	147.4	徳 島 県		
17,775	18,003	102.8	262,104	265,466	116.1	香 川 県		
24,938	18,048	103.0	361,449	261,586	114.5	愛 媛 県		
13,785	19,213	109.7	267,017	372,160	162.8	高 知 県		
86,328	16,824	96.1	965,133	188,087	82.3	福 岡 県		
14,980	18,075	103.2	265,062	319,821	139.9	佐 賀 県		
23,816	17,442	99.6	389,858	285,528	124.9	長 崎 県		
30,721	17,258	98.5	438,090	246,107	107.7	熊 本 県		
21,382	18,429	105.2	326,879	281,739	123.3	大 分 県		
20,020	18,138	103.6	327,182	296,426	129.7	宮 崎 県		
29,886	18,185	103.8	479,661	291,864	127.7	鹿 児 島 県		
22,861	15,487	88.4	387,706	262,642	114.9	沖 縄 県		
2,232,233	17,515	100.0	29,127,933	228,556	100.0	合 計		

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成30年度）

都道府県	市 町 村 民 税						
	個 人			法 人			
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
北海道	285,698	53,860	84.7	62,995	11,876	62.4	
青森県	51,461	39,809	62.6	11,366	8,792	46.2	
岩手県	53,891	43,108	67.8	15,483	12,385	65.0	
宮城県	140,339	60,935	95.8	37,789	16,408	86.2	
秋田県	38,720	38,712	60.9	9,223	9,221	48.4	
山形県	47,462	43,329	68.1	11,936	10,897	57.2	
福島県	91,001	47,869	75.3	23,024	12,111	63.6	
茨城県	159,343	54,269	85.3	40,473	13,784	72.4	
栃木県	107,234	54,265	85.3	32,202	16,295	85.6	
群馬県	103,169	52,074	81.9	35,468	17,903	94.0	
埼玉県	487,793	66,121	104.0	82,299	11,156	58.6	
千葉県	426,584	67,592	106.3	73,095	11,582	60.8	
東京都	1,318,980	95,991	150.9	749,468	54,544	286.4	
神奈川県	822,856	89,543	140.8	134,299	14,614	76.7	
新潟県	116,610	51,613	81.1	29,292	12,965	68.1	
富山県	57,061	53,664	84.4	15,267	14,358	75.4	
石川県	61,808	53,936	84.8	19,663	17,159	90.1	
福井県	41,442	52,692	82.8	12,630	16,059	84.3	
山梨県	43,275	51,965	81.7	14,191	17,040	89.5	
長野県	103,989	49,474	77.8	26,743	12,724	66.8	
岐阜県	106,558	52,129	82.0	24,126	11,803	62.0	
静岡県	240,722	64,597	101.6	60,515	16,239	85.3	
愛知県	555,937	73,485	115.5	182,199	24,083	126.5	
三重県	100,062	54,840	86.2	30,267	16,588	87.1	
滋賀県	77,867	54,833	86.2	23,197	16,335	85.8	
京都府	167,438	65,532	103.0	44,107	17,263	90.7	
大阪府	555,291	62,752	98.7	209,469	23,671	124.3	
兵庫県	352,500	63,278	99.5	69,522	12,480	65.5	
奈良県	72,722	53,363	83.9	10,241	7,515	39.5	
和歌山県	42,274	43,826	68.9	9,694	10,050	52.8	
鳥取県	23,805	42,054	66.1	5,634	9,953	52.3	
島根県	30,006	43,733	68.8	7,540	10,989	57.7	
岡山県	105,492	55,182	86.8	25,462	13,319	69.9	
広島県	177,218	62,431	98.2	43,421	15,297	80.3	
山口県	66,727	48,245	75.9	19,910	14,396	75.6	
徳島県	34,128	45,473	71.5	10,468	13,948	73.2	
香川県	48,843	49,469	77.8	15,129	15,323	80.5	
愛媛県	60,373	43,693	68.7	17,756	12,850	67.5	
高知県	30,868	43,023	67.6	6,760	9,422	49.5	
福岡県	301,080	58,675	92.3	81,721	15,926	83.6	
佐賀県	35,612	42,969	67.6	9,259	11,172	58.7	
長崎県	57,824	42,350	66.6	12,671	9,280	48.7	
熊本県	86,382	48,527	76.3	19,954	11,210	58.9	
大分県	49,594	42,745	67.2	12,376	10,667	56.0	
宮崎県	43,745	39,633	62.3	10,183	9,226	48.5	
鹿児島県	65,263	39,711	62.4	15,140	9,212	48.4	
沖縄県	58,607	39,702	62.4	13,152	8,910	46.8	
合 計	8,105,655	63,602	100.0	2,426,782	19,042	100.0	

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県		
計			土 地					
税 額 (百万円)	人口 1 人当たり		税 額 (百万円)	人口 1 人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
348,693	65,736	79.5	67,347	12,696	46.9	北 海 道		
62,827	48,601	58.8	18,190	14,071	52.0	青 森 県		
69,374	55,493	67.1	20,497	16,395	60.6	岩 手 県		
178,128	77,343	93.6	45,048	19,560	72.3	宮 城 県		
47,943	47,933	58.0	13,667	13,664	50.5	秋 田 県		
59,398	54,226	65.6	18,016	16,447	60.8	山 形 県		
114,025	59,980	72.6	34,771	18,290	67.6	福 島 県		
199,816	68,053	82.3	58,615	19,963	73.8	茨 城 県		
139,436	70,560	85.4	45,118	22,832	84.4	栃 木 県		
138,638	69,977	84.7	44,181	22,300	82.4	群 馬 県		
570,092	77,277	93.5	198,272	26,876	99.3	埼 玉 県		
499,679	79,173	95.8	146,110	23,151	85.6	千 葉 県		
2,068,449	150,534	182.1	788,629	57,394	212.2	東 京 都		
957,155	104,157	126.0	283,599	30,861	114.1	神 奈 川 県		
145,901	64,578	78.1	44,397	19,650	72.6	新 潟 県		
72,327	68,022	82.3	22,992	21,623	79.9	富 山 県		
81,471	71,095	86.0	24,554	21,426	79.2	石 川 県		
54,073	68,751	83.2	16,768	21,319	78.8	福 井 県		
57,466	69,006	83.5	17,403	20,898	77.2	山 梨 県		
130,732	62,197	75.3	41,938	19,953	73.8	長 野 県		
130,684	63,932	77.4	46,770	22,880	84.6	岐 阜 県		
301,236	80,835	97.8	103,717	27,832	102.9	静 岡 県		
738,135	97,568	118.1	255,263	33,741	124.7	愛 知 県		
130,329	71,427	86.4	37,738	20,682	76.4	三 重 県		
101,064	71,168	86.1	30,538	21,505	79.5	滋 賀 県		
211,545	82,794	100.2	73,393	28,725	106.2	京 都 府		
764,760	86,423	104.6	263,236	29,748	110.0	大 阪 府		
422,022	75,759	91.7	138,282	24,823	91.8	兵 庫 県		
82,964	60,878	73.7	28,572	20,966	77.5	奈 良 県		
51,969	53,876	65.2	18,662	19,347	71.5	和 歌 山 県		
29,439	52,008	62.9	9,623	17,000	62.8	鳥 取 県		
37,546	54,721	66.2	12,059	17,576	65.0	島 根 県		
130,955	68,501	82.9	42,691	22,331	82.5	岡 山 県		
220,639	77,727	94.1	67,168	23,662	87.5	広 島 県		
86,637	62,641	75.8	25,095	18,145	67.1	山 口 県		
44,596	59,421	71.9	15,123	20,150	74.5	徳 島 県		
63,971	64,792	78.4	18,370	18,606	68.8	香 川 県		
78,129	56,543	68.4	30,794	22,286	82.4	愛 媛 県		
37,628	52,445	63.5	13,400	18,677	69.0	高 知 県		
382,800	74,601	90.3	109,269	21,295	78.7	福 岡 県		
44,871	54,141	65.5	13,671	16,495	61.0	佐 賀 県		
70,495	51,630	62.5	17,778	13,020	48.1	長 崎 県		
106,336	59,737	72.3	29,691	16,680	61.7	熊 本 県		
61,970	53,412	64.6	19,689	16,970	62.7	大 分 県		
53,929	48,859	59.1	18,043	16,347	60.4	宮 崎 県		
80,403	48,923	59.2	26,751	16,277	60.2	鹿 児 島 県		
71,759	48,612	58.8	32,285	21,871	80.8	沖 縄 県		
10,532,436	82,644	100.0	3,447,783	27,053	100.0	合 計		

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成30年度）

都 道 府 県			固 定 資 産 税					
			家 屋			償 却 資 産		
			税 額 (百万円)	人口 1 人当たり		税 額 (百万円)	人口 1 人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北 海 道			160,288	30,218	100.0	58,614	11,050	82.9
青 森 県			34,586	26,755	88.6	19,773	15,296	114.8
岩 手 県			30,479	24,380	80.7	16,988	13,589	102.0
宮 城 県			64,889	28,175	93.3	30,845	13,393	100.5
秋 田 県			25,001	24,996	82.7	12,337	12,334	92.6
山 形 県			27,657	25,249	83.6	13,047	11,911	89.4
福 島 県			47,578	25,027	82.8	37,823	19,896	149.3
茨 城 県			85,289	29,048	96.2	50,859	17,322	130.0
栃 木 県			59,884	30,304	100.3	34,871	17,646	132.4
群 馬 県			56,745	28,641	94.8	35,077	17,705	132.9
埼 玉 県			189,552	25,694	85.1	64,700	8,770	65.8
千 葉 県			176,666	27,993	92.7	84,167	13,336	100.1
東 京 都			556,675	40,513	134.1	171,580	12,487	93.7
神 奈 川 県			280,387	30,512	101.0	102,637	11,169	83.8
新 潟 県			65,772	29,112	96.4	39,889	17,656	132.5
富 山 県			34,984	32,902	108.9	21,841	20,541	154.2
石 川 県			35,032	30,570	101.2	16,711	14,583	109.4
福 井 県			24,836	31,578	104.5	18,376	23,364	175.3
山 梨 県			24,168	29,022	96.1	13,812	16,585	124.5
長 野 県			59,964	28,528	94.4	30,292	14,412	108.2
岐 阜 県			56,988	27,879	92.3	30,602	14,971	112.4
静 岡 県			116,902	31,370	103.8	62,981	16,901	126.8
愛 知 県			251,441	33,236	110.0	113,410	14,991	112.5
三 重 県			51,257	28,092	93.0	48,233	26,434	198.4
滋 賀 県			43,583	30,690	101.6	22,765	16,030	120.3
京 都 府			72,814	28,498	94.3	27,290	10,681	80.2
大 阪 府			296,705	33,530	111.0	88,710	10,025	75.2
兵 庫 県			170,186	30,551	101.1	74,068	13,296	99.8
奈 良 県			29,041	21,310	70.5	10,744	7,884	59.2
和 歌 山 県			23,520	24,383	80.7	13,188	13,672	102.6
鳥 取 県			14,899	26,321	87.1	6,626	11,705	87.8
島 根 県			17,613	25,671	85.0	10,779	15,710	117.9
岡 山 県			50,805	26,576	88.0	31,804	16,637	124.9
広 島 県			79,821	28,119	93.1	42,064	14,818	111.2
山 口 県			36,179	26,159	86.6	25,926	18,745	140.7
徳 島 県			20,906	27,856	92.2	10,624	14,156	106.2
香 川 県			29,281	29,657	98.2	11,887	12,039	90.3
愛 媛 県			37,554	27,178	90.0	18,361	13,288	99.7
高 知 県			17,615	24,552	81.3	7,247	10,101	75.8
福 岡 県			151,670	29,558	97.8	54,924	10,704	80.3
佐 賀 県			20,938	25,264	83.6	11,274	13,603	102.1
長 崎 県			33,538	24,563	81.3	12,830	9,397	70.5
熊 本 県			44,121	24,786	82.1	20,816	11,694	87.8
大 分 県			30,953	26,679	88.3	19,866	17,122	128.5
宮 崎 県			27,248	24,687	81.7	15,492	14,036	105.3
鹿 児 島 県			41,686	25,365	84.0	20,961	12,754	95.7
沖 縄 県			42,074	28,502	94.4	10,496	7,110	53.4
合 計			3,849,771	30,208	100.0	1,698,208	13,325	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県		
交 付 金			計					
税 額	人口 1 人当たり		税 額	人口 1 人当たり				
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数			
2,946	555	80.9	289,195	54,520	76.5	北 海 道		
864	668	97.4	73,413	56,790	79.7	青 森 県		
1,549	1,239	180.6	69,511	55,603	78.0	岩 手 県		
1,160	504	73.5	141,942	61,631	86.5	宮 城 県		
1,681	1,681	245.0	52,687	52,675	73.9	秋 田 県		
990	904	131.8	59,711	54,511	76.5	山 形 県		
1,270	668	97.4	121,441	63,881	89.6	福 島 県		
1,149	391	57.0	195,913	66,724	93.6	茨 城 県		
1,265	640	93.3	141,139	71,422	100.2	栃 木 県		
1,109	560	81.6	137,111	69,206	97.1	群 馬 県		
3,186	432	63.0	455,711	61,772	86.7	埼 玉 県		
1,937	307	44.8	408,880	64,786	90.9	千 葉 県		
18,891	1,375	200.4	1,535,775	111,768	156.8	東 京 都		
4,799	522	76.1	671,421	73,064	102.5	神 奈 川 県		
1,078	477	69.5	151,136	66,895	93.9	新 潟 県		
588	553	80.6	80,404	75,618	106.1	富 山 県		
586	512	74.6	76,882	67,091	94.1	石 川 県		
498	634	92.4	60,477	76,894	107.9	福 井 県		
531	638	93.0	55,915	67,143	94.2	山 梨 県		
1,376	655	95.5	133,571	63,548	89.2	長 野 県		
349	171	24.9	134,710	65,901	92.5	岐 阜 県		
1,428	383	55.8	285,028	76,486	107.3	静 岡 県		
3,880	513	74.8	623,994	82,481	115.7	愛 知 県		
327	179	26.1	137,554	75,387	105.8	三 重 県		
278	196	28.6	97,164	68,421	96.0	滋 賀 県		
678	265	38.6	174,174	68,168	95.6	京 都 府		
6,550	740	107.9	655,201	74,042	103.9	大 阪 府		
3,535	634	92.4	386,071	69,305	97.2	兵 庫 県		
509	373	54.4	68,866	50,533	70.9	奈 良 県		
327	339	49.4	55,696	57,740	81.0	和 歌 山 県		
362	640	93.3	31,510	55,667	78.1	鳥 取 県		
504	734	107.0	40,955	59,691	83.8	島 根 県		
2,550	1,334	194.5	127,851	66,878	93.8	岡 山 県		
1,285	453	66.0	190,337	67,052	94.1	広 島 県		
975	705	102.8	88,176	63,754	89.5	山 口 県		
451	601	87.6	47,105	62,763	88.1	徳 島 県		
324	329	48.0	59,863	60,630	85.1	香 川 県		
1,869	1,353	197.2	88,578	64,105	89.9	愛 媛 県		
585	816	119.0	38,848	54,145	76.0	高 知 県		
4,124	804	117.2	319,987	62,360	87.5	福 岡 県		
366	441	64.3	46,249	55,803	78.3	佐 賀 県		
1,346	986	143.7	65,492	47,966	67.3	長 崎 県		
692	389	56.7	95,321	53,549	75.1	熊 本 県		
478	412	60.1	70,987	61,184	85.8	大 分 県		
1,050	951	138.6	61,834	56,021	78.6	宮 崎 県		
2,088	1,270	185.1	91,485	55,667	78.1	鹿 児 島 県		
3,041	2,060	300.3	87,895	59,542	83.5	沖 縄 県		
87,403	686	100.0	9,083,165	71,272	100.0	合 計		

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成30年度）

都 道 府 県			軽 自 動 車 税			市町村たばこ税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北 海 道			10,099	1,904	94.0	43,432	8,188	122.7
青 森 県			3,770	2,917	144.0	9,908	7,664	114.9
岩 手 県			3,812	3,049	150.6	8,695	6,955	104.2
宮 城 県			5,212	2,263	111.8	16,944	7,357	110.3
秋 田 県			2,948	2,947	145.5	6,699	6,697	100.4
山 形 県			3,377	3,083	152.2	6,699	6,115	91.7
福 島 県			5,419	2,851	140.8	14,673	7,718	115.7
茨 城 県			7,618	2,595	128.1	20,711	7,054	105.7
栃 木 県			5,139	2,601	128.4	13,608	6,886	103.2
群 馬 県			5,703	2,878	142.1	13,205	6,665	99.9
埼 玉 県			11,424	1,549	76.5	45,470	6,163	92.4
千 葉 県			9,690	1,535	75.8	39,274	6,223	93.3
東 京 都			8,110	590	29.1	99,338	7,229	108.3
神 奈 川 県			9,351	1,018	50.3	53,575	5,830	87.4
新 潟 県			6,772	2,997	148.0	14,322	6,339	95.0
富 山 県			2,981	2,804	138.5	6,679	6,281	94.1
石 川 県			2,822	2,463	121.6	7,633	6,660	99.8
福 井 県			2,235	2,842	140.3	5,159	6,559	98.3
山 梨 県			2,811	3,375	166.7	5,746	6,900	103.4
長 野 県			6,944	3,303	163.1	12,356	5,878	88.1
岐 阜 県			5,375	2,629	129.8	11,889	5,816	87.2
静 岡 県			9,892	2,654	131.1	23,333	6,261	93.8
愛 知 県			13,709	1,812	89.5	48,095	6,357	95.3
三 重 県			5,233	2,868	141.6	11,766	6,448	96.6
滋 賀 県			3,736	2,631	129.9	8,728	6,146	92.1
京 都 府			4,427	1,733	85.6	16,521	6,466	96.9
大 阪 府			10,208	1,154	57.0	67,874	7,670	115.0
兵 庫 県			9,210	1,653	81.6	31,999	5,744	86.1
奈 良 県			2,950	2,165	106.9	6,957	5,105	76.5
和 歌 山 県			3,233	3,351	165.5	6,423	6,659	99.8
鳥 取 県			1,848	3,264	161.2	3,563	6,294	94.3
島 根 県			2,330	3,396	167.7	3,899	5,682	85.2
岡 山 県			5,896	3,084	152.3	12,254	6,410	96.1
広 島 県			6,808	2,398	118.4	17,561	6,187	92.7
山 口 県			3,888	2,811	138.8	8,735	6,315	94.6
徳 島 県			2,448	3,262	161.1	4,801	6,397	95.9
香 川 県			3,092	3,131	154.6	6,357	6,438	96.5
愛 媛 県			4,328	3,132	154.7	8,651	6,261	93.8
高 知 県			2,518	3,509	173.3	4,934	6,877	103.1
福 岡 県			10,807	2,106	104.0	37,386	7,286	109.2
佐 賀 県			2,725	3,287	162.3	5,953	7,183	107.7
長 崎 県			4,105	3,007	148.5	9,270	6,789	101.8
熊 本 県			5,451	3,062	151.2	12,116	6,807	102.0
大 分 県			3,548	3,058	151.0	7,804	6,726	100.8
宮 崎 県			3,736	3,385	167.2	7,594	6,880	103.1
鹿 児 島 県			5,517	3,357	165.8	10,711	6,517	97.7
沖 縄 県			4,863	3,294	162.7	10,948	7,417	111.2
合 計			258,116	2,025	100.0	850,246	6,672	100.0

鉱 産 税			特別土地保有税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
92	17	130.8	59	11	1,100.0	北 海 道		
18	14	107.7	—	—	—	青 森 県		
13	10	76.9	0	0	0.0	岩 手 県		
2	1	7.7	6	3	300.0	宮 城 県		
42	42	323.1	—	—	—	秋 田 県		
4	3	23.1	1	1	100.0	山 形 県		
1	0	0.0	0	0	0.0	福 島 県		
2	1	7.7	12	4	400.0	茨 城 県		
24	12	92.3	0	0	0.0	栃 木 県		
3	2	15.4	—	—	—	群 馬 県		
31	4	30.8	4	0	0.0	埼 玉 県		
64	10	76.9	11	2	200.0	千 葉 県		
4	0	0.0	—	—	—	東 京 都		
—	—	—	2	0	0.0	神 奈 川 県		
812	360	2,769.2	0	0	0.0	新 潟 県		
0	0	0.0	1	1	100	富 山 県		
0	0	0.0	—	—	—	石 川 県		
1	1	7.7	—	—	—	福 井 県		
—	—	—	—	—	—	山 梨 県		
0	0	0.0	0	0	0.0	長 野 県		
9	5	38.5	0	0	0.0	岐 阜 県		
0	0	0.0	9	2	200.0	静 岡 県		
5	1	7.7	4	1	100.0	愛 知 県		
10	6	46.2	10	5	500.0	三 重 県		
6	5	38.5	—	—	—	滋 賀 県		
0	0	0.0	—	—	—	京 都 府		
—	—	—	—	—	—	大 阪 府		
4	1	7.7	19	3	300.0	兵 庫 県		
—	—	—	—	—	—	奈 良 県		
—	—	—	—	—	—	和 歌 山 県		
—	—	—	—	—	—	鳥 取 県		
0	1	7.7	—	—	—	島 根 県		
7	4	30.8	6	3	300.0	岡 山 県		
1	0	0.0	1	0	0.0	広 島 県		
62	45	346.2	21	15	1,500.0	山 口 県		
3	4	30.8	2	3	300.0	徳 島 県		
—	—	—	—	—	—	香 川 県		
0	0	0.0	—	—	—	愛 媛 県		
31	43	330.8	—	—	—	高 知 県		
37	7	53.8	2	0	0.0	福 岡 県		
—	—	—	—	—	—	佐 賀 県		
2	1	7.7	—	—	—	長 崎 県		
0	0	0.0	—	—	—	熊 本 県		
49	43	330.8	—	—	—	大 分 県		
—	—	—	—	—	—	宮 崎 県		
249	152	1,169.2	—	—	—	鹿 児 島 県		
57	39	300.0	—	—	—	沖 縄 県		
1,648	13	100.0	169	1	100.0	合 計		

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成30年度）

都 道 府 県			入 湯 税			事 業 所 税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北 海 道			2,449	462	264.0	10,046	1,894	63.8
青 森 県			184	142	81.1	0	0	0.0
岩 手 県			478	382	218.3	-	-	-
宮 城 県			499	217	124.0	5,519	2,396	80.7
秋 田 県			507	507	289.7	1,512	1,512	50.9
山 形 県			558	509	290.9	-	-	-
福 島 県			756	398	227.4	4,415	2,322	78.2
茨 城 県			373	127	72.6	-	-	-
栃 木 県			882	446	254.9	3,478	1,760	59.3
群 馬 県			852	430	245.7	4,255	2,148	72.4
埼 玉 県			51	7	4.0	9,370	1,270	42.8
千 葉 県			390	62	35.4	11,360	1,800	60.6
東 京 都			337	25	14.3	111,385	8,106	273.1
神 奈 川 県			970	106	60.6	34,144	3,715	125.2
新 潟 県			825	365	208.6	4,595	2,034	68.5
富 山 県			294	276	157.7	3,685	3,466	116.8
石 川 県			535	467	266.9	2,563	2,237	75.4
福 井 県			390	496	283.4	-	-	-
山 梨 県			768	922	526.9	-	-	-
長 野 県			1,258	599	342.3	2,063	981	33.1
岐 阜 県			674	330	188.6	1,579	773	26.0
静 岡 県			1,680	451	257.7	9,301	2,496	84.1
愛 知 県			301	40	22.9	32,098	4,243	143.0
三 重 県			560	307	175.4	3,778	2,071	69.8
滋 賀 県			232	163	93.1	1,488	1,048	35.3
京 都 府			230	90	51.4	7,380	2,888	97.3
大 阪 府			320	36	20.6	40,246	4,548	153.2
兵 庫 県			791	142	81.1	18,938	3,400	114.6
奈 良 県			63	46	26.3	1,017	746	25.1
和 歌 山 県			428	444	253.7	2,259	2,342	78.9
鳥 取 県			178	314	179.4	-	-	-
島 根 県			204	298	170.3	-	-	-
岡 山 県			184	96	54.9	8,321	4,353	146.7
広 島 県			201	71	40.6	10,189	3,589	120.9
山 口 県			222	160	91.4	-	-	-
徳 島 県			43	57	32.6	-	-	-
香 川 県			150	152	86.9	2,225	2,253	75.9
愛 媛 県			190	138	78.9	1,941	1,405	47.3
高 知 県			65	91	52.0	1,093	1,523	51.3
福 岡 県			281	55	31.4	16,373	3,191	107.5
佐 賀 県			167	202	115.4	-	-	-
長 崎 県			259	190	108.6	1,733	1,269	42.8
熊 本 県			367	206	117.7	2,307	1,296	43.7
大 分 県			633	546	312.0	3,029	2,610	87.9
宮 崎 県			166	151	86.3	1,570	1,423	47.9
鹿 児 島 県			295	179	102.3	1,977	1,203	40.5
沖 縄 県			124	84	48.0	1,037	702	23.7
合 計			22,364	175	100.0	378,270	2,968	100.0

都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
44,966	8,477	83.7	—	—	—	北 海 道		
1,311	1,015	10.0	—	—	—	青 森 県		
2,099	1,679	16.6	—	—	—	岩 手 県		
20,430	8,870	87.5	1	0	0.0	宮 城 県		
102	102	1.0	—	—	—	秋 田 県		
7,264	6,631	65.4	—	—	—	山 形 県		
9,556	5,027	49.6	—	—	—	福 島 県		
16,729	5,698	56.2	—	—	—	茨 城 県		
14,340	7,257	71.6	—	—	—	栃 木 県		
11,790	5,951	58.7	—	—	—	群 馬 県		
70,158	9,510	93.9	—	—	—	埼 玉 県		
58,963	9,343	92.2	—	—	—	千 葉 県		
295,026	21,471	211.9	484	35	79.5	東 京 都		
128,474	13,981	138.0	5	1	2.3	神 奈 川 県		
12,767	5,651	55.8	575	254	577.3	新 潟 県		
3,942	3,707	36.6	0	0	0.0	富 山 県		
10,911	9,521	94.0	—	—	—	石 川 県		
5,432	6,906	68.2	—	—	—	福 井 県		
2,470	2,966	29.3	8	10	22.7	山 梨 県		
12,427	5,912	58.3	—	—	—	長 野 県		
16,104	7,878	77.7	24	12	27.3	岐 阜 県		
40,295	10,813	106.7	530	142	322.7	静 岡 県		
102,418	13,538	133.6	—	—	—	愛 知 県		
10,447	5,726	56.5	—	—	—	三 重 県		
9,768	6,878	67.9	—	—	—	滋 賀 県		
30,843	12,071	119.1	1,538	602	1,368.2	京 都 府		
131,923	14,908	147.1	507	57	129.5	大 阪 府		
66,216	11,887	117.3	—	—	—	兵 庫 県		
8,681	6,370	62.9	—	—	—	奈 良 県		
6,141	6,367	62.8	—	—	—	和 歌 山 県		
530	936	9.2	—	—	—	鳥 取 県		
1,351	1,968	19.4	—	—	—	島 根 県		
15,411	8,061	79.6	—	—	—	岡 山 県		
29,120	10,259	101.2	—	—	—	広 島 県		
9,995	7,227	71.3	—	—	—	山 口 県		
2,740	3,651	36.0	—	—	—	徳 島 県		
396	401	4.0	—	—	—	香 川 県		
1,245	901	8.9	331	240	545.5	愛 媛 県		
—	—	—	0	1	2.3	高 知 県		
43,022	8,384	82.7	748	146	331.8	福 岡 県		
1,969	2,376	23.4	416	502	1,140.9	佐 賀 県		
8,498	6,224	61.4	—	—	—	長 崎 県		
5,999	3,370	33.3	—	—	—	熊 本 県		
7,358	6,342	62.6	—	—	—	大 分 県		
3,565	3,230	31.9	—	—	—	宮 崎 県		
8,227	5,006	49.4	420	255	579.5	鹿 児 島 県		
—	—	—	30	20	45.5	沖 縄 県		
1,291,420	10,133	100.0	5,618	44	100.0	合 計		

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）（平成30年度）

都 道 府 県	市 町 村 税			地 方 交 付 税		
	A			B		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	749,030	141,209	80.3	808,767	152,471	243.5
青森県	151,432	117,143	66.6	197,899	153,089	244.5
岩手県	153,982	123,172	70.0	219,780	175,804	280.7
宮城県	368,682	160,081	91.0	240,873	104,587	167.0
秋田県	112,439	112,414	63.9	187,546	187,505	299.4
山形県	137,011	125,080	71.1	149,320	136,318	217.7
福島県	270,287	142,177	80.8	230,202	121,092	193.4
茨城県	441,176	150,255	85.4	171,331	58,352	93.2
栃木県	318,045	160,944	91.5	93,979	47,557	75.9
群馬県	311,557	157,256	89.4	111,361	56,209	89.8
埼玉県	1,162,311	157,553	89.5	143,905	19,506	31.1
千葉県	1,028,310	162,934	92.6	150,954	23,919	38.2
東京都	4,118,907	299,759	170.4	55,615	4,047	6.5
神奈川県	1,855,098	201,871	114.7	70,210	7,640	12.2
新潟県	337,706	149,473	85.0	273,416	121,017	193.3
富山県	170,313	160,175	91.0	87,248	82,054	131.0
石川県	182,817	159,534	90.7	101,160	88,276	141.0
福井県	127,766	162,448	92.3	67,398	85,693	136.8
山梨県	125,183	150,321	85.4	93,148	111,853	178.6
長野県	299,350	142,420	80.9	250,573	119,213	190.4
岐阜県	301,049	147,276	83.7	156,737	76,677	122.4
静岡県	671,303	180,141	102.4	105,799	28,391	45.3
愛知県	1,558,760	206,041	117.1	86,271	11,404	18.2
三重県	299,687	164,245	93.3	124,992	68,503	109.4
滋賀県	222,186	156,460	88.9	85,722	60,365	96.4
京都府	446,660	174,813	99.4	167,396	65,515	104.6
大阪府	1,671,039	188,839	107.3	273,690	30,929	49.4
兵庫県	935,271	167,894	95.4	300,025	53,859	86.0
奈良県	171,498	125,844	71.5	121,061	88,834	141.9
和歌山県	126,149	130,779	74.3	124,016	128,568	205.3
鳥取県	67,068	118,483	67.3	88,190	155,799	248.8
島根県	86,285	125,757	71.5	143,198	208,705	333.3
岡山県	300,885	157,390	89.5	184,033	96,265	153.7
広島県	474,856	167,283	95.1	211,598	74,542	119.0
山口県	197,736	142,968	81.3	134,445	97,207	155.2
徳島県	101,739	135,558	77.0	91,519	121,940	194.7
香川県	136,053	137,798	78.3	80,554	81,587	130.3
愛媛県	183,394	132,725	75.4	152,856	110,624	176.7
高知県	85,117	118,633	67.4	130,644	182,087	290.8
福岡県	811,443	158,136	89.9	343,384	66,919	106.9
佐賀県	102,350	123,495	70.2	95,250	114,928	183.5
長崎県	159,855	117,076	66.5	195,361	143,081	228.5
熊本県	227,897	128,026	72.8	232,369	130,539	208.5
大分県	155,378	133,921	76.1	130,319	112,323	179.4
宮崎県	132,394	119,949	68.2	132,513	120,057	191.7
鹿児島県	199,283	121,260	68.9	247,631	150,678	240.6
沖縄県	176,715	119,711	68.0	136,256	92,303	147.4
合 計	22,423,452	175,948	100.0	7,980,515	62,620	100.0

地 方 譲 与 税 C			合 計 A + B + C			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口 1 人当たり		税 額 (百万円)	人口 1 人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
30,026	5,661	172.3	1,587,824	299,340	123.8	北 海 道		
5,494	4,250	129.4	354,825	274,482	113.5	青 森 県		
7,818	6,254	190.4	381,581	305,230	126.2	岩 手 県		
8,994	3,905	118.9	618,550	268,573	111.0	宮 城 県		
5,834	5,832	177.5	305,819	305,751	126.4	秋 田 県		
4,566	4,169	126.9	290,897	265,567	109.8	山 形 県		
9,525	5,011	152.5	510,014	268,280	110.9	福 島 県		
13,300	4,530	137.9	625,806	213,136	88.1	茨 城 県		
7,277	3,682	112.1	419,301	212,184	87.7	栃 木 県		
8,256	4,167	126.8	431,174	217,632	90.0	群 馬 県		
17,303	2,345	71.4	1,323,519	179,405	74.2	埼 玉 県		
17,038	2,700	82.2	1,196,303	189,553	78.4	千 葉 県		
21,468	1,562	47.5	4,195,991	305,369	126.3	東 京 都		
19,931	2,169	66.0	1,945,239	211,680	87.5	神 奈 川 県		
10,693	4,733	144.1	621,815	275,224	113.8	新 潟 県		
4,253	4,000	121.8	261,815	246,230	101.8	富 山 県		
4,168	3,637	110.7	288,145	251,447	104.0	石 川 県		
3,143	3,996	121.6	198,307	252,137	104.3	福 井 県		
2,807	3,370	102.6	221,138	265,545	109.8	山 梨 県		
10,494	4,993	152.0	560,418	266,626	110.2	長 野 県		
8,302	4,061	123.6	466,088	228,015	94.3	岐 阜 県		
13,370	3,588	109.2	790,472	212,120	87.7	静 岡 県		
22,255	2,942	89.6	1,667,287	220,386	91.1	愛 知 県		
6,792	3,722	113.3	431,471	236,469	97.8	三 重 県		
4,056	2,856	86.9	311,964	219,681	90.8	滋 賀 県		
6,729	2,633	80.2	620,784	242,962	100.5	京 都 府		
18,969	2,144	65.3	1,963,698	221,912	91.8	大 阪 府		
17,177	3,084	93.9	1,252,473	224,836	93.0	兵 庫 県		
3,662	2,687	81.8	296,220	217,365	89.9	奈 良 県		
3,450	3,576	108.9	253,616	262,924	108.7	和 歌 山 県		
2,155	3,808	115.9	157,413	278,090	115.0	鳥 取 県		
4,123	6,010	183.0	233,607	340,472	140.8	島 根 県		
8,708	4,555	138.7	493,626	258,210	106.8	岡 山 県		
9,982	3,516	107.0	696,435	245,342	101.4	広 島 県		
4,933	3,567	108.6	337,113	243,741	100.8	山 口 県		
3,245	4,323	131.6	196,502	261,821	108.3	徳 島 県		
3,013	3,052	92.9	219,620	222,437	92.0	香 川 県		
5,130	3,713	113.0	341,379	247,061	102.2	愛 媛 県		
3,131	4,364	132.8	218,892	305,085	126.1	高 知 県		
18,623	3,629	110.5	1,173,451	228,685	94.6	福 岡 県		
3,227	3,894	118.5	200,828	242,318	100.2	佐 賀 県		
4,988	3,653	111.2	360,203	263,810	109.1	長 崎 県		
7,561	4,248	129.3	467,827	262,813	108.7	熊 本 県		
5,394	4,649	141.5	291,091	250,893	103.7	大 分 県		
5,529	5,010	152.5	270,436	245,015	101.3	宮 崎 県		
7,976	4,853	147.7	454,889	276,791	114.4	鹿 児 島 県		
3,769	2,553	77.7	316,740	214,567	88.7	沖 縄 県		
418,640	3,285	100.0	30,822,608	241,853	100.0	合 計		

(参考) 超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (平成30年度)

都道府県			地方税収計			個人住民税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道			1,407,126	265,275	84.8	425,518	80,220	81.0
青森県			292,890	226,571	72.4	85,251	65,948	66.6
岩手県			308,708	246,938	79.0	89,298	71,430	72.2
宮城県			674,276	292,769	93.6	201,598	87,534	88.4
秋田県			223,565	223,515	71.5	64,140	64,125	64.8
山形県			267,171	243,906	78.0	78,652	71,803	72.5
福島県			538,600	283,317	90.6	150,910	79,383	80.2
茨城県			850,556	289,681	92.6	264,325	90,023	90.9
栃木県			599,418	303,331	97.0	177,858	90,004	90.9
群馬県			585,537	295,546	94.5	171,090	86,356	87.2
埼玉県			2,049,520	277,815	88.8	764,641	103,648	104.7
千葉県			1,831,900	290,262	92.8	676,903	107,254	108.3
東京都			7,000,502	509,471	162.9	2,190,975	159,451	161.1
神奈川県			2,990,880	325,466	104.1	1,142,077	124,280	125.5
新潟県			616,750	272,982	87.3	173,962	76,998	77.8
富山県			313,520	294,857	94.3	94,613	88,981	89.9
石川県			344,635	300,743	96.2	102,517	89,461	90.4
福井県			239,948	305,083	97.5	68,732	87,390	88.3
山梨県			240,558	288,865	92.4	71,747	86,155	87.0
長野県			574,616	273,380	87.4	172,344	81,995	82.8
岐阜県			570,605	279,146	89.3	176,719	86,453	87.3
静岡県			1,199,742	321,946	102.9	357,053	95,814	96.8
愛知県			2,775,559	366,880	117.3	846,046	111,832	113.0
三重県			570,996	312,937	100.1	166,015	90,985	91.9
滋賀県			416,220	293,096	93.7	129,149	90,945	91.9
京都府			749,876	293,486	93.8	237,184	92,829	93.8
大阪府			2,857,878	322,961	103.3	828,663	93,645	94.6
兵庫県			1,620,372	290,878	93.0	541,161	97,146	98.1
奈良県			319,384	234,362	74.9	120,662	88,541	89.4
和歌山県			233,568	242,140	77.4	70,103	72,676	73.4
鳥取県			129,147	228,154	72.9	39,438	69,672	70.4
島根県			162,922	237,453	75.9	49,721	72,466	73.2
岡山県			537,832	281,334	89.9	156,380	81,801	82.6
広島県			835,622	294,375	94.1	259,244	91,327	92.2
山口県			374,451	270,737	86.6	110,650	80,003	80.8
徳島県			191,524	255,188	81.6	56,569	75,373	76.1
香川県			266,758	270,179	86.4	80,982	82,021	82.8
愛媛県			345,579	250,100	80.0	100,067	72,420	73.2
高知県			161,938	225,704	72.2	51,168	71,316	72.0
福岡県			1,415,279	275,813	88.2	432,566	84,299	85.2
佐賀県			200,323	241,708	77.3	59,051	71,251	72.0
長崎県			303,510	222,288	71.1	95,836	70,190	70.9
熊本県			421,856	236,987	75.8	125,410	70,452	71.2
大分県			290,047	249,994	79.9	82,207	70,855	71.6
宮崎県			252,880	229,109	73.3	72,489	65,675	66.3
鹿児島県			374,680	227,986	72.9	108,142	65,802	66.5
沖縄県			331,020	224,241	71.7	97,132	65,800	66.5
合 計			39,860,245	312,768	100.0	12,616,960	99,000	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 地方税収計の税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税等を除いた額である。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地 方 法 人 二 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
183,557	34,605	65.4	289,366	54,552	76.7	北 海 道		
36,701	28,391	53.7	68,258	52,802	74.3	青 森 県		
44,224	35,375	66.9	67,696	54,151	76.2	岩 手 県		
111,379	48,360	91.4	141,942	61,631	86.7	宮 城 県		
28,073	28,067	53.0	50,323	50,311	70.8	秋 田 県		
34,514	31,508	59.5	59,304	54,140	76.2	山 形 県		
84,639	44,522	84.1	123,911	65,180	91.7	福 島 県		
127,972	43,585	82.4	195,913	66,724	93.9	茨 城 県		
89,117	45,097	85.2	141,139	71,422	100.5	栃 木 県		
93,926	47,409	89.6	137,111	69,206	97.4	群 馬 県		
232,533	31,520	59.6	455,711	61,772	86.9	埼 玉 県		
220,513	34,940	66.0	408,880	64,786	91.1	千 葉 県		
1,807,108	131,515	248.5	1,535,775	111,768	157.2	東 京 都		
396,655	43,164	81.6	670,914	73,009	102.7	神 奈 川 県		
90,778	40,180	75.9	151,136	66,895	94.1	新 潟 県		
46,063	43,321	81.9	75,784	71,273	100.3	富 山 県		
56,730	49,504	93.6	76,129	66,433	93.5	石 川 県		
40,771	51,838	98.0	60,101	76,415	107.5	福 井 県		
40,954	49,179	92.9	55,891	67,114	94.4	山 梨 県		
82,901	39,441	74.5	133,240	63,390	89.2	長 野 県		
78,373	38,341	72.5	133,830	65,471	92.1	岐 阜 県		
195,187	52,378	99.0	285,028	76,486	107.6	静 岡 県		
539,232	71,277	134.7	630,473	83,337	117.2	愛 知 県		
99,723	54,653	103.3	136,709	74,924	105.4	三 重 県		
70,511	49,653	93.8	97,164	68,421	96.3	滋 賀 県		
121,964	47,734	90.2	172,224	67,405	94.8	京 都 府		
562,901	63,612	120.2	655,125	74,034	104.2	大 阪 府		
209,446	37,598	71.1	385,739	69,245	97.4	兵 庫 県		
30,633	22,478	42.5	68,662	50,384	70.9	奈 良 県		
29,526	30,610	57.8	55,407	57,440	80.8	和 歌 山 県		
16,480	29,114	55.0	29,746	52,550	73.9	鳥 取 県		
22,531	32,838	62.1	38,751	56,478	79.5	島 根 県		
76,654	40,097	75.8	127,828	66,866	94.1	岡 山 県		
131,336	46,267	87.4	190,337	67,052	94.3	広 島 県		
58,777	42,498	80.3	88,176	63,754	89.7	山 口 県		
28,378	37,811	71.5	47,105	62,763	88.3	徳 島 県		
43,842	44,404	83.9	59,863	60,630	85.3	香 川 県		
51,849	37,524	70.9	88,578	64,105	90.2	愛 媛 県		
19,574	27,282	51.6	37,348	52,054	73.2	高 知 県		
223,324	43,522	82.3	317,398	61,855	87.0	福 岡 県		
27,680	33,399	63.1	46,014	55,521	78.1	佐 賀 県		
37,833	27,709	52.4	65,492	47,966	67.5	長 崎 県		
57,177	32,121	60.7	93,845	52,720	74.2	熊 本 県		
38,466	33,154	62.7	70,987	61,184	86.1	大 分 県		
31,846	28,852	54.5	59,149	53,589	75.4	宮 崎 県		
45,397	27,623	52.2	91,485	55,667	78.3	鹿 児 島 県		
45,610	30,897	58.4	87,895	59,542	83.8	沖 縄 県		
6,743,360	52,913	100.0	9,058,881	71,082	100.0	合 計		

を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。

5 固定資産税の税収額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税分を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（％）		実数（10億円）		増加率（％）		実数（10億円）	
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
北海道	13,743.6	13,715.4	3.3	-0.2	14,112.2	14,004.7	2.8	-0.8	19,048.5	19,018.1
青森県	3,315.9	3,371.5	4.7	1.7	3,280.2	3,309.1	5.2	0.9	4,546.6	4,580.3
岩手県	3,450.9	3,450.3	1.0	-0.0	3,483.5	3,470.1	1.1	-0.4	4,674.2	4,674.3
宮城県	6,896.0	6,837.5	2.9	-0.8	6,932.4	6,819.0	3.7	-1.6	9,486.5	9,475.5
秋田県	2,468.3	2,520.5	0.6	2.1	2,535.7	2,577.9	1.5	1.7	3,395.3	3,451.3
山形県	2,874.6	2,963.6	3.7	3.1	3,000.8	3,070.1	4.2	2.3	3,919.1	4,039.8
福島県	5,512.1	5,591.3	-0.1	1.4	5,661.4	5,712.5	-0.2	0.9	7,812.2	7,917.9
茨城県	8,569.7	8,674.9	6.9	1.2	9,053.2	9,049.3	5.6	-0.0	12,995.5	13,056.7
栃木県	6,418.9	6,349.4	6.3	-1.1	6,612.0	6,524.1	5.7	-1.3	9,027.0	8,958.4
群馬県	5,966.5	5,953.6	3.5	-0.2	6,110.1	6,094.3	3.1	-0.3	8,518.1	8,528.5
埼玉県	15,628.8	15,739.5	3.3	0.7	21,423.0	21,559.1	3.5	0.6	22,556.0	22,689.7
千葉県	13,678.9	13,855.7	3.1	1.3	18,728.0	18,829.5	2.8	0.5	20,334.4	20,391.6
東京都	80,901.2	81,283.3	1.7	0.5	74,100.1	72,856.3	2.3	-1.7	103,804.7	104,470.0
神奈川県	22,121.4	22,765.2	5.5	2.9	28,590.5	29,076.2	2.9	1.7	34,091.7	34,609.3
新潟県	6,166.2	6,244.6	2.4	1.3	6,397.5	6,459.6	2.2	1.0	8,820.7	8,884.0
富山県	3,443.4	3,404.4	2.4	-1.1	3,560.2	3,496.5	2.5	-1.8	4,616.6	4,566.3
石川県	3,200.5	3,213.6	4.6	0.4	3,330.5	3,347.3	3.8	0.5	4,602.6	4,623.0
福井県	2,352.6	2,305.0	7.3	-2.0	2,515.0	2,470.3	5.1	-1.8	3,262.3	3,211.1
山梨県	2,256.9	2,311.5	3.1	2.4	2,360.3	2,383.5	2.9	1.0	3,306.8	3,365.6
長野県	5,827.5	5,829.8	3.9	0.0	6,035.3	6,017.6	4.8	-0.3	8,246.8	8,272.3
岐阜県	5,197.0	5,263.5	2.7	1.3	5,610.3	5,667.2	2.3	1.0	7,554.2	7,621.8
静岡県	11,646.0	11,652.1	3.3	0.1	12,211.5	12,168.0	2.3	-0.4	16,953.2	17,044.4
愛知県	27,764.6	27,536.8	2.8	-0.8	27,690.4	27,270.6	3.0	-1.5	39,529.7	39,409.4
三重県	5,145.0	5,423.6	1.3	5.4	5,493.0	5,705.3	0.3	3.9	7,949.6	8,220.9
滋賀県	4,092.7	4,250.6	3.5	3.9	4,378.6	4,493.6	4.0	2.6	6,181.7	6,381.7
京都府	7,350.8	7,517.1	4.9	2.3	7,491.4	7,623.1	4.3	1.8	10,281.7	10,487.6
大阪府	27,794.3	27,840.9	2.6	0.2	27,274.6	26,993.3	3.0	-1.0	39,018.1	38,995.0
兵庫県	14,156.3	14,444.3	2.9	2.0	15,740.0	15,983.4	2.4	1.5	20,829.4	20,937.8
奈良県	2,514.4	2,593.8	0.9	3.2	3,371.9	3,421.3	1.0	1.5	3,559.7	3,650.7
和歌山県	2,467.2	2,633.5	-2.5	6.7	2,694.0	2,813.4	-1.8	4.4	3,523.6	3,676.5
鳥取県	1,326.2	1,346.3	4.2	1.5	1,358.0	1,370.8	4.1	0.9	1,837.0	1,864.1
島根県	1,789.1	1,804.6	4.0	0.9	1,801.8	1,806.7	4.0	0.3	2,486.7	2,520.6
岡山県	5,173.9	5,102.1	7.3	-1.4	5,297.3	5,231.6	7.4	-1.2	7,781.6	7,681.2
広島県	8,230.8	8,386.1	3.3	1.9	8,633.8	8,705.8	4.0	0.8	11,810.6	11,944.7
山口県	4,023.3	4,232.3	-2.6	5.2	4,048.8	4,250.4	-2.8	5.0	5,892.9	6,087.5
徳島県	2,216.7	2,179.9	1.7	-1.7	2,272.0	2,230.2	2.3	-1.8	3,099.8	3,072.0
香川県	2,784.5	2,860.4	1.8	2.7	2,850.0	2,863.3	3.0	0.5	3,742.2	3,802.2
愛媛県	3,386.4	3,547.7	3.4	4.8	3,513.7	3,651.9	2.4	3.9	4,910.6	5,074.2
高知県	1,748.0	1,771.8	1.9	1.4	1,841.2	1,850.9	2.7	0.5	2,392.6	2,419.4
福岡県	13,437.5	13,601.5	3.1	1.2	14,183.5	14,291.7	3.7	0.8	18,957.5	19,144.0
佐賀県	2,045.4	2,046.0	4.6	0.0	2,092.5	2,078.6	3.7	-0.7	2,849.4	2,851.9
長崎県	3,236.8	3,345.5	8.8	3.4	3,342.2	3,443.3	7.2	3.0	4,460.7	4,566.2
熊本県	4,097.3	4,309.3	2.8	5.2	4,301.7	4,465.9	2.4	3.8	5,668.0	5,927.6
大分県	2,929.1	2,927.3	4.0	-0.1	3,022.3	3,020.7	4.1	-0.1	4,388.8	4,353.4
宮崎県	2,507.2	2,561.9	2.4	2.2	2,585.2	2,638.2	2.3	2.1	3,620.0	3,684.0
鹿児島県	3,771.1	3,869.1	2.5	2.6	3,888.7	3,951.5	2.0	1.6	5,293.9	5,381.8
沖縄県	2,855.4	3,023.0	5.0	5.9	3,086.7	3,271.4	4.7	6.0	4,110.5	4,282.0
合計	388,481.1	392,451.5	3.0	1.0	407,896.9	408,389.1	2.9	0.1	545,749.3	549,866.2

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の令和元年版「県民経済計算年報」によるものである。

2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名 目)		県 内 総 生 産 (実 質)				1 人 当 た り 県 民 所 得				項 目	
増加率 (%)		実数 (10億円)		増加率 (%)		実数 (1,000円)		増加率 (%)		県 別	
27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度		
2.9	-0.2	18,478.6	18,240.0	1.1	-1.3	2,622	2,617	3.3	-0.2	北 海 道	
4.4	0.7	4,470.7	4,467.4	3.5	-0.1	2,507	2,558	6.3	2.0	青 森 県	
1.6	0.0	4,505.7	4,470.6	-0.1	-0.8	2,722	2,737	1.9	0.5	岩 手 県	
3.0	-0.1	9,286.6	9,230.9	1.8	-0.6	2,970	2,926	3.8	-1.5	宮 城 県	
0.7	1.7	3,298.1	3,333.5	-0.7	1.1	2,478	2,553	2.9	3.0	秋 田 県	
3.0	3.1	3,837.6	3,932.1	1.0	2.5	2,670	2,758	5.1	3.3	山 形 県	
0.7	1.4	7,494.1	7,571.6	-1.2	1.0	2,958	3,005	0.4	1.6	福 島 県	
4.4	0.5	12,375.4	12,386.1	1.7	0.1	3,104	3,116	6.0	0.4	茨 城 県	
5.8	-0.8	8,659.9	8,593.2	3.6	-0.8	3,349	3,318	6.0	-0.9	栃 木 県	
3.1	0.1	8,093.7	8,122.9	1.0	0.4	3,097	3,098	3.5	0.0	群 馬 県	
3.3	0.6	21,976.1	22,099.4	2.1	0.6	2,948	2,958	3.2	0.3	埼 玉 県	
1.9	0.3	19,590.7	19,539.2	-0.2	-0.3	3,010	3,020	2.6	0.3	千 葉 県	
1.9	0.6	103,122.6	103,752.5	1.8	0.6	5,483	5,348	1.4	-2.5	東 京 都	
4.7	1.5	33,164.4	33,678.5	3.3	1.6	3,133	3,180	2.6	1.5	神 奈 川 県	
1.9	0.7	8,454.5	8,479.9	0.1	0.3	2,776	2,826	2.9	1.8	新 潟 県	
2.3	-1.1	4,448.8	4,408.9	0.9	-0.9	3,339	3,295	3.1	-1.3	富 山 県	
3.6	0.4	4,462.2	4,475.0	2.3	0.3	2,886	2,908	4.0	0.8	石 川 県	
6.1	-1.6	3,156.4	3,100.7	4.6	-1.8	3,197	3,157	5.6	-1.2	福 井 県	
3.7	1.8	3,220.4	3,264.5	2.0	1.4	2,827	2,873	3.7	1.6	山 梨 県	
4.1	0.3	8,019.9	8,025.0	2.5	0.1	2,876	2,882	5.4	0.2	長 野 県	
2.8	0.9	7,280.9	7,339.6	1.1	0.8	2,761	2,803	2.9	1.5	岐 阜 県	
3.4	0.5	16,280.3	16,421.7	1.4	0.9	3,300	3,300	2.7	0.0	静 岡 県	
2.8	-0.3	37,420.9	37,484.2	0.8	0.2	3,700	3,633	2.8	-1.8	愛 知 県	
0.7	3.4	7,644.7	7,907.1	-2.6	3.4	3,025	3,155	0.8	4.3	三 重 県	
4.0	3.2	5,939.9	6,156.0	1.8	3.6	3,099	3,181	4.1	2.6	滋 賀 県	
4.7	2.0	10,010.8	10,210.9	3.7	2.0	2,870	2,926	4.5	2.0	京 都 府	
2.2	-0.1	38,007.3	38,021.0	1.5	0.0	3,086	3,056	3.1	-1.0	大 阪 府	
2.6	0.5	20,173.7	20,300.0	1.1	0.6	2,844	2,896	2.6	1.8	兵 庫 県	
1.0	2.6	3,474.2	3,555.4	-0.2	2.3	2,471	2,522	1.7	2.1	奈 良 県	
-1.8	4.3	3,381.6	3,513.8	-4.8	3.9	2,796	2,949	-0.9	5.5	和 歌 山 県	
3.7	1.5	1,807.2	1,823.4	2.6	0.9	2,368	2,407	4.7	1.6	鳥 取 県	
3.2	1.4	2,415.8	2,441.1	2.1	1.0	2,595	2,619	4.7	0.9	島 根 県	
5.3	-1.3	7,517.0	7,364.8	2.5	-2.0	2,757	2,732	7.6	-0.9	岡 山 県	
4.3	1.1	11,366.8	11,527.3	2.6	1.4	3,036	3,068	4.1	1.1	広 島 県	
-1.2	3.3	5,677.0	5,868.2	-3.9	3.4	2,882	3,048	-2.1	5.8	山 口 県	
0.9	-0.9	3,014.6	2,998.4	0.3	-0.5	3,006	2,973	3.2	-1.1	徳 島 県	
1.9	1.6	3,658.8	3,697.7	-0.1	1.1	2,919	2,945	3.4	0.9	香 川 県	
3.6	3.3	4,739.2	4,863.3	0.9	2.6	2,536	2,656	3.2	4.7	愛 媛 県	
2.2	1.1	2,314.1	2,317.0	0.8	0.1	2,528	2,567	3.7	1.5	高 知 県	
3.2	1.0	18,294.3	18,413.4	1.7	0.7	2,780	2,800	3.7	0.7	福 岡 県	
3.4	0.1	2,772.1	2,764.8	1.9	-0.3	2,513	2,509	4.2	-0.1	佐 賀 県	
7.1	2.4	4,318.2	4,395.7	5.7	1.8	2,427	2,519	8.0	3.8	長 崎 県	
2.3	4.6	5,497.4	5,712.7	0.7	3.9	2,408	2,517	2.9	4.5	熊 本 県	
2.5	-0.8	4,207.6	4,150.8	-0.6	-1.4	2,591	2,605	4.7	0.5	大 分 県	
2.7	1.8	3,524.1	3,551.2	1.0	0.8	2,341	2,407	3.0	2.8	宮 崎 県	
3.0	1.7	5,146.7	5,177.7	1.2	0.6	2,359	2,414	2.8	2.3	鹿 児 島 県	
4.6	4.2	4,004.2	4,132.0	3.2	3.2	2,153	2,273	4.1	5.6	沖 縄 県	
2.8	0.8	529,993.4	533,247.3	1.4	0.6	3,209	3,217	3.0	0.2	合 計	

参 考

- I 地方財政計画(令和2年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(令和2年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額
(令和2年度)
- IV 主要経済指標(令和2年度)

I 地方財政計画（令和2年度）

【通常収支分】

（単位：億円）

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	409,366	401,633	7,733	1.9
II 地 方 譲 与 税	26,086	27,123	△ 1,037	△ 3.8
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,389	2,472	△ 83	△ 3.4
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	63	72	△ 9	△ 12.5
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,845	2,742	103	3.8
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	154	149	5	3.4
5 特 別 と ん 譲 与 税	126	137	△ 11	△ 8.0
6 森 林 環 境 譲 与 税	400	200	200	100.0
7 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	20,109	－	20,109	皆増
8 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	－	21,351	△ 21,351	皆減
III 地 方 特 例 交 付 金	2,007	4,340	△ 2,333	△ 53.8
IV 地 方 交 付 税	165,882	161,809	4,073	2.5
V 国 庫 支 出 金	152,157	147,174	4,983	3.4
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,221	15,200	21	0.1
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	103,433	98,011	5,422	5.5
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	13,298	13,752	△ 454	△ 3.3
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	14,549	14,376	173	1.2
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	774	769	5	0.7
(エ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,361	1,325	36	2.7
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	15,124	14,285	839	5.9
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	13,262	13,488	△ 226	△ 1.7
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及び高等学校等就学支援金交付金	4,198	3,663	535	14.6
(ク) 子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	13,379	11,069	2,310	20.9
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	27,488	25,284	2,204	8.7
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	31,087	31,485	△ 398	△ 1.3
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	30,811	31,216	△ 405	△ 1.3
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	276	269	7	2.6
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	291	291	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	74	74	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	543	568	△ 25	△ 4.4
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,084	1,120	△ 36	△ 3.2
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	370	371	△ 1	△ 0.3
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	54	54	△ 0	△ 0.0
VI 地 方 債	92,783	94,282	△ 1,500	△ 1.6
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	15,761	16,083	△ 322	△ 2.0
VIII 雑 収 入	43,776	43,887	△ 111	△ 0.3
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 86	△ 90	4	△ 4.4
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 335	△ 312	△ 23	△ 7.4
歳 入 合 計	907,397	895,930	11,467	1.3

（注）地方特例交付金の令和元年度の額は、子ども・子育て支援臨時交付金を含む。

(単位：億円)

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	202,876	203,307	△ 431	△ 0.2
1 給 与 費 (退 職 手 当 を 除 く)	187,491	187,610	△ 119	△ 0.1
(ア) 義 務 教 育 教 職 員	55,934	56,255	△ 321	△ 0.6
(イ) 警 察 関 係 職 員	23,635	23,543	92	0.4
(ウ) 消 防 職 員	12,514	12,515	△ 1	△ 0.0
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	95,408	95,297	111	0.1
2 退 職 手 当	15,323	15,622	△ 299	△ 1.9
3 恩 給 費	62	75	△ 13	△ 17.3
II 一 般 行 政 経 費	403,717	384,197	19,520	5.1
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の	227,126	214,845	12,281	5.7
(ア) 生 活 保 護 費	38,160	38,529	△ 369	△ 1.0
(イ) 児 童 保 護 費	9,678	8,389	1,289	15.4
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	30,248	28,570	1,678	5.9
(エ) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	27,328	26,638	690	2.6
(オ) 介 護 給 付 費	31,379	29,260	2,119	7.2
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	19,010	19,349	△ 339	△ 1.8
(キ) 子どものための教育・保育給付交付金	24,757	20,742	4,015	19.4
(ク) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	46,566	43,368	3,198	7.4
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ な い も の	147,510	144,504	3,006	2.1
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,881	14,848	33	0.2
4 まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
5 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	-	4,200	皆増
III 公 債 償 還 費	116,979	119,088	△ 2,109	△ 1.8
IV 維 持 補 修 費	14,469	13,491	978	7.2
V 投 資 的 経 費	127,614	130,153	△ 2,539	△ 2.0
1 直 轄 事 業 負 担 金	6,425	6,368	57	0.9
2 公 共 事 業 費	60,052	62,709	△ 2,657	△ 4.2
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	59,678	62,342	△ 2,664	△ 4.3
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	374	367	7	1.9
(直轄、補助事業計)	66,477	69,077	△ 2,600	△ 3.8
3 一 般 事 業 費	27,944	27,890	54	0.2
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	27,563	27,510	53	0.2
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	381	380	1	0.3
4 特 別 事 業 費	33,193	33,186	7	0.0
(ア) 過 疎 対 策 事 業 費	11,088	11,081	7	0.1
(イ) 地 域 活 性 化 事 業 費	820	820	0	0.0
(ウ) 旧 合 併 特 例 事 業 費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(オ) 施設整備事業費（一般財源化分）	935	935	0	0.0
(カ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
(ク) 緊急自然災害防止対策事業費	3,000	3,000	0	0.0
(地方単独事業計)	61,137	61,076	61	0.1
VI 公 営 企 業 繰 出 金	24,942	25,394	△ 452	△ 1.8
1 収 益 勘 定 繰 出 金	11,065	11,481	△ 416	△ 3.6
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,877	13,913	△ 36	△ 0.3
VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	16,800	20,300	△ 3,500	△ 17.2
歳 出 合 計	907,397	895,930	11,467	1.3

(注) 令和元年度地方財政計画に計上された重点課題対応分は、「II 一般行政経費 2 国庫補助負担金を伴わないもの」に統合しており、令和元年度の計上額については、当該区分に含めている。

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	令和2年度		令和元年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	409,366	45.1	401,633	44.8
地 方 譲 与 税	26,086	2.9	27,123	3.0
地 方 特 例 交 付 金	2,007	0.2	4,340	0.5
地 方 交 付 税	165,882	18.3	161,809	18.1
国 庫 支 出 金	152,157	16.8	147,174	16.4
地 方 債	92,783	10.2	94,282	10.5
使 用 料 及 び 手 数 料	15,761	1.7	16,083	1.8
雑 収 入	43,776	4.8	43,887	4.9
歳 入 合 計	907,818	100.0	896,331	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳 出

区 分	令和2年度		令和元年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	202,876	22.4	203,307	22.7
一 般 行 政 経 費	403,717	44.5	384,197	42.9
公 債 費	116,979	12.9	119,088	13.3
維 持 補 修 費	14,469	1.6	13,491	1.5
投 資 的 経 費	127,614	14.1	130,153	14.5
公 営 企 業 繰 出 金	24,942	2.7	25,394	2.8
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	16,800	1.8	20,300	2.3
歳 出 合 計	907,397	100.0	895,930	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 震災復興特別交付税	3,742	4,049	△ 307	△ 7.6
II 一般財源充当分	86	90	△ 4	△ 4.4
III 国庫支出金	5,065	6,768	△ 1,703	△ 25.2
IV 地方債	15	12	3	25.0
V 雑収入	76	68	8	11.8
歳 入 合 計	8,984	10,987	△ 2,003	△ 18.2
B 歳 出				
I 給与関係経費	71	78	△ 7	△ 9.0
II 一般行政経費	1,748	2,422	△ 674	△ 27.8
1 国庫補助負担金等を伴うもの	1,104	1,756	△ 652	△ 37.1
2 国庫補助負担金を伴わないもの	644	666	△ 22	△ 3.3
III 公債費	75	68	7	10.3
IV 投資的経費	7,075	8,344	△ 1,269	△ 15.2
1 直轄事業負担金	497	580	△ 83	△ 14.3
2 公共事業費	6,444	7,602	△ 1,158	△ 15.2
3 一般事業費	134	162	△ 28	△ 17.3
V 公営企業繰出金	15	75	△ 60	△ 80.0
歳 出 合 計	8,984	10,987	△ 2,003	△ 18.2

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和2年度		令和元年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	3,742	41.6	4,049	36.9
II 一般財源充当分	86	1.0	90	0.8
III 国庫支出金	5,065	56.4	6,768	61.6
IV 地方債	15	0.2	12	0.1
V 雑収入	76	0.8	68	0.6
歳 入 合 計	8,984	100.0	10,987	100.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	71	0.8	78	0.7
II 一般行政経費	1,748	19.5	2,422	22.0
III 公債費	75	0.8	68	0.6
IV 投資的経費	7,075	78.7	8,344	76.0
V 公営企業繰出金	15	0.2	75	0.7
歳 出 合 計	8,984	100.0	10,987	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
Ⅰ 地 方 税	756	745	11	1.5
Ⅱ 一 般 財 源 充 当 分	335	312	23	7.4
Ⅲ 雑 収 入	1	1	0	0.0
歳 入 合 計	1,092	1,058	34	3.2
B 歳 出				
Ⅰ 公 債 費	1,092	1,058	34	3.2
歳 出 合 計	1,092	1,058	34	3.2

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和2年度		令和元年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
Ⅰ 地 方 税	756	69.2	745	70.4
Ⅱ 一 般 財 源 充 当 分	335	30.7	312	29.5
Ⅲ 雑 収 入	1	0.1	1	0.1
歳 入 合 計	1,092	100.0	1,058	100.0
B 歳 出				
Ⅰ 公 債 費	1,092	100.0	1,058	100.0
歳 出 合 計	1,092	100.0	1,058	100.0

Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（令和２年度）

（単位 億円）

税 目	令和元年度 当初予算額	令和 2 年 度					
		前年度当初 予算額に対 する現行法 による増減 (△) 収見込額	現行法によ る収入見込 額	税制改正に よる増減(△) 収見込額	改正法によ る収入見込 額(予算額)	前年度当初 予算額に対 する増減(△) 収見込額	
	(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)=(3)+(4)+(5)	(6)=(5)-(1)	
（ 一 般 会 計 ）							
所得税	166,100	△ 4,010	162,090	-	162,090	△ 4,010	
源泉分	33,240	△ 40	33,200	-	33,200	△ 40	
申告分	199,340	△ 4,050	195,290	-	195,290	△ 4,050	
法人税	128,580	△ 7,920	120,660	△ 10	120,650	△ 7,930	
相続税	22,320	1,090	23,410	-	23,410	1,090	
消費税	193,920	23,510	217,430	△ 240	217,190	23,270	
酒税	12,710	△ 60	12,650	-	12,650	△ 60	
たばこ税	8,890	250	9,140	-	9,140	250	
揮発油税	23,030	△ 990	22,040	-	22,040	△ 990	
石油ガス税	70	△ 10	60	-	60	△ 10	
航空機燃料税	520	20	540	-	540	20	
石油石炭税	7,070	△ 520	6,550	-	6,550	△ 520	
電源開発促進税	3,300	△ 150	3,150	-	3,150	△ 150	
自動車重量税	3,760	170	3,930	-	3,930	170	
国際観光旅客税	500	40	540	-	540	40	
関税	10,340	△ 870	9,470	△ 10	9,460	△ 880	
とん税	110	△ 10	100	-	100	△ 10	
印紙収入	7,080	△ 360	6,720	-	6,720	△ 360	
〔収入印紙〕	3,410	300	3,710	-	3,710	300	
〔現金収入〕	10,490	△ 60	10,430	-	10,430	△ 60	
合 計	624,950	10,440	635,390	△ 260	635,130	10,180	
（ 交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 ）							
地方法人税	6,876	7,688	14,564	-	14,564	7,688	
地方揮発油税	2,464	△ 106	2,358	-	2,358	△ 106	
石油ガス税（譲与分）	70	△ 10	60	-	60	△ 10	
航空機燃料税（譲与分）	149	5	154	-	154	5	
自動車重量税（譲与分）	2,750	119	2,869	-	2,869	119	
特別とん税	138	△ 13	125	-	125	△ 13	
地方法人特別税	21,360	△ 9,656	11,704	-	11,704	△ 9,656	
特別法人事業税	-	8,214	8,214	-	8,214	8,214	
合 計	33,807	6,241	40,048	-	40,048	6,241	
（ 国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 ）							
たばこ特別税	1,260	△ 30	1,230	-	1,230	△ 30	
（ 東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 ）							
復興特別所得税	4,196	△ 85	4,111	-	4,111	△ 85	
総 計	664,213	16,566	680,779	△ 260	680,519	16,306	

（注） 消費税の税制改正による増減(△)収見込額は、令和２年度改正における法人に係る消費税の申告期限の特例の創設によって、令和２年度に帰属する予定であった消費税額の一部（240億円）が、納付時期のずれにより、令和３年度税収に帰属することによるものである。

Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（令和２年度）

（単位：億円）

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
1. 個人所得課税		
企業年金・個人年金制度等の見直し	▲ 10	0
2. 法人課税		
(1) オープンイノベーションを促進するための税制措置の創設	▲ 150	▲ 130
(2) 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し	90	70
(3) 交際費等の損金不算入制度の見直し	140	110
(4) 5G導入促進税制の創設	▲ 130	▲ 100
(5) 連結納税制度の見直し	10	－
(6) 情報連携投資等の促進に係る税制の廃止	40	40
法人課税 計	0	▲ 10
3. 消費課税		
(1) 軽量な葉巻たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し	10	0
(2) 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の見直し	40	0
消費課税 計	50	0
4. 納税環境整備		
利子税・還付加算金等の割合の引下げ	40	0
合 計	80	▲ 10

（注１） 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

（注２） 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設によって、令和２年度に帰属する予定であった消費税額の一部（240億円）が、納付時期のずれにより、令和３年度税収に帰属することとなる。

IV 主要経済指標(令和2年度)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	対前年度比増減率					
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	548.4	558.3	570.2	0.1	0.3	1.8	0.9	2.1	1.4
民間最終消費支出	304.7	308.5	314.2	0.5	0.1	1.2	0.6	1.8	1.0
民間住宅	16.5	17.0	16.9	▲ 3.4	▲ 4.9	2.9	1.5	▲ 0.3	▲ 1.9
民間企業設備	88.0	90.3	93.2	2.5	1.7	2.6	2.2	3.2	2.7
民間在庫変動()内は寄与度	1.5	1.7	1.9	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)
政府支出	136.8	140.1	143.6	1.3	0.8	2.5	1.6	2.5	1.8
政府最終消費支出	108.5	110.4	112.3	1.0	0.9	1.8	1.3	1.7	1.3
公的固定資本形成	28.2	29.7	31.3	2.4	0.6	5.2	3.6	5.3	3.9
財貨・サービスの輸出	100.6	96.4	99.1	2.3	1.6	▲ 4.2	▲ 1.2	2.8	2.4
(控除)財貨・サービスの輸入	99.7	95.7	98.8	6.8	2.2	▲ 4.0	0.3	3.2	3.1
内需寄与度				0.9	0.4	1.8	1.2	2.2	1.5
民需寄与度				0.6	0.2	1.2	0.8	1.6	1.0
公需寄与度				0.3	0.2	0.6	0.4	0.6	0.5
外需寄与度				▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.1
国民所得	404.3	408.1	415.2	0.8		1.0		1.7	
雇用者報酬	284.7	289.3	293.8	3.0		1.6		1.6	
財産所得	27.0	27.4	28.1	5.9		1.3		2.7	
企業所得	92.5	91.5	93.3	▲ 6.6		▲ 1.1		2.0	
国民総所得	568.4	580.1	592.0	0.3	▲ 0.2	2.1	1.4	2.0	1.3
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%		%程度		%程度	
労働力人口	6,847	6,891	6,901	1.4		0.6		0.2	
就業者数	6,681	6,730	6,744	1.8		0.7		0.2	
雇用者数	5,955	6,015	6,048	1.8		1.0		0.6	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.4	2.3	2.3						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	0.3	▲ 1.7	2.1						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	2.2	0.3	1.0						
消費者物価指数・変化率	0.7	0.6	0.8						
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.2	0.9	0.8						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度						
貿易・サービス収支	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.4						
貿易収支	0.7	0.3	▲ 0.5						
輸出	80.3	75.9	78.0						
輸入	79.6	75.6	78.4	8.0	▲ 5.0	3.7			
経常収支	19.2	19.5	18.9						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	3.5	3.5	3.3						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 令和元年10月に実施された消費税率引き上げの物価上昇率への影響を機械的に試算すると、令和元年度、令和2年度ともに、消費者物価(総合)では0.5%ポイント程度、GDPデフレーターでは0.4%ポイント程度と見込まれる。また、消費税率引き上げに伴い実施される教育無償化による消費者物価(総合)への影響を機械的に試算すると、幼児教育・保育無償化は令和元年度、令和2年度ともに▲0.3%ポイント程度、高等教育無償化は令和2年度に▲0.1%ポイント程度と見込まれる。

(注3) 世界GDP(日本を除く。)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成30年度 (実績)	令和元年度	令和2年度
世界GDP(日本を除く。)の 実質成長率(%)	3.3	2.9	2.9
円相場(円/ドル)	110.9	108.7	108.9
原油輸入価格(ドル/バレル)	72.0	67.1	65.6

(備考)

- 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、令和元年11月1日～11月30日の期間の平均値(108.9円/ドル)を同年12月以降一定と想定。
- 原油輸入価格は、令和元年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(65.6ドル/バレル)で同年12月以降一定と想定。